# 経済産業省委託事業

フィリピンにおける模倣品流通実態調査

2019年3月 独立行政法人 日本貿易振興機構 マニラ事務所

# 目 次

Ι	模	<b>協品をはじめとした知的財産侵害品の定義</b>	1
1	模倣品	品の定義	1
2	侵害行	<b>行為の類型</b>	1
	2.1	特許権	1
	2.2	意匠権及び集積回路配置権	2
	2.3	商標権	3
	2.4	著作権	3
$\mathbf{II}$	知	的財産権保護に関する政策立案や法執行に関わる機関	6
1	国家	医知的財産権委員会(National Committee on Intellectual Property Rights (NCIPR))	8
2	貿易	B産業省(Department of Trade and Industry(DTI))	8
3	フィ	リピン知的財産庁(Intellectual Property Office(IPOPHL))	9
4	フィ	リピン国家警察(Philippine National Police(PNP))	10
5	司法	长省国家捜査局(National Bureau of Investigation(NBI))	10
6	関移	拍局(Bureau of Customs(BOC))	11
7	大紛	だ領官邸光メディア委員会(Office of the President Optical Media Board(OMB))	11
8	国家	R通信委員会(National Telecommunications Commission(NTC))	13
9	司法	告省(Department of Justice(DOJ))	13
1	0 国家	R書籍開発委員会(National Book Department Board(NBDB))	13
1	1 食品	品薬事管理局(Food and Drug Administration(FDA·旧Bureau of Food and Drugs))	14
1	2 内務	S地方自治省(Department of the Interior and Local Government(DILG))	14
1	3 農業	<b>省植物産業局植物品種保護室</b>	
	(P)	lant Variety Protection Office, Bureau of Plant Industry (PVPO))	14
1	4 証券	印引委員会(Securities and Exchange Commission (SEC))	15
1	5 国際	終犯罪対策室(Office of the Special Envoy for Transnational Crime (OSETC))	15
II]	[ フ	ィリピンの知的財産権エンフォースメント	16
1	権利者	音自らによるエンフォースメント	16
	1.1	調査・サンプル品の購入	16
	1.2	侵害停止要求書・警告状の送付	16
	1.3	和解	17
2	刑事措	置	18
	2.1	刑事措置の対象及び効果	18
	2.2	執行機関	19

	2.3	捜査手続(レイド)	20
	2.4	刑事裁判手続	20
3	民事措	置	22
	3.1	民事措置の対象及び効果	22
	3.2	民事裁判手続	24
4	行政措	置	25
5	水際指	置	26
IV	フ	ィリピン市場における模倣品の実態	28
1	最近	10 年間の模倣品事情	28
	1.1	フィリピンにおける模倣品	28
	1.2	近時 10 年間における模倣品摘発実績	28
2	製品分	↑野ごとの模倣品の概況	31
	2.1	電気・電子製品(時計・電卓・カメラ含む)	31
	2.2	化粧品・薬品・トイレタリー	32
	2.3	車両 (オートバイ含む)・車両のスペア部品 (ブレーキパッド等) 及び関連	用品
	()	アクセサリ類、充填財等)	32
	2.4	食料品(調味料含む)、健康食品類(滋養・栄養食品、サプリメント等)	33
	2.5	衣類、かばん、履物、眼鏡、アクセサリー、スポーツ・レジャー用品等	33
	2.6	光ディスクメディア (CD 及び DVD)	33
	2.7	コンテンツ、キャラクターグッズ	34
	2.8	携帯電話及び付属品	34
3	模倣品	占の流通実態:製造・組立及び配分・流通(製品分野別)	36
	3.1	電気・電子製品(時計・電卓・カメラ含む)	36
	3.2	化粧品・薬品・トイレタリー	37
	3.3	車両 (オートバイ含む)・車両のスペア部品 (ブレーキパッド等) 及び関連	用品
	()	アクセサリ類、充填剤等)	42
	3.4	食料品(調味料含む)、健康食品類(滋養・栄養食品、サプリメント等)	44
	3.5	衣類、かばん、履物、眼鏡、アクセサリー、スポーツ・レジャー用品等	46
	3.6	光ディスクメディア (CD 及び DVD)	49
	3.7	コンテンツ、キャラクターグッズ	50
	3.8	携帯電話及び付属品	51
4	模倣品	品の消費	52
	4.1	フィリピンにおける模倣品販売市場	52
	4.2	市場における模倣品の混入率	79
	4.3	模倣品の消費者層の区分—社会経済階層(Socio Economic Classes)	79
	4.4	模倣品の消費状況(製品分野別)	83

5	インタ	ーネット上における模倣品の消費	101
	5.1	フィリピンで利用可能な主要 EC サイト	101
	5.2	主要な模倣品販売の状況	102
	5.3	模倣品の混入率	103
	5.4	模倣品の消費規模	103
	5.5	模倣品の主な消費者層	103
	5.6	模倣品と本物との価格・品質等の比較	103
	5.7	消費者の認識(本物と模倣品とを識別しているかどうか)	104
	5.8	消費者が模倣品を購入する動機	104
6	実例	(製品分野別)	105
	6.1	電気・電子製品 (時計・電卓・カメラ含む)	106
	6.2	化粧品・薬品・トイレタリー	109
	6.3	車両 (オートバイ含む)・車両のスペア部品 (ブレーキパッド等) 及び関	連用品
	()	アクセサリ類、充填剤等)	112
	6.4	食料品(調味料含む)、健康食品類(滋養・栄養食品、サプリメント等)	115
	6.5	衣類、かばん、履物、眼鏡、アクセサリー、スポーツ・レジャー用品等	117
	6.6	光ディスクメディア (CD 及び DVD)	119
	6.7	コンテンツ、キャラクターグッズ	121
	6.8	携帯電話及び付属品	123
			1-0
V	模	倣品の流通に影響を与える要因	125
-		做品の流通に影響を与える要因 ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢	125
-	フィリ		125
-	フィリ	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢	<b>125</b> による
-	フィリ 傾向) 1.1	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識	<b>125</b> による 125
1	フィリ 傾向) 1.1 1.2	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力	<b>125</b> による 125 125
1	フィリ 傾向) 1.1 1.2	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向	125 による 125 125 125
1	フィリ 傾向) 1.1 1.2 消費者	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向 行の消費の決定に影響を与える要因	125 による 125 125 125 126
2	フィリ 傾向) 1.1 1.2 消費者 2.1 2.2	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向 で消費の決定に影響を与える要因 フィリピンにおける消費者の模倣品に対する意識	125 による 125 125 125 126 126
2	フィリ 傾向) 1.1 1.2 消費者 2.1 2.2 模倣品	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向 の消費の決定に影響を与える要因 フィリピンにおける消費者の模倣品に対する意識 OECD のレポートが指摘する要因に基づく分析	125 125 125 125 126 126 126
1 2 VI	フィリ 傾向) 1.1 1.2 消費者 2.1 2.2 模倣品	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向 の消費の決定に影響を与える要因 フィリピンにおける消費者の模倣品に対する意識 OECD のレポートが指摘する要因に基づく分析 使用に伴う損失、危害及びリスク	125 125 125 125 126 126 126 128
1 2 3 <b>VI</b>	フィリ 傾向) 1.1 1.2 消費者 2.1 2.2 模倣 フ 政府の	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向 の消費の決定に影響を与える要因 フィリピンにおける消費者の模倣品に対する意識 OECD のレポートが指摘する要因に基づく分析 使用に伴う損失、危害及びリスク イリピンにおける模倣品対策	125 による 125 125 125 126 126 126 128 130
3 <b>VI</b> 1 2	フィリ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向 の消費の決定に影響を与える要因 フィリピンにおける消費者の模倣品に対する意識 OECD のレポートが指摘する要因に基づく分析 使用に伴う損失、危害及びリスク イリピンにおける模倣品対策 の政策、誓約、行動計画及び実績	125 125 125 125 126 126 126 128 130
3 <b>VI</b> 1 2	フィリ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向 の消費の決定に影響を与える要因 フィリピンにおける消費者の模倣品に対する意識 OECD のレポートが指摘する要因に基づく分析 使用に伴う損失、危害及びリスク イリピンにおける模倣品対策 政策、誓約、行動計画及び実績 。対策、処分に関する実績(フィリピン全国の最近の概況)	125 125 125 125 126 126 126 128 130 130
3 <b>VI</b> 1 2	フ傾) 1.1 1.2 費 2.1 2.2 模 <b>ア</b> 府 協 <b>の</b> 模 倣 協	ピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、年齢 ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識 フィリピンの消費者の購買力 フィリピンの消費者の消費傾向 の消費の決定に影響を与える要因 フィリピンにおける消費者の模倣品に対する意識 OECD のレポートが指摘する要因に基づく分析 1使用に伴う損失、危害及びリスク イリピンにおける模倣品対策 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	125 による 125 125 125 126 126 126 128 130 133 135

4 模倣品対策に影響を与える要因・ 法律 ・ 法執行機関の公正な意識	は、スキル、キャパ
シティ、運用実態	142
4.1 関連法令等	142
4.2 法の執行機関の公平性、スキル、能力及び実践	143
5 並行輸入の侵害当否に関する規定等	146
5.1 特許に関する並行輸入	146
5.2 商標に関する並行輸入	146
5.3 著作権に関する並行輸入	147
VII 模倣品の流通によりその知的財産権を侵害	された企業
にかりフラル・ハノコ	1 40
に対するアドバイス	148
に対するプトハイス 1 模倣品の流通に対して企業がなすべき行動	1 <b>48</b> 148
1 模倣品の流通に対して企業がなすべき行動	148
1 模倣品の流通に対して企業がなすべき行動 2 現実に生じている模倣品の流通に対する措置	148 148
<ul><li>1 模倣品の流通に対して企業がなすべき行動</li><li>2 現実に生じている模倣品の流通に対する措置</li><li>3 再発防止のための予防的措置</li></ul>	148 148 150
<ul><li>1 模倣品の流通に対して企業がなすべき行動</li><li>2 現実に生じている模倣品の流通に対する措置</li><li>3 再発防止のための予防的措置</li><li>4 模倣品対策について協力・支援を提供する機関</li></ul>	148 148 150 152
<ol> <li>模倣品の流通に対して企業がなすべき行動</li> <li>現実に生じている模倣品の流通に対する措置</li> <li>再発防止のための予防的措置</li> <li>模倣品対策について協力・支援を提供する機関</li> <li>弁護士の役割・信頼できる弁護士の選定</li> </ol>	148 148 150 152

# I 模倣品をはじめとした知的財産侵害品の定義

# 1 模倣品の定義

フィリピンにおいて知的財産権を規制する主な法律は「Republic Act No.8293, The Intellectual Property Code of the Philippines」(以下「フィリピン知的財産法」という。)であるが、フィリピン知的財産法には「模倣品」の定義はなく、模倣品とは広く知的財産権を侵害する物品一般を指すものと理解されている(以下、知的財産権を侵害する物品を「模倣品」という。)。

# 2 侵害行為の類型

フィリピン知的財産法において「知的財産権」とは、特許権(実用新案権を含む。 以下同じ。)、意匠権、商標権、著作権及び集積回路配置権等を意味し<sup>1</sup>、各権利に対 する侵害行為の類型は以下のとおりである。

#### 2.1 特許権

フィリピン知的財産法において、特許権を侵害する行為とは、特許の対象 に応じて以下の行為を意味することと定義されている。

特許の対象が物である場合2	許諾を得ていない者による当該物の生 産、使用、販売の申し出、販売又は輸入
特許の対象が方法である場合3	許諾を得ていない者による当該方法の 使用並びに当該方法により直接的に又 は間接的に得られる物の製造、取扱い、 使用、販売若しくは販売の申し出又は輸 入

但し、上記の特許権の侵害行為に該当する行為であっても、以下の行為は

<sup>1</sup>フィリピン知的財産法第4条第1項

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> フィリピン知的財産法第71条第1項(a)

<sup>3</sup> フィリピン知的財産法第71条第1項(b)

例外的に特許権の侵害行為とはみなされないこととなっている。

# フィリピン知的財産法第72条 特許製品の所有者により又はその者の明示の承諾を得てフィリピン 市場で販売されている製品を使用する行為(なお、薬剤製品の場合に は特許権者又は当該特許権の実施許諾を得た第三者がフィリピン国 内又は国外において当該薬剤製品を流通させた後に当該薬剤製品を 使用する行為) 私的かつ非商業的規模において行われる行為又は非商業的目的で行 (2) われる行為 専ら科学又は教育のための発明の実験的使用又はこれに直接関連す (3) る活動 薬剤製品に関し、発明の試験、使用、生産又は販売行為であって、当 該薬剤製品の製造、使用、生産又は販売を規制するフィリピン又はそ **(4)** の他の国の法律で要求される情報の作成・提出又は政府当局による承 認の発行に合理的に関連付けられた目的で行われる行為 個人のために、薬局又は薬剤師が処方箋に基づいて製剤する行為又は (5) これに関連する行為 フィリピン知的財産法第73条 特許出願日又は優先日より前に業として善意で当該発明を使用して いた場合又は使用する真摯な準備をしていた場合の当該先使用者に よる使用行為 フィリピン知的財産法第74条 政府機関又は政府の許可を得た第三者による公共の利益のための使 (7) 用行為 フィリピン知的財産法第 93 条・93A 条 強制実施権が付与された者による使用行為

# 2.2 意匠権及び集積回路配置権

意匠権及び集積回路配置権の侵害行為については、特許権の侵害行為の定 義及び侵害行為の例外規定が準用されるため4、特許権と同様の意味を有す る。

<sup>4</sup> フィリピン知的財産法第119条第1項及び第2項

### 2.3 商標権

フィリピン知的財産法において、商標権を侵害する行為とは、商標の種類に応じて、以下の行為を意味することと定義されている。

	同意を得ていない第三者が、登録商標の指定商
   登録商標の場合5	品・役務と同一又は類似の商品・役務について同
豆球間保の場合	一又は類似の標識を、混同を生じさせる虞がある
	態様で、業として使用する行為
	同意を得ていない第三者が、著名登録商標と同一
	又は類似の標識を、当該著名登録商標の指定商
	品・役務と同一又は類似の商品・役務について、
著名登録商標の場合6	若しくは同一又は類似していなくても当該著名
	登録商標の権利者との関連性を示唆し、当該著名
	登録商標の利益を害する虞がある態様で、業とし
	て使用する行為

但し、第三者が善意で自己の名称、住所、ペンネーム、地理的名称又は自己の商品・役務の種類、質、量、用途、価格、原産地若しくは提供時期を特定するために、当該商品・役務について公衆を誤認させることがない態様で、当該商標を使用する行為は侵害行為とはみなされないこととされている7。

#### 2.4 著作権

フィリピン知的財産法において、著作権を侵害する行為とは、第三者による著作権者の承諾を得ていない第三者による以下の行為を意味することと 定義されている8。

- ① 著作物又はその実質的な部分の複製
- ② 著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲その他の改作

<sup>5</sup> フィリピン知的財産法第147条第1項

<sup>6</sup> フィリピン知的財産法第147条第2項

<sup>7</sup> フィリピン知的財産法第 148条

<sup>8</sup> フィリピン知的財産法第 177 条

- ③ 著作物の原著作物及びその各複製物の販売その他の態様による最初の公衆への頒布 視聴覚著作物、映画著作物、録音物に組み込まれた著作物、コンピュ
- ④ ータ・プログラム、データ、その他の素材の編集物又は図式形式の楽曲の著作物の貸与
- ⑤ 著作物の原著作物又は複製物の公衆への展示
- ⑥ 著作物の原著作物の公演
- ⑦ 著作物のその他の公衆への伝達

但し、前記の著作権の侵害行為に該当する行為であっても、以下の行為は 例外的に著作権の侵害行為とはみなされないこととなっている。

フィリピン知的財産法第 184 条		
	既に公衆に利用可能となった著作物を、個人的に無料で、又は専ら慈	
1	善若しくは宗教の団体・協会のために、口述し又は実演する行為	
	公正な使用と認められる範囲で、公表された著作物から引用物を作成	
2	する行為(但し、原典及び著作者の名称が著作物に表示されている場	
	合にはその名称に言及することを条件とする)	
	公衆に頒布された現時の政治的、社会的、経済的又は宗教的話題に関	
3	する記事、講演、演説等の著作物を、情報提供目的で、公衆に対して	
	マスメディアを通じて複製又は伝達する行為	
	文学的、科学的又は美術的著作物を、現時の出来事の報道の一部とし	
4	て、写真、映画又は放送により、その目的に必要な範囲において、公	
	衆に対して複製又は伝達する行為	
	公正な使用と認められる範囲で、教育目的で、著作物を、図解する方	
<b>(5)</b>	法で、刊行物、放送その他の公衆への伝達、録音又は映画に取り込む	
	行為	
	学校、大学その他の教育機関が、その使用のために、放送に含まれる	
6	著作物を記録する行為(但し、適切な期間内に消去しなければならな	
	<i>(</i> , <i>i</i> )	
(1)	放送機関が、その設備を使用し、かつ、その放送における使用のため	
7	に一時的に記録する行為	
	公共の利益に一致し、かつ、公正な使用と認められる範囲で、政府に	
8	よる、又は政府の指示若しくは管理のもとでの国立図書館又は教育、	
	科学若しくは専門機関による著作物の使用行為	
	非営利団体・組織が、慈善又は教育目的で、料金を徴収せずに、著作	
9	物を公演又は公衆への伝達を行う行為	

- 既に公表、販売、寄贈等されている著作物について、映画、スライド、TV 映像、その他の映写又はその他の装置・方法を使用しないで、当該著作物の原著作物又は複製物を公へ展示する行為
- 司法手続きのため、又は法律の実務家による専門的助言の提供のため に著作物を使用する行為
- 視覚障害者による使用の目的で、公表された記事又は資料を、特別な ② 様式へ複製又は伝達する行為

#### フィリピン知的財産法第 185 条

- 批評、論評、事件の報道、教室での使用のための複数の複製等、授業、 学問、研究その他類似の目的のための著作物の公正な使用
- 独立して創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性を達成するために、コンピュータ・プログラムの形式の翻訳及びコードの複製であると解釈される逆編集(デコンピレーション)
- フィリピン知的財産法第 186 条
- ⑤ 建築物を同一の形式で再建造又は修復する行為
- フィリピン知的財産法第187条
- 個人による、専ら研究又は私的学習目的での、公表された著作物の1 個のみの複製行為
- フィリピン知的財産法第 188 条
- 図書館又は公文書館による、収益目的でない、著作物の1個のみの複製行為
- フィリピン知的財産法第 189 条
- (8) コンピュータ・プログラムの合法的所有者による、バックアップ目的での、コンピュータ・プログラムの1個のみの複製行為
- フィリピン知的財産法第190条
- ⑩ | 個人による、個人的目的のための著作物の複製物の輸入行為

# II 知的財産権保護に関する政策立案や法執行に関わる機関

フィリピンにおいて知的財産権の保護に関与する機関は多数存在するが、主要なものとして、知的財産権の登録、知的財産権にかかる規則の策定、行政事件の審理等を権限とするフィリピン知的財産庁(以下「IPOPHL」という。)と、IPOPHLを含む 12 の国家機関がメンバーとなって構成される国家知的財産権委員会(以下「NCIPR」という。)が挙げられる。

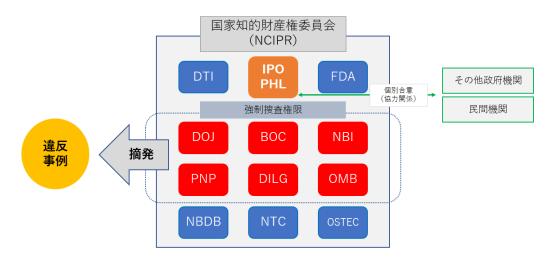
IPOPHLは、NCIPRの事務局としての機能を果たすと同時に、独自に各種政府機関又は民間機関との間で、知的財産権の保護のための協力関係の樹立にかかる合意を締結している9。例えば、IPOPHLは、2013年12月25日、徴税を担当する国家機関である内国歳入庁(Bureau of Internal Revenue(以下「BIR」という。))との間で、相互に情報交換及び援助を行うことを約した覚書(Memorundam of Agreement)を締結している10。また、民間機関との合意の例としては、2015年5月4日に締結された、商標に関する国際組織である国際商標協会(International Trademark Association(以下「INTA」という。)との間の覚書(Memorundam of Understanding)が挙げられる。当該覚書は、IPOPHLとINTAとが①商標、紛争解決、商標の取引及びライセンス、商標権行使その他に関するプログラムの開発、②相互の関心事項に関する調査結果や情報の交換、③実務経験や教育のための資料の交換、④その他両者が合意する他の領域に関する会議、勉強会、セミナーの企画等について相互に協力することを定めている。

各国家機関の概要及びその知的財産権保護に関連して果たす役割については後述するとおりであるが、フィリピンにおける知的財産権保護にかかる国家機関相互の関係の大枠を図に示すと次のようになる。

<sup>9</sup> IPOPHL、「Institutional Partnership」URL; http://www.ipophil.gov.ph/ipenforcement/in stitutional-partnership (最終アクセス日: 2019年2月15日)

<sup>10</sup> IPOPHL、URL: http://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/InstitutionalPartners hip/IPOPHL·BIR\_MOA.pdf (最終アクセス日:2019年2月15日)

### フィリピンにおける知的財産権保護に関わる機関11の相互関係



出典: IPOPHL ウェブサイト等を参考に作成

<sup>11</sup> 各機関の正式名称については次項以下参照

# 1 国家知的財産権委員会 (National Committee on Intellectual Property Rights (NCIPR))

NCIPR は、2008年に行政命令第736号により設立された12の政府機関から成る 横断的委員会である。NCIPRを構成する国家機関としては、その事務局でもある IPOPHL、貿易産業省、フィリピン国家警察、司法省国家捜査局、関税局、大統領官邸 光メディア委員会、国家通信委員会、司法省、国家書籍開発委員会、食品薬事管理局、 内務地方自治省、農業省植物産業局植物品種保護室、国際犯罪対策室がある。

NCIPR はフィリピン国内における知的財産権の促進、保護、実施の強化を任務とする。その具体的な内容は、次のとおりである。

- 国家の発展とグローバルな競争力強化のため、知的財産権の重要性に関する広報 と教育のキャンペーンを強化すること
- 知的財産権侵害に対する定期的かつ効果的な執行を強化し、海賊版や模倣品を取り扱う者を効果的に訴追するために必要な資源の分配を行うこと
- 裁判所が知的財産事件の処理に必要な能力を有するよう裁判所と協力し、知的財産事件の処理結果を改善すること
- 行政府・立法府に対し知的財産法に関する政策・立法にかかる提言を行うとともに、 当該提言が条約その他の協定より国が負っている国際的義務と整合していること を確認すること
- 知的財産権に関する各種情報のデータベース及び知的財産権にかかる法執行状況 の監視体制の構築及び維持、他の機関からの情報の集約、大統領に対する四半期ご との報告書の提出を行うこと

NCIPR は模倣品や海賊版の摘発に意欲的に取り組んでいる。NCIPR の発表によると、NCIPR は 2018 年において約 236 億ペソ相当の偽造品・模倣品を差し押さえており、これは直近 10 年間における差押額の最高記録(2014 年の約 133 億ペソ)を大幅に上回っている $^{12}$ 。

NCIPR による知的財産権保護に関する法令執行は、これを構成する各政府機関の権限に基づくものである。

# 2 貿易産業省(Department of Trade and Industry (DTI))

貿易産業省(以下「DTI」という。)は、行政命令 133 号に基づいて設置される政府機関であり、貿易政策の策定等を所轄している。

知的財産権保護との関係においては、DTI は、①工業所有権、特に特許及び商標の保

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> IPOPHL、「NCIPR, IPOPHL SEIZE P 23.6 B COUNTERFEIT GOODS IN 2018」URL; http://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/883-ncipr-ipophl-seize-p-23-6-b-counterfeit-goods-in-2018 (最終アクセス日:2019年2月15日)

護に関する規制を策定し、実施する、②自らが管轄を有する行政事件について判断を下し、 行政罰を科す、③その所轄法に関する規則を制定するといった機能を有している。このうち ②に関して、DTI は損害賠償請求額が20万ペソ未満の知的財産権侵害にかかる行政事件に ついて管轄権を有しており、具体的な事件の審査についてはその法務部が担当することと されている。

### 3 フィリピン知的財産庁(Intellectual Property Office(IPOPHL))

IPOPHL は、貿易産業省傘下の機関であり、フィリピンにおける知的財産権について包括的に定めたフィリピン知的財産法を所轄する機関である。

IPOPHL は、2013年のフィリピン知的財産法改正以前は知的財産権の登録受付、知的財産権関連の紛争に関する規則等の制定を行うにとどまっていたが、当該改正により強制捜査権を付与され、模倣品に関する取締機能を有することとなった。現在は、①知的財産に関する行政事件(法令違反に関する申立、登録商標の取消や意義申立、特許取消、ライセンスの強制付与等)の処理、②他の政府機関及び民間と協力し、フィリピン国内における知的財産権保護の強化のための政策を立案し実行することなどをその使命としている。

IPOPHL の長官及びその代行者は、他の政府機関(フィリピン国家警察、司法省国家捜査局、関税局、大統領官邸光メディア委員会、地方政府等)の協力を得て知的財産権侵害に関する法令の執行を行うことができる。また、IPOPHL 自体の権限に基づく執行措置として、侵害者に対する通知、警告及び査察命令を発出し、査察を実施することが認められている。

なお、IPOPHL の法執行権限は、模倣品の販売を行うために必要なその他の準備段階を含む、製造、生産、輸入、輸出、流通、取引及び販売の提供に対して行使可能である。また、前提として、同一の事件が裁判所その他の機関に係属していないことを要する。

#### (IPOPHL 法務局の管轄事件)

IPOPHL 法務局は、20 万ペソ以上の知的財産の侵害を理由とする行政事件について管轄を有しており、侵害の事実が認められるときは、侵害行為の停止命令、模倣品の押収・破棄命令、5,000 ペソ以上 15 万ペソ以下の過料等の行政罰を科すことができる

事件の申立は、知的財産の侵害行為がなされてから 4 年以内(被害者が当該侵害行為の存在を知らなかったときは、知ってから 4 年以内)になされる必要がある。

#### (IPOPHL 知的財産権執行室の権限)

IPOPHL 知的財産権執行室(以下「IEO」という。)は、2013年に庁令 13-170 号に

より創設された組織であり、次のような機能を有している。

- ① 知的財産権侵害に関する権利者等からの申立及び通報を受理すること
- ② 知的財産権の執行を確実にするため知的財産権侵害にかかる申立及び通報を評価すること
- ③ 知的財産権侵害等に対する法執行を行うに際し権利者、業界団体、関連政府機 関等と適切な協働を行うこと
- ④ 知的財産権の執行を確実にするための施策とプログラムを策定すること
- ⑤ 執行にかかる記録を保管すること
- ⑥ IPOPHL 法務局及び長官室の発する命令、令状その他の手続の執行を支援する こと

IEO は、通商にかかる法令及び消費者法、又は地方自治体の条例の違反があると信じるに足りる合理的な根拠がある場合には、関係する地方自治体その他の政府機関、裁判所に対して適切な申立や訴えを起こすことができる。

# 4 フィリピン国家警察(Philippine National Police(PNP))

フィリピン国家警察(以下「PNP」という。)は、国家警察としての機能の一端として、国家全土における知的財産権関連法違反の取締を行っている。

PNP の捜査手続は、書面による申立(申立シートへの必要事項の記載によることもできる)によって開始される。PNP の犯罪捜査グループは、捜査令状(知的財産権侵害の対象の差押及び容疑者の逮捕を含む)の執行や、知的財産権侵害にかかる物品を購入した上で関係者を逮捕するといったおとり捜査を実施する権限を有している。

# 5 司法省国家捜査局(National Bureau of Investigation(NBI))

司法省国家捜査局(以下「NBI」という。)は、共和国法第 10867 号により設置された国家機関であり、電子商取引法及びフィリピン知的財産法違反を含む犯罪の捜査、諜報活動等をその権限とする。

NBI 捜査官は、次の事件についての捜索及び差押等を実施することが認められている。

- ① 刑事事件(公共の利害にかかるものであるかぎり、被害届等を要しない)
- ② 政府に関連する行政事件又は民事事件であって関与の要請を受けたもの

知的財産権侵害に関しては、NBI は捜索令状(知的財産権侵害の対象の差押及び容疑者の逮捕を含む)の執行、知的財産権侵害にかかる物品を購入した上で関係者を逮捕するといったおとり捜査を実施する権限を有している。

なお、NBI と PNP とを対比すると、NBI は事件に関する専門的知識を有する職員

をより多く擁しており、強制捜査の経験も PNP に比較して豊富であるとされている。また、両者の管轄は後述のとおり侵害行為の広がり (特定の行政区に限られるか、複数の行政区にわたるか)により区別されるものの (第Ⅲ章 2.2)、実務上は侵害行為の範囲は不明確であることが多く、一次的には知的財産権侵害の被害を受けている者が特定することとなるため、事実上、被害者が NBI と PNP のいずれに告発を行うかを選択することができる場合が多い。このような状況下において、知的財産権侵害の被害を受けた者及びこれを支援する弁護士は、NBI による強制捜査を選択する傾向にあると言われている。

# 6 関税局 (Bureau of Customs (BOC))

BOCは、共和国法第 10863 号により設立された国家機関である。

BOC の権限には、密輸品の入国を防止するための国境管理、入港地の監督と管理を行うことが含まれている。BOC は、輸出入に関する警察機能の一部として、既存の規則により警告命令及び停止命令の発出権限を与えられており、自ら主導して輸出入にかかる物品の無作為検査を行うことができる。

また、BOC 長官には、規則や規制の制定権限が与えられている。

BOC 知的財産部は、知的財産権保有者が自らの知的財産権を記録することができる 知的財産権登録簿を有する。権利者においては、当該登録簿に自らの商標等を登録する ことにより BOC に自らの商標等の存在を認識させることで模倣品の摘発を容易にし、 自らの商標等を付した模倣品のフィリピン国内への流入を防ぐことが期待できる。

知的財産権の権利者は、BOC に対して、知的財産権を侵害する物品について警告・停止命令の発布を求めることができる。また、前述のとおり、BOC は、権利者からの申立がない場合であっても、自らの裁量によりこれらの命令を発出することが可能である。なお、警告・停止命令の対象となる物品は必ずしも港湾等の特定の施設に存在することを要しない。実務上、港等から倉庫に移送された模倣品に対し、知的財産権者等の申立によりBOC が警告・停止命令を発出することもしばしば行われている。

# 7 大統領官邸光メディア委員会(Office of the President Optical Media Board (OMB))

大統領官邸光メディア委員会(以下「OMB」という。)は、光メディアの製造、原版作成、複製、輸出入を規制する共和国法第9239号(以下「2003年光メディア法」という。)により設置された政府機関である。OMB設置の趣旨は、CDやDVDといった光メディアがその性質上容易に海賊版や模倣品を作成可能なものであることに鑑み、このような違法行為に対抗するところにある。

OMB の権限には、次のようなものがある。

- ① 下記の行為をなす施設の検査を行うこと
  - ・光メディアの原版作成、製造、複製に使用され又は使用することが意図された光メディア、その製造機器、部品・付属品、製造資材の輸出入、取得、販売、流通
  - ・光メディアの原版作成、製造、複製のための製造機器、部品・アクセサリの 保有や運用、もしくは製造資材の保有、取得、販売、使用
  - ・光メディアの原版作成、製造、複製、輸出入
- ② 捜査令状を請求しその発布を受けること、又は光メディアの原版作成、製造、複製に使用された光メディア、資材、機器道具を予防的に留置すること
- ③ 2003年光メディア法違反にかかる刑事訴追において申立人となること
- ④ 2003年光メディア法違反にかかる行政事件の審理と決定を行い、行政処分をな すこと

なお、2003年光メディア法は、フィリピンで製造、原版作成、複製、輸出される全ての光メディアについて、SID コード<sup>13</sup>を付すことを義務付けている。

同法は、フィリピン知的財産法により処罰される著作権侵害行為に加え、次の行為に対しての処罰規定を設けることで、光メディアにかかる著作権の保護強化を図っている。

- ① OMB の許可を受けずに製造機器や部品・ アクセサリの輸出入、取得、販売、 流通、保有、運用を行なうこと
- ② OMB の許可を受けずに、光メディアの原版作成、製造、複製、輸出入を行なう こと
- ③ 正当な権限なく、商業上の利益や金銭的な利益を意図して、他人の知的財産権 の対象に関し光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
- ④ 完成した製品に SID コードの添付や組み込みをせずに、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
- ⑤ 完成した製品に誤った SID コードを添付、組み込んで、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
- ⑥ 完成した製品に、OMB から他の者に割り当てられた SID コード、又は OMB に割り当てられ、他の者や施設、組織にその製品への使用、添付、組み込むことを許すことが許可された、誤った SID コードを添付し又は組み込んで、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
- ⑦ OMB からの許可を得ずに、光メディアの原版作成、製造、複製に使用する又

<sup>13</sup> 国際レコード・ビデオ製作者連盟(IFPI)が管理するソース識別コードシステムに基づいて OMB が割り当てるソース識別コードをいう。

は使用を意図した商業的な量の製造資材を輸出入、販売、流通、保有、取得すること

- ⑧ OMB からライセンスを受けた後に、知的財産権の所有者や代理人、譲受人の同意を得ていない者に対し、その知的財産権に関する光メディアの原版作成、製造、複製を故意に実施し、サービスを提供すること
- ⑨ OMB による検査を拒否し、又は検査実施中に同法の規定に違反することが発見されたばあにおける、予防拘留のための光メディア、機器、部品・アクセサリや道具を含む製造資材の引渡しを拒否すること

# 8 国家通信委員会(National Telecommunications Commission(NTC))

国家通信委員会(以下「NTC」という。)は、公衆に対する通信サービスの提供を規制及び監督することを趣旨として、共和国法第 7925 号により設置された政府機関である。

知的財産権保護との関係では、NTC は、通信事業に従事する団体に対する苦情及び同団体の提供するサービスの法準拠性の調査、共和国法第 10515 号 (反ケーブルテレビ・インターネット傍受法) の効率的及び効果的な施行に関する権限を有する。

# 9 司法省(Department of Justice (DOJ))

司法省(以下「DOJ」という。)は、行政における司法関係事務を司る政府機関である。知的財産権を侵害された者は、DOJに対して直接に当該侵害について申立をすることが可能である。DOJは、政府の司法機関及び必要に応じて政府機関の法律顧問や代理機関として機能し、犯罪の調査及び訴追権限を有する。

# 10 国家書籍開発委員会 (National Book Department Board (NBDB))

国家書籍開発委員会(以下「NBDB」という。)は、出版業界の発展を趣旨として共和国法第8047号により設置された政府機関である。知的財産権保護との関係では、NBDBは次のような活動を行っている。

- ① 著作者の報酬を含む書籍の使用、複製及び頒布に関する方針及びガイドライン の策定
- ② 編集者、特に著作者に対する作品の複製に係るロイヤリティが公正迅速に支払 われるための方針、ガイドライン及びシステムの策定
- ③ 知的財産権を含む書籍の使用に関する研究、セミナー、勉強会、公演、会議及びその他の活動

# 11 食品薬事管理局 (Food and Drug Administration (FDA·旧 Bureau of Food and Drugs))

食品薬事管理局(以下「FDA」という。旧食品医薬品局)は、食品及び医薬品の品質及び安全性の担保を趣旨として共和国法第9711号により設置された政府機関である。知的財産権保護との関係では、FDAは、食品、医薬品及び化粧品の分析、ライセンス発行の要件である技術基準適合に係る証明書の発行、新規医薬品の申請に係る調査、不正な商標が表示された食品、医薬品、機器又は化粧品の差押をする権限を有する。

# 12 内務地方自治省(Department of the Interior and Local Government

#### (DILG))

内務地方自治省(以下「DILG」という。)は、地方自治の健全な発達を趣旨として共和国法第6975号により設置された政府機関である。

DILG は地方自治体に対する指揮監督において大統領を支援し、地方自治体に対する指揮監督及び公の秩序と安全に関する政治、統治、規則その他の公布について大統領に助言を与える機関である。公の秩序と安全に関する法律を実施する規則等の制定、地方自治体に対する指揮監督、及び地方自治体の法執行及び補助的な安全性に関する支援を提供している。

DILG は、NCIPR の一員として、地方自治体に対して知的財産権保護の重要性を強調するとともに、模倣品等の流通を抑制するための条例を制定することを推奨する多くの覚書回覧を発している。IPOPHL は、DILG と共同して、 知的財産権の保護と執行を確実にするためのプロジェクトとして、2016 年にマニラ首都圏マニラ市及びマカティ市において市職員等に対する知的財産権に関するセミナーを実施している14。

# 13 農業省植物産業局植物品種保護室(Plant Variety Protection Office, Bureau of Plant Industry (PVPO))

農業省植物産業局植物品種保護室(以下「PVPO」という)は、植物の新品種の保護を趣旨として共和国法第9168号により設置された政府機関である。PVPOは、知的財産権保護との関係では、同法の定める植物の新品種にかかる権利に関し、新品種の申請の検査、証明書の発行、新品種に係るデータベースの作成を行う。

<sup>14</sup> IPOPHL、2014 年スーパー301 条報告書 URL: https://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/PhilippineSubmission/Philippines\_2017\_Special\_301\_Review\_Comment.pdf (最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

# 14 証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission (SEC))

証券取引委員会(以下「SEC」という。)は、法人、パートナシップ又は団体を管轄する共和国法第8799号により設置された政府機関である。SECは同法違反に係る調査を実施し、その裁量により違反者に対して業務停止及び解散を命令する権限を有する。

知的財産権保護との関係において、SEC は、その 2017 年覚書回覧第 14 号により、会社等の名称に IPOPHL に登録済みの商標等を用いるには権利者の同意を要するものとして、登録済みの商標が他人に無断で使用されることを防止している<sup>15</sup>。また、SEC は、この規定に違反していることを理由にした商号の変更命令の申立等の事件について管轄を有している。

# 15 国際犯罪対策室 (Office of the Special Envoy for Transnational Crime (OSETC))

国際犯罪対策室(以下「OSETC」という。)は、行政命令第265号により設立された 国家機関である。OSETCは、知的財産権侵害を含む国際犯罪に関する犯罪者、犯罪の 手法、逮捕及び有罪判決に関する情報を集約した中央データベースの確立をその任務 の一つとしている。また、政策や各種基準を策定し、地域的あるいは国際的な会合にお いてフィリピン政府を代表する使命を有している。

15

<sup>15</sup> SEC2017 年覚書回覧第 14 号 URL: http://www.sec.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/2 017MCno14.pdf (最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日)

# III フィリピンの知的財産権エンフォースメント

#### 1 権利者自らによるエンフォースメント

フィリピンにおいて、知的財産権の権利者は、自己の保有する知的財産権を侵害している者(以下「侵害者」という。)に対して、刑事措置、民事措置、行政措置をとることが可能である。これらの対抗措置をとる場合、警察、裁判所又は行政機関等に対して対抗措置の申立を行うのが原則であるが、その前段階として権利者自ら証拠収集等を行う必要があり、また公的機関の関与外で侵害者と和解等を行うことも多い。このように権利者自らで行うエンフォースメントとしては、主に以下のものが考えられる。

#### 1.1 調査・サンプル品の購入

自己の知的財産権を侵害している疑いのある侵害疑義品を発見した場合には、まず当該侵害疑義品が自己の知的財産権を侵害しているか否かを確認するために、侵害疑義品の販売者又は保有者から当該侵害疑義品を購入又は取得する必要がある。

購入した侵害疑義品のサンプル品を検査し、その結果侵害疑義品が自己の知的財産権を侵害していることが確認できた場合には、後述する対抗措置をとるべき相手方を特定するため、模倣品の製造場所、流通ルート、販売規模等について、法律事務所や調査会社を利用して調査することとなる。対抗措置は、模倣品を製造している大本の業者に対して行うべきであるが、フィリピンの場合には模倣品が中国等国外で製造され、フィリピンに輸入されることが多いため、製造業者を特定することが困難な場合も多い。その場合には、模倣品がフィリピン国内に入ってくることを防ぐため、税関での差止めを行うことも検討しなければならない。

#### 1.2 侵害停止要求書・警告状の送付

上述の調査によって、侵害疑義品が自己の知的財産権を侵害していることが確認でき、かつ、その製造業者や販売業者を確定できた場合には、それらの者に対して、侵害停止要求書("Cease and Desist Letter")や警告状("Warning Letter")を送付し、模倣品の製造、販売を止めるよう求めるこ

とが考えられる。

後述する各種の対抗措置をとる場合にはある程度の時間と費用がかかるが、侵害停止要求書又は警告状の送付によって模倣品の製造や販売を止めることができれば、時間と費用の節約になる。もっとも、当然のことながら、侵害停止要求書や警告状には強制力がないことから、侵害者が要求に応じない場合には実効性が認められず、一方で侵害者が証拠隠滅や逃亡し、後述する対抗措置をとることの支障になるおそれもあるため、侵害停止要求書や警告状の送付を行うか否かは慎重に検討しなければならない。

#### 1.3 和解

前述のとおり侵害停止要求書や警告状には強制力が認められないが、侵害停止要求書や警告状を受領した侵害者が和解に応じる場合には、侵害者との間で侵害行為の停止にかかる条件(現在保有している模倣品の破棄、損害賠償金額等)を合意した上で、合意書を締結することとなる。もっとも、フィリピンにおいては、日本でしばしば和解の結果に執行力を付与するために利用される強制執行認諾文言付き公正証書に相当する制度は存在しない。したがって、和解にかかる合意書を締結し、公証を得ておいたとしても、当該合意書自体に執行力は認めらない。

#### 2 刑事措置

前述の権利者自らによるエンフォースメントを行ったものの侵害者がこれに応じない場合、侵害の程度や頻度等を考慮した結果侵害者に対して刑事罰を科す必要があると考える場合、刑事措置をとることによって他の模倣業者に対する抑止効果を狙う場合等には、刑事措置をとることが多い。

刑事措置の最大のメリットは、侵害者に対して刑事罰を科すことができる点であり、更に刑事罰を科すことができた場合には当該侵害者のみではなく、他の模倣業者に対しても大きなインパクトを与えるため、抑止効果が期待できる。その一方で、有罪判決が下されるためには、刑事裁判において侵害行為の存在等について合理的な疑いの余地のないほどに立証する必要があり、民事裁判に比べて立証のハードルが高く、かつ、刑事措置手続は権利者ではなく、警察及び検察が主導することとなるため、権利者の裁量によって手続における対応を決定することが難しい点がデメリットとして挙げられる。

フィリピンにおける知的財産権侵害に対する刑事措置は以下のとおりである。

#### 2.1 刑事措置の対象及び効果

#### (1) 特許権

特許権侵害については、原則として刑事罰の対象とはならず、例外的に特許権侵害の民事訴訟において敗訴判決を受けた侵害者が反復して特許権侵害を行った場合にのみ、刑事措置の対象とすることができる。特許権侵害が刑事罰の対象となる場合の法定刑は6か月以上3年以下の懲役及び/又は10万ペソ以上30万ペソ以下の罰金であり、侵害行為から3年間の時効が存在する16。

#### (2) 意匠権及び集積回路配置権

意匠権及び集積回路配置権の侵害行為については、特許権の侵害行為の定義及び侵害行為に対する刑事罰の規定が準用されるため<sup>17</sup>、特許権と同様に、民事訴訟において敗訴判決を受けた侵害者が反復して

<sup>16</sup> フィリピン知的財産法第84条

<sup>17</sup> フィリピン知的財産法第 119条第1項及び第3項

侵害を行った場合のみが刑事措置の対象となる。

#### (3) 商標権

前述の特許権や意匠権等と異なり、商標権の侵害行為は民事訴訟における敗訴判決を経ずとも刑事罰の対象となる。具体的には、2年以上5年以下の懲役及び5万ペソ以上20万ペソ以下の罰金が科されている18。

#### (4) 著作権

著作権侵害も、商標権侵害と同様に、刑事罰の対象となっており、 初犯については1年以上3年以下の懲役及び5万ペソ以上15万ペソ 以下の罰金が、再犯については3年1日以上6年以下の懲役及び15 万ペソ以上50万ペソ以下の罰金、3回目以上の場合には6年1日以 上9年以下の懲役及び50万ペソ以上150万ペソ以下の罰金が科され ている<sup>19</sup>。

### 2.2 執行機関

フィリピンにおいて、知的財産権の刑事措置を執り行う機関は主として PNP と NBI であり、原則として、侵害行為が特定の行政区のみで行われて いる場合には PNP に、複数の行政区にわたる場合には NBI に対して告発することとなる。

PNP も NBI もいずれも人員が限られており、捜査員は常に多忙であるため、積極的かつ効果的に捜査を執行してもらうためには、告発を行うにあたって前述した権利者自らによるエンフォースメントを通じて取得した証拠を提出した上で、対象となる侵害行為が刑事措置の対象となることを具体的に説明すべきである点に留意が必要である。

<sup>18</sup> フィリピン知的財産法第 155条、第 168条、第 169条及び第 170条

<sup>19</sup> フィリピン知的財産法第 217 条第 1 項。懲役刑の下限「3 年 1 日以上」、「6 年 1 日以上」と の表記については法令上それぞれ「three (3) years and one (1) day」、「six (6) years and one (1) day」と規定されているものを訳出したものである。

# 2.3 捜査手続 (レイド)

PNP又は NBI は、権利者からの告発内容及び提出された証拠類を精査し、知的財産権侵害の疑いが強いと判断した場合には、裁判所に対して捜索差押令状の申請を行う。裁判所から捜索差押令状が発行された場合には、PNP又は NBI は、権利者立会いのもと、対象の場所に対する強制捜査(レイド)を実施し、模倣品及び模倣行為の証拠を押収する。

# 2.4 刑事裁判手続

#### (1) 予備調査手続

レイドによって証拠品が押収でき、知的財産権侵害の容疑が固まった場合には、DOJ 又は検察庁による予備調査("Preliminary Investigation")の申立を行う<sup>20</sup>。担当検察官は、知的財産権侵害事実の有無や刑罰の要否等を検討した上で、申立から 10 日以内に、当該申立を棄却するか、容疑者側からの反論・答弁を受け付けるかを決定し、容疑者側からの反論及び証拠の提出後 10 日以内に、当該事件に関して裁判所での刑事裁判を行うべきか否かの決定を行う。なお、担当検察官は、必要と認める場合には、当事者の審問を行うこともできる。

#### (2) 裁判手続

知的財産権侵害に関する刑事裁判の管轄は各地域の商事裁判所が有している。上述の検察官による予備調査を経て、当該事件が商事裁判所に係属することとなった場合には、30日以内に罪状認否及び(必要がある場合には)事前審理が行われる。その後、法廷における審理が行われるが、審理手続は最長 60 日間と定められており、審理終了後30日以内に当事者による最終弁論が行われ、その後 60 日以内に判決が下される。

当該判決に不服がある場合には、当事者は控訴裁判所へ控訴することができ、更に最高裁判所へ控訴することができる。

20

<sup>20</sup> 知的財産事件手続規則 (A.M. No. 10-3-10-SC) Rule12

なお、前述のとおり、刑事措置手続は警察及び検察が主導する手続であり、権利者の裁量によって手続の途中で和解することはできない。もっとも、捜査手続や刑事裁判手続では、証拠の収集等において権利者の協力・参加が不可欠であるため、これらの手続き中に侵害者側と和解交渉を行い、合意に至った場合には、権利者がこれらの手続への参加を取り止めることによって、実質的に手続を中止又は中断させることができるため、刑事措置を執った上で侵害者側と和解交渉を行うことも有益なアプローチである。

#### 3 民事措置

権利者自らによるエンフォースメントを行ったものの侵害者がこれに応じない場合、上述の刑事措置に代えて、民事措置を執ることもできる。民事措置と刑事措置の大きな相違点は、刑事措置の場合には侵害者に対して刑事罰を科すことができるものの、権利者は何らの経済的補償も受けることができない一方、民事措置の場合には刑事罰を科すことはできないが、権利者が損害賠償という形で経済的補償を受けることができる点である<sup>21</sup>。この点が民事措置の最大のメリットと言えるが、侵害者が資産を有していない場合には実効性を欠くとともに、民事措置には費用と時間がかかるというデメリットが存在する。

フィリピンにおける知的財産権侵害に対する民事措置は以下のとおりである。

#### 3.1 民事措置の対象及び効果

#### (1) 特許権

第 I 章 2.1 において述べた特許権の侵害行為があった場合には、権利を侵害されている特許権者又は当該特許権における若しくはその発明に対する権利、所有権若しくは利益を有する者は、侵害によって受けた損害及び弁護士費用その他の訴訟費用の賠償並びに差止めを求めて、各地域の商事裁判所に民事訴訟を提起することができる<sup>22</sup>。

損害賠償の金額は実際に被った損害額となるのが原則であるが、損害賠償で補償することが不適切であるか又は損害額を確定することが容易でない場合には、裁判所は、適切な実施料に等しい額を損害賠償として裁定することができる<sup>23</sup>。更に、裁判所は、その裁量によって、実際の損害額の3倍を上限として懲罰的な損害賠償を命じることもできる<sup>24</sup>。

なお、特許権侵害の民事損害賠償は、侵害行為から 4 年間の時効が

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> ただし、刑事裁判手続において当該手続で争われている犯罪行為に基づく被害者の損害賠償 請求を同時に審理することが認められているため、被侵害者がこれを利用して損害賠償請求 を行うことも多い。

<sup>22</sup> フィリピン知的財産法第76条第1項及び第2項

<sup>23</sup> フィリピン知的財産法第76条第3項

<sup>24</sup> フィリピン知的財産法第76条第4項

存在する25。

#### (2) 意匠権及び集積回路配置権

第 I 章第 2.2 において述べた意匠権及び集積回路配置権の侵害行為 については、特許権の侵害行為の定義及び侵害行為に対する民事措置 の規定が準用されるため<sup>26</sup>、特許権と同様である。

#### (3) 商標権

第 I 章第 2.3 において述べた商標権の侵害行為があった場合、登録商標権の権利者は、損害の賠償を求めて、各地域の商事裁判所に民事訴訟を提起することができ、その賠償金額は、侵害者が権利者の権利を侵害しなかったならば権利者が得たであろう合理的な利益又は侵害者が侵害行為によって実際に得た利益のいずれかとし、損害の大きさを確定することが容易ではない場合には、裁判所は、損害賠償として、侵害者の総売上高又は被侵害商標が使用された営業の価値に基づく適切な割合を裁定することができる<sup>27</sup>。更に、侵害者による侵害行為が悪意によるものであることができる<sup>27</sup>。更に、侵害者による侵害行為が悪意によるものであることができる<sup>28</sup>。また、裁判所は、損害賠償に加えて、侵害品の没収又は破棄、その他の行為の差止めを命じることもできる<sup>29</sup>。

なお、商標権登録の有無に関わらず、公衆に対して自己が製造又は 取扱う商品、事業又はサービスを第三者のものと区別して特定してい る者は、虚偽又は悪意の手段により、当該商品、事業又はサービスと 偽って自己の商品等を提供している者に対して、不正競争行為として 損害賠償等を求めることができ30、またその商品又はサービス等の原 産地について虚偽表示を行っている者に対して、原産地の虚偽表示行

<sup>25</sup> フィリピン知的財産法第79条

<sup>26</sup> フィリピン知的財産法第119条第1項及び第3項

<sup>27</sup> フィリピン知的財産法第 156 条第 1 項

<sup>28</sup> フィリピン知的財産法第 156 条第 3 項

<sup>29</sup> フィリピン知的財産法第 156 条第 4 項、第 157 条第 1 項

<sup>30</sup> フィリピン知的財産法第 168 条

為として損害賠償等を求めることができる31。

#### (4) 著作権

第 I 章 2.4 において述べた著作権の侵害行為があった場合、当該著作権の権利者は、侵害行為の差止め、侵害の賠償、侵害物の押収又は破棄等を求めて、各地域の商事裁判所に民事訴訟を提起することができる<sup>32</sup>。

# 3.2 民事裁判手続

権利者によって民事裁判が提起された場合、裁判所は5日以内に、召喚状と訴状(添付書類を含む)を被告に送達する。被告は、召喚状等の受領から15日以内に答弁書を裁判所に送付し、かつその写しを原告に送付しなければならない。なお、当事者は、相手方が保有している文書の検査及び開示等を求めるディスカバリーの実施を裁判所に申請することもできる。

裁判所は、答弁書の受領又はディスカバリーの実施後に事前審理手続きを 行い、両当事者の証拠及び主張の整理を行う。なお、事前審理は最長で30日間までと定められている。その後、法廷における審理が行われ、審理の終了 から45日以内に判決が下される33。

当該判決に不服がある場合には、当事者は控訴裁判所へ控訴することができ、更に最高裁判所へ控訴することができる。

<sup>31</sup> フィリピン知的財産法第 169 条

<sup>32</sup> フィリピン知的財産法第 216 条第 1 項

<sup>33</sup> なお、実務上は、民事裁判の進行に関する各種の期間制限の規定が存在するにも関わらず、様々な理由により遅滞が生じることが常態化しており、訴訟提起から第1審の判決までに3年程度を要することが通常である。このような司法手続の非効率性は、第VI章4.2で述べるとおり、フィリピンにおける知的財産権保護にかかる法執行の問題点として指摘されている。

#### 4 行政措置

裁判所での刑事措置及び民事措置に加えて、フィリピンでは IPOPHL 等の行政機関によるエンフォースメントも執ることができる。

損害賠償請求額が20万ペソ未満の知的財産権侵害事件についてはDTI法務部が管轄権を有し、20万ペソ以上の知的財産権侵害事件についてはIPOPHL法務局が管轄権を有している。IPOPHL法務局は、審理を行った上で、侵害行為の停止命令、模倣品の押収・破棄命令、5,000ペソ以上15万ペソ以下の過料等の行政罰を科すことができる34。

更に、IPOPHLの権利執行室は、PNP等の捜査機関と協力して、強制捜査(レイド)を行う権限も有しているため、上述の刑事措置を執るにあたって、PNPや NBIでなく、IPOPHL権利執行室に対して告発を行うこともできる。その他、NCIPRの構成機関である OMB や FDA もそれぞれ執行権限を有しているため、これらの行政機関に対して告発を行うこともできる。

なお、IPOPHL は、2018 年 7 月 26 日付の 2018 年覚書回覧第 8 号(IPOPHL Memorandum Circular No. 008 Series of 2018)により、知的財産権侵害に対する行政事件等について、IPOPHL 法務局の裁判外紛争解決制度(ADR)としての調停に付されなければならないとして、行政罰を前提とした審理に先立って調停を行うことを必要的なものとした。従前は調停の実施については当事者の同意が必要であったところ、必ず調停手続を経るものとすることにより、当事者の互譲による早期解決を促進することを意図したものである。この覚書回覧は、IPOPHLに対して提起された行政事件についてのみ妥当するものであり、他の機関が管轄を有する事件においては適用されない。

模倣品の流通等によりその知的財産権を侵害されている企業にとっては、上記覚書回覧に基づく変更により、IPOPHLに提起した行政事件において、①相手方との互譲による解決を図る機会が確保されるというメリットがある一方、②調停による解決を希望しない、あるいは調停による解決が現実的ではない場合においても、形式上調停手続を経なければならなくなる結果、紛争解決までの期間が延び、その分の費用がかかるというデメリットが生じることとなる。

\_

<sup>34</sup> フィリピン知的財産法第10条第2項

#### 5 水際措置

フィリピン国内で模倣品が発見され、その製造業者又は販売業者がフィリピン国内にいる場合には、これらの者に対して上述の各種執行手続を執ることとなるが、後述するようにフィリピン国内の模倣品は国外で製造され、フィリピン国内に持ち込まれることが多い。このような場合には、フィリピン国内での執行手続は有効とは言えず、模倣品が税関や国内に持ち込まれた直後に搬入される倉庫等に所在しているうちに模倣品の流通を食い止める、いわゆる水際措置が有効である。

BOC は、商標権及び著作権のみならず、特許権や意匠権も含む知的財産権を侵害している輸入品を差し止める権限を有していることから、事前に模倣品が入っている貨物を特定できている場合には、BOC に対して当該貨物の検査及び模倣品の差止めを求めることとなる。もっとも、事前にどの貨物に模倣品が入っているか特定できることは稀である。このような場合に有益なのが事前登録制度である。事前登録制度では、事前に権利者が自己の知的財産権を BOC に登録しておくことにより、BOC に対して当該権利者の商品が含まれる貨物を注意的に監視・検査するよう促すことができる。

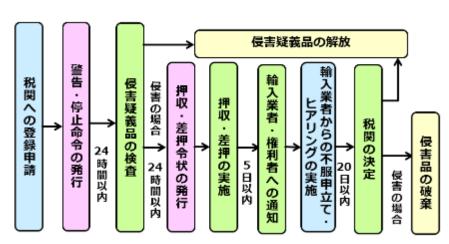
水際措置の発動にかかる手続きは、税関行政命令第 6-2002 号35等により定められており、その概要は次のとおりである。

- ① 知的財産の権利者又はその代理人は、関税局長に対し、その知的財産権の侵害が疑われる物品に対する警告・停止命令を発出するよう書面により申し立てる。この申立に際しては、IPOPHLに既に登録されている知的財産権の場合には IPOPHL 発行の登録証(未登録である場合にはこれに代わる裁判所その他の機関による知的財産権にかかる申立人の主張を基礎付ける決定等)、著作権又はこれに関係する権利の場合にその権利に関する宣誓供述書が必要となる。これに加え、当該知的財産権に関係するその他の情報及び対象となる製品の添付も必要である。
- ② BOC は、上記①の申立又は自ら了知した事実に基づいて、信用に足りる情報がある場合には、知的財産権を侵害することが疑われる物品に対して警告・停止命令を発する。
- ③ 税関審査官は、警告・停止命令が受領されてから 24 時間以内に、知的財産 権者と荷受人(それぞれの代理人を含む)の立ち合いの下で警告・停止命令 の対象たる物品を審査する。
- ④ ③の審査の結果、対象の物品について知的財産権の侵害の事実が認められな

<sup>35</sup> BCO ウェブサイト、URL: http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2014/02/CAO-6-200 2.pdf (最終アクセス日:2019 年 2 月 15 日)

- い場合には、警告・停止命令は解除される。それ以外の場合には、知的財産 権者と荷受人双方からのヒアリングが実施される。
- ⑤ ヒアリングの結果、知的財産権侵害の事実が認められた場合には、当該物品の破棄等の命令が発出される。他方、そのような事実が認められない場合、警告・停止命令は解除される。

このような BOC における水際措置の流れを図で示すと以下のとおりとなる。



BOC における水際措置の流れ

出典:関連法令等を参考に作成

# IV フィリピン市場における模倣品の実態

### 1 最近 10 年間の模倣品事情

### 1.1 フィリピンにおける模倣品

フィリピンにおいては、近年のフィリピン政府の努力による状況の改善が見られるとはいえ、依然さまざまな製品に関して模倣品が多く出回っているのが現実である。

模倣品の流通が盛んである要因についての分析は後述するが、経済発展の途上であり多くの国民にとっては真正品の購入に必要な収入が得られていないこと、他方で消費意欲が旺盛であり、かつ模倣品の購入に対しての心理的障害が低いこと、製品によっては真正品の購入機会が少ないことなどがあいまって、なお模倣品が多く消費されているものと考えられる。

#### 1.2 近時 10年間における模倣品摘発実績

統計が利用できる最近 10 年間(2007 年から 2016 年まで)のフィリピンにおける模倣品の摘発実績は、フィリピン政府による取り組みを反映し、堅調に伸長しているということができる。

各政府機関が押収した模倣品の価格合計は、2014年に大規模な押収が行われ、翌 2015年に若干低調に終わるといった変動はあるものの、50億ペソから80億ペソの間で推移しており、10年前の水準からすると摘発実積は向上傾向にある。



出典: IPOPHL のデータに基づき作成

なお、IPOPHL の発表によると、押収された模倣品の価格合計は、2017 年においては 82 億ペソ<sup>36</sup>、2018 においては 236 億ペソ<sup>37</sup>に上っている。

また、各政府機関による模倣品の押収点数を見ると、やはり上下はあるものの、 概ね 500 万点から 700 万点程度で推移している。押収品の価額の伸長に比して 押収点数が伸びていないことからは、押収にかかる商品の価額が上がっているこ とが推測される。これは、経済発展に伴い、模倣品ではあってもより価格の高い 物品に対する需要が高まっていることによるものであろう。



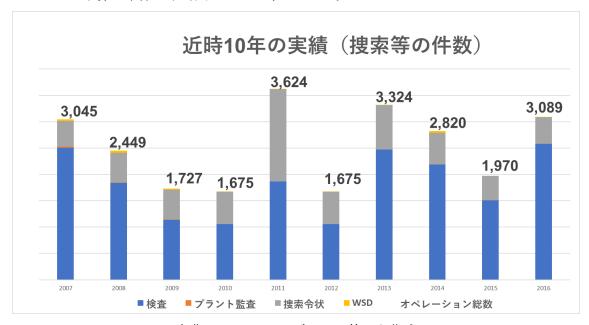
出典: IPOPHL のデータに基づき作成

\_

<sup>36</sup> IPOPHL、「IPOPHL Reports P 8.2 Billion Worth of Counterfeit Goods Seized in 201 7」 URL: http://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/699-ipophl-reports-p-8-2-billion-worth-of-counterfeit-goods-seized-in-2017(最終アクセス日:2019年1月31日)

<sup>37</sup> IPOPHL、「NCIPR, IPOPHL Seize P 23.6 B Counterfeit Goods in 2018」 URL: https://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/883-ncipr-ipophl-seize-p-23-6-b-counterfeit-goods-in-2018 (最終アクセス日: 2019年1月31日)

他方で、各政府機関による強制捜査の回数に関しては、この 10 年間に目立った伸長は見られない。知的財産権侵害に対する取締の強化が提唱される一方で、PNP、NBI、BOC といった強制捜査を担当する機関においては慢性的に人的・物的資源が不足していることは、しばしば指摘されるところである。いまだに模倣品が多くの場所で日常的に販売されている状況に鑑みると、摘発の強化を実現し模倣品の流通を抑止するためには、関係機関における人員の拡大や、担当官に対する適切な訓練を実施することが必要であり、これらの措置を可能とするための予算の確保も不可欠であると考えられる。



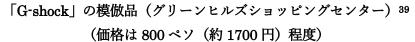
出典: IPOPHL のデータに基づき作成

# 2 製品分野ごとの模倣品の概況

# 2.1 電気・電子製品(時計・電卓・カメラ含む)

NCIPR の発表によると、電気製品は、直近においては光ディスクメディアや化粧品等と並び、最も模倣品の押収件数の多い製品分野である。かつては宝飾品・時計などが模倣品の主要なものであったが、国民生活の向上に伴い電気製品に対する需要が高まっていることを反映してこの製品分野が模倣品市場において伸長しているものと推測されている。2016 年において NBI、PNP、BOC が押収した電気製品は合計 6,550 万ペソ相当に上っている38。

また、マニラ首都圏を中心に多数存在する市場等においては、日本製の腕時計の模倣品が多く販売されている。





<sup>38</sup> INQUIRER (現地紙)、「Gov't seizes P8.2B worth of sake, pirated goods」URL: https://business.inquirer.net/247131/govt-seizes-p8-2b-worth-fake-pirated-goods(最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>39</sup> 以後特に出典を示すものを除き、写真は全て Puyat Jacinto & Santos において撮影したものである。

### 2.2 化粧品・薬品・トイレタリー

NCIPR の発表によると、光ディスクメディアや電気製品と並び、化粧品等は最も押収件数の多い製品分野である40。

FDAによると、2017年3月から2018年3月までの間に7,600万ペソ相当の化粧品・薬品等の模倣品が押収され、同期間に31名が逮捕されている。押収対象品の品目としては、パラセタモール(解熱剤、痛み止め)、メフェナム酸(鎮痛・消炎・解熱剤)、ロペラミド(下痢止め)、抗関節炎薬、美白用品、痩身茶、ED治療薬などが含まれる。これらの模倣品は、各種小売店で販売されるほか、インターネット上での販売も行われている41。

薬品については、フィリピン国内に出回っている流通量のうち 10%が模倣品であるとの観測もあり、正規の薬局以外において極めて多くの模倣品が出回っている状況がある42。

なお、調査した範囲においては、化粧品、薬品等について日本製品が問題となった事例は見られなかった。

# 2.3 車両 (オートバイ含む)・車両のスペア部品 (ブレーキパッド等) 及び 関連用品 (アクセサリ類、充填財等)

フィリピン国内において、自動車そのものの模倣品はほとんど見られないものの、自動車、自動二輪車のスペアパーツやアクセサリ、交換用オイル等の商品に関しては、模倣品が多く出回り、盛んに購入されている。

2018年6月、NBI はマニラ市、パラニャーケ市及びラスピニャス市において 模倣品スペア部品の大規模な差押を実施し、1,500万ペソ相当の製品が差し押さ えられた。これは、業界団体が主導して実施されたものであり、2017年以前に はセブその他の地域で同様の捜査が行われている。

また、トヨタ、三菱、ホンダといった日系自動車メーカーやその系列の日系自動車部品メーカーの商標を付した車両用品やエンジンオイルなども多数出回っている(これらに関しては、不正規なルートで流出した真正品も含まれていると

<sup>40</sup> INQUIRER (現地紙)、「Gov't seizes P8.2B worth of sake, pirated goods」URL: https://business.inquirer.net/247131/govt-seizes-p8-2b-worth-fake-pirated-goods (最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日)

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> GMA News (ニュースサイト)、「FDA to Intensity campaign against fake medicine」 URL: https://www.gmanetwork.com/news/news/nation/648452/fda-to-intensify-campaign-against-fake-medicine/story/ (最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> ABC CBN News (ニュースサイト)、「1 of 10 medicines in RP is fake」URL: https://news.abs-cbn.com/-depth/11/17/10/1-10-medicines-rp-fake (最終アクセス日:2019年1月19日)

いわれており、模倣品であるか否かの判断が容易ではない場合が多い。)。

さらに、ベアリング等の車両用部品に関しても多くの模倣品の事例が存在する。 日本製品としては、2014 年に株式会社ジェイテクトの保有する Koyo Bearing ブランドの模倣品(同社の模倣品対策については本章 6.3(2)参照)が NBI により 8,761 点(150 万ペソ相当)押収されている $^{43}$ 。

#### 2.4 食料品 (調味料含む)、健康食品類 (滋養・栄養食品、サプリメント等)

食料品、健康食品類については、一般市民向けの調味料に関し、著名なブランドの模倣品や類似品が広く流通している状況にある。この製品分野においては、Nestle のブランドである化学調味料「Maggi Magic Sarap」の模倣品が過去数年に全国で販売されており、これに対して権利者である Nestle Philippines が強制捜査による摘発や、模倣品の購入をしないように呼び掛けるキャンペーンなどを精力的に行った例が知られている(第 VI 章 3.1 (3) 参照)。

なお、調査した範囲においては、食料品・健康食品等について日本製品が問題 となった事例は見られなかった。

# 2.5 衣類、かばん、履物、眼鏡、アクセサリー、スポーツ・レジャー用品 等

衣類をはじめとするこれらの製品分野については、高級ブランドからカジュアルブランドまで、フィリピン国内においては極めて多種多様な模倣品が流通している。例えば、ポロシャツ、Tシャツやジーンズといった普段着の購入に際して、カジュアルブランドの模倣品を選択することは一般市民においてごく普通のこととして行われている。

高級ブランドのかばん、時計といった製品に関しては、真正品の価格の1割に満たない模倣品も多く存在するが、真正品の3割程度の価格で販売されるより精巧な模倣品も一部の消費市場においては取り扱われている。

また、Tシャツやかばんなどについては、アニメキャラクター等を配したものなど、日本企業の著作権を侵害すると思われる商品が数多く確認されている。

#### 2.6 光ディスクメディア (CD 及び DVD)

NCIPR の発表によると、電気製品、化粧品等と並び、光ディスクメディアは最も押収件数の多い製品分野である<sup>44</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> IPOPHL ウェブサイト、「IP ENFORCEMENT DATA 01 January - 30 November 2014」 URL:https://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/Statistics/CounterfeitGoodsandPir atedItems/2014/2014EnforcementData-NBI.pdf (最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> INQUIRER (現地紙)、「Gov't seizes P8.2B worth of sake, pirated goods」URL: http s://business.inquirer.net/247131/govt-seizes-p8-2b-worth-fake-pirated-goods (最終アクセ

その性質上、光ディスクメディアは機械を用いることで容易に複製が可能であり、かつ複製されたメディア(音楽及び動画)の品質が真正品に劣ることがないこと、真正品の購入が可能な所得のある者が少ないこと、真正品の販売が活発に行われていないことなどから、フィリピン国内においては映画 DVD、音楽 CD 等の模倣品(違法コピー商品)が蔓延している状態である。もっとも、近時はオンラインでのダウンロードが盛んとなったため、光ディスクメディアの模倣品(違法コピー商品)の販売は若干下火になりつつあるとみられている。

日本のアニメに関しても、露店等において模倣品 DVD が 1 枚 50 ペソから 100 ペソ (約 104 円から 208 円) 程度で販売されている状況である。

#### 2.7 コンテンツ、キャラクターグッズ

コンテンツに関しては光ディスクメディア、キャラクターグッズに関しては衣料等、携帯電話及び付属品における模倣品と重複する製品分野である。

映画、音楽等のコンテンツについては、前項で述べた通り、CD、DVD等の模倣品(違法コピー商品)が蔓延しており、近時はこれらの需要がオンラインでの違法ダウンロードにシフトしつつあると目されている。

また、キャラクターグッズに関しては、衣料、かばん、レジャー用品、携帯電話の付属品などの多数の模倣品(真正品を模倣した商品ではなく、キャラクターの無断使用が行われているものがほとんどである。)が流通している状況にある。

### 2.8 携帯電話及び付属品

携帯電話本体に関しては、スマートフォンのうち中級品から高級品に属するモデルの模倣品が一定量出回っているものの、スマートフォン、従来型携帯電話とも中古品の取引が盛んにおこなわれていることから、他の製品分野に比して模倣品が購入されている頻度は相当程度少ないものと考えられる。これは、スマートフォンの模倣品は、他の製品分野に比して製作することが難しいという事情にもよるものと考えられる。

他方、携帯電話の付属品については、スマートフォンのケース等の模倣品が数 多く出回っている。中でも、アニメ等のキャラクターを配した商品が多く販売さ れており、これらについては製品分野としてコンテンツ、キャラクターグッズと 交錯する領域である。

また、今回の調査の範囲において、携帯電話本体について日本製商品の模倣品の存在を確認することはできなかったが、付属品においてはアニメ等の日本企業

34

ス日:2019年1月19日)

が権利者であるキャラクターを配したものが数多く確認されている。

# アニメキャラクターを配したスマートフォンケース (バクララン地区⑩<sup>45</sup>) (価格は 250 ペソ (約 530 円) 程度)



<sup>45</sup> 第 IV 章 4.1(1)の模倣品販売市場一覧及び同(2)の模倣品販売市場の概要における番号を意味する。以後、地名に付した同様の括弧書き内の番号は、特段の言及がない限り同様の意味を有するものとする。

# 3 模倣品の流通実態:製造・組立及び配分・流通(製品分野別)

# 3.1 電気・電子製品(時計・電卓・カメラ含む)

## (1) 製造・組立の状況

電気・電子製品の製造は主に中国で行われていると推測されている。 フィリピン国内における製造は行われていないと考えられるが、国内において 中国から持ち込まれた製品について組立て作業や再プログラミングが行われる 例があるとのことである。

### (2) 配分・流通の状況

中国において生産された電気製品・電子製品の模倣品は、主として海路でフィリピン国内に持ち込まれている。

これらの製品は、マニラ首都圏には、マニラ国際コンテナ港を経由して搬入され、マニラ市内各所の倉庫を経由して消費市場に運ばれていると目されている。 2017年に摘発された例においては、マニラ市ビノンド地区所在の倉庫に模倣品が格納されているところが発見されている。

また、セブ島やミンダナオ島にも、それぞれの港を通じて模倣品が流入し流通 している。

# (3) 流通の規模・水際等での検査、流通の状況



2017年10月にマニラ市ビノンドで押収された電気製品の一部

出典: https://newsinfo.inquirer.net/937783/binondo-raid-yields-p2-b-fa ke-gadgets-home-items

# 3.2 化粧品・薬品・トイレタリー

#### (1) 製造・組立の状況

薬品・化粧品等については、その多くは海外で製造され、販売に適した形でフィリピンに持ち込まれていると考えられている。具体的には、中国、インド、パキスタンが主な生産国と目されている。また、タイ、台湾、ベトナムといった周辺国を経由して流入するものも一定量あると考えられている。

また、海外から持ち込まれた原料を用いた国内での生産も行われている。その拠点としては、マニラ首都圏マニラ市の他、バタアン、ブラカン、パンパンガ、ターラック、バタンガス、カビテ、ラグナ等のマニラ首都圏周辺、さらにはセブにも存在することが確認されている46

後述(本章 3.2 (2))のとおり、2017 年 6 月のブラカン州における摘発事例においては、模倣品の保管場所において模倣品の小分けや包装等の加工が行われていた。当該事例において確認された製造組立の状況は下記の写真のようなものである。



ブラカン州で摘発された組立等の機能を有する倉庫の状況

<sup>46</sup> ABC CBN News (ニュースサイト)、「1 of 10 medicines in RP is fake」URL: https://news.abs-cbn.com/-depth/11/17/10/1-10-medicines-rp-fake (最終アクセス日:2019年1月19日)

### 模倣品に用いられるラベル



包装される前の石鹸



出典: http://cnnphilippines.com/news/2017/06/17/billions-fake-product s-seized-bulacan.html

### (2) 配分・流通の状況

模倣品は、製造国から海路でフィリピン国内に持ち込まれている。マニラ首都圏で販売されるものについては、マニラ国際コンテナ港、スービック港などを経由しているものと考えられる。フィリピン国内流入後は、マニラ市等に所在する倉庫を経由し、模倣品を販売するマーケット・露店・モール等、又はオンライン販売により販売されている。

### (3) 流通の規模・水際等での検査、流通の状況

近時に、薬品、化粧品等の模倣品に関して実施された BOC その他の政府機関

による検査等とその結果判明した流通の状況は次のとおりである。

- ➤ 2016年12月、CIDG はマニラ市キアポ地区(⑭)において、化粧品の模倣品を販売したとして中国人6名とフィリピン人1名を逮捕し、450万ペソ相当の模倣品を押収した。この強制捜査は、ブランドの権利者であるUnilever Philippines(Dove 及び Vaseline ブランド製品のフィリピンにおける製造者)のキアポ地区及びマラボンにおける模倣品販売についての申立を受けた CIDG の反商業詐欺犯罪ユニット(Anti-Fraud Commercial Crimes Unit)が捜索令状を取得した上で行ったものである47。
- ➤ 2017 年 6 月 17 日、BOC はマニラ首都圏の北に位置するブラカン州に所在する 4 つの倉庫において、シャンプー、石鹸、台所用洗剤、たばこ等の数十億ペソ相当額の模倣品を発見、押収した。この施設においては、これらの模倣品の製造行為も行われており、タバコや化学品などの原料、包材、製造用機器なども発見されている⁴8。
- ➤ 2018年1月、マニラで300万ペソ相当の模倣品の医薬品(中国又はパキスタンから持ち込まれ、オンラインで販売されていた。)が押収された。 FDA長官は、フィリピンの市場は偽物や必要な許可を得ていない薬品・化粧品であふれているとコメントし、消費者に対し、このような製品を使用することにより健康に害悪が及ぶ可能性について留意するよう呼びかけた⁴9。
- ➤ 2018年3月に模倣品のパラセタモール・バイオジェシック(風邪薬として用いられる)の流通が問題となり、FDAが健康被害の恐れがあるとして注意喚起を行った50。ドゥテルテ大統領もこれに呼応して違法な医薬品の製造者・販売者を逮捕するように呼び掛ける声明を発表している51。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> The Manila Times(現地紙)、「P4.5-M in fake cosmetics seized in Qioapo, Malabon」 URL https://www.manilatimes.net/p4-5-m-fake-cosmetics-seized-quiapo-malabon/301102/(最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> CNN Philippines (ニュースサイト)、「Billions worth of fake products seized in Bulac an」URL: http://cnnphilippines.com/news/2017/06/17/billions-fake-products-seized-bulaca n.html(最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> Philippines News Agency(国営フィリピン通信)、「PH market 'flooded' with fake meds, beauty products: FDA」 URL http://www.pna.gov.ph/articles/1023649 (最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

<sup>50</sup> INQUIRER (現地紙)、「FDA warns vs fake paracetamol tablets」URL: https://newsin fo.inquirer.net/978051/fda-warns-vs-fake-paracetamol-tablets (最終アクセス日: 2019年1月19日)

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> Rapper (ニュースサイト)、「Duterte to PNP: Catch makers, sellers of fake medicine s」 URL: https://www.rappler.com/nation/199127-duterte-order-pnp-arrest-fake-medicine

▶ 2018年4月20日、BOCはミンダナオ島のダバオ市において6億ペソ相当の化粧品、ローション、シャンプー等を押収した52。

# 捜索の状況



出典:https://www.sunstar.com.ph/article/1655657

<sup>-</sup>manufacturers-sellers (最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> Sunstar (現地紙)、「BOC seizes P60-M fake beauty products」URL: https://www.sunstar.com.ph/article/1655657(最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

➤ 2018年5月25日、BOC はマニラ市のトンド地区及びビノンド地区(⑨) において査察を実施し、合計6億ペソ相当額の美容用品及びスキンケア 用品を発見した。

# 査察の状況



押収された美白用品



出典: https://news.abs-cbn.com/business/03/28/18/customs-finds-p600-mi llion-worth-of-fake-beauty-skin-care-products

# 3.3 車両 (オートバイ含む)・車両のスペア部品 (ブレーキパッド等) 及び 関連用品 (アクセサリ類、充填剤等)

### (1) 製造・組立の状況

フィリピンにおいて、完成車両の模倣品はほとんど見られない(但し、自動二輪車については、外観が有名ブランドの車両と酷似した車両が販売されている例があり、その車両の一部(外装部品)がフィリピン国内において製造されていた事例があるとの報告もある。)。

他方、車両のスペア部品及び関連用品については、様々な種類の模倣品が流通 しており、その多くは中国で製造されているとみられている。また、中国の他に、 台湾、タイ、アラブ首長国連邦、ベトナムなどで製造されている商品もあると指 摘されている。

模倣品の多くは完成した状態でフィリピン国内に流入しているが、フィリピン国内で組立が行われているものもあり、マニラ首都圏のケソン市、マニラ市ビノンド地区、マニラ首都圏周辺のスービック、パンパンガ、ラグナといった場所においてこのような活動が行われている。

なお、車両のスペア部品や関連用品については、真正品が不正規なルートで流 出したものや盗難車を解体して得られた中古の真正品も混入しているとされ、 製品の性質上、模倣品であるのか否かの判別が容易でないものも少なくない。

#### (2) 配分・流通の状況

模倣品は、生産国からマニラ国際コンテナ港等の港を通じてフィリピン国内に 搬入され、消費市場において消費者に販売されて消費されていると考えられる。

#### (3) 流通の規模・水際等での検査、流通の状況

近時に、車両・車両用品等の模倣品に関して実施された BOC その他の政府機関による検査等とその結果判明した流通の状況は次のとおりである。

- ▶ 2016年7月5日、マニラ首都圏北東部に位置するカローカン市において、 権利者からの申立を受けた同市警察が市内 6 か所の強制捜査を行った。 この捜査において、燃料ホース、吸気ホース、ハンドルグリップ、スロットル用品などの自動二輪車用品の模倣品 33 万 4,870 ペソ相当分が差し押さえられた53。
- ➤ 2018 年 6 月 25 日、PNP が実施したマニラ市ビノンドのショッピングモール 3 か所並びに同市トンド及びキエポの倉庫を捜索した結果、自動二

<sup>53</sup> Philippines Lifestyle News (ニュースサイト)、「Caloocan raids uncover stash of fake motorcycle parts」URL: http://philippineslifestyle.com/caloocan-raids-uncover-stash-of-fa ke-motorcycle-parts/ (最終アクセス日:2019年1月19日)

輪車用の LED ライトの模倣品 1 万 4,782 個(2,960 万ペソ相当)を発見、押収した。また、これらの物品に関連し、13 名が逮捕されている。この強制捜査は、権利者からの申立に基づいて PNP が裁判所から捜索令状 20 通の発布を受けたうえで実施したものである54。

> 2018 年 6 月、NBI はマニラ市、パラニャーケ市及びラスピニャス市において模倣品スペア部品の大規模な差押を実施し、Hyundai 及び Kia ブランドの車両パーツを中心とする 1,500 万ペソ相当の製品が差し押さえられた $^{55}$ 。

54 Inquirer (現地紙)、「13 traders held in drive vs fake motorbike parts」URL: https://

<sup>54</sup> Inquirer (現地紙)、13 traders held in drive vs fake motorbike parts」URL: https:// newsinfo.inquirer.net/1005338/13-traders-held-in-drive-vs-fake-motorbike-parts (最終ア クセス日:2019年1月19日)

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> Inquirer (現地紙)、「P15M halaga ng pekeng car parts nasabat sa raid ng NBI」U RL: https://radyo.inquirer.net/124216/p15m-halaga-ng-pekeng-car-parts-nasabat-sa-raid-ng-nbi (最終アクセス日:2019年1月19日)

### 3.4 食料品 (調味料含む)、健康食品類 (滋養・栄養食品、サプリメント等)

#### (1) 製造・組立の状況

食料品、健康食品類の模倣品については、その多くが中国で製造されてフィリピン国内に持ち込まれていると考えられている。一部については、ベトナムで製造されているものもあるとの指摘がある。

他方、マニラ首都圏北東部のマラボン市やバレンスエラ市、マニラ市においても製造や小分けなどが行われており、20%から50%程度が国内における製造・組立(小分け等)の過程を経ているものと推測される。この推測値から、食料品、健康食品類については、他の模倣品の製品分野に比較してフィリピン国内における製造・組立の比率が相当程度高いといえる。

#### (2) 配分・流通の状況

模倣品のうち、海外から持ち込まれるものについては、生産国からマニラ国際 コンテナ港等の港を通じてフィリピン国内に搬入され、消費市場において消費者 に販売されて消費されていると考えられる。

また、家庭用調味料等の一般市民向けの食料品等の模倣品は、製造・流通に関与する者から卸売商を経て全国の零細小売店や露店に流通している状況がある。これに対して、真正品の販売者が一般市民に対して模倣品を購入しないことを呼びかけ、模倣品と真正品の見分け方を周知しようという取り組みも行われている(本章 6.3 (3) 参照)。

#### (3) 流通の規模・水際等での検査、流通の状況

近時に、食料品、健康食品類等の模倣品に関して実施された BOC その他の政府機関による検査等とその結果判明した流通の状況は次のとおりである。

- ➤ 2017 年 3 月 15 日、マニラ首都圏北西部のマラボン市、マニラ市、マニラ首都圏の南に位置するカビテ州バコール市に所在する倉庫において警察による強制捜査が行われ、Nestle Philippines の調味料「Maggi Magic Sarap」の模倣品 320 万ペソ相当分が押収された。この模倣品は、真正品が 1 包 4 ペソで販売されているところ、露店等で 3 包 5 ペソで販売されていたとみられている。この強制捜査は、Maggi Mgic Sarap の販売会社の求めに応じて実施されたものである<sup>56</sup>。
- ➤ 2017年11月、BOCが実施したマニラ首都圏ケソン市の複数の倉庫の捜索により発見された300万ペソ相当の模倣品の中に、調味料「Maggi

<sup>56</sup> Inquirer (現地紙)、「Police seize PHP3.2-M worth of fake seasoning products」URL: http://www.canadianinquirer.net/2017/03/16/police-seize-php3-2-m-worth-of-fake-seasonin g-products/ (最終アクセス日:2019年1月19日)

Magic Sarap」及びクノールのシニガン57ミックスが発見された。これらの商品は、中国から輸送されたものであるとみられている58。

▶ 2013 年 7 月、セブ市に隣接するマンダウエ市の市場において調味料「Maggi Magic Sarap」の模倣品を販売した容疑で 2 名が起訴された。 検察によれば、両名は模倣品 1 箱を 1,450 ペソ (真正品は 1,600 ペソ)、 12 個入りパックを 26 ペソ (真正品は 35 ペソ) で販売していた59。

<sup>57</sup> フィリピン料理の一つの酸味の効いたスープ

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> Manila Blletin (現地紙)、「P 300 M in fake cigarettes, food products seized by BOC」 URL: https://news.mb.com.ph/2017/11/09/p-300-m-in-fake-cigarettes-food-products-seized-by-boc/ (最終アクセス日: 2019年1月19日)

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> Inquirer (現地紙)、「Vendors of fake Maggi seasoning charged」URL: https://newsinf o.inquirer.net/441969/vendors-of-fake-maggi-seasoning-charged (最終アクセス日:2019年1月19日)

# 3.5 衣類、かばん、履物、眼鏡、アクセサリー、スポーツ・レジャー用品 等

#### (1) 製造・組立の状況

衣類、かばん、履物、眼鏡、アクセサリー、スポーツ・レジャー用品等(以下「衣類その他」という。)については、製品が多岐にわたるが、模倣品の多くは海外で製造された完成品として、中国、香港、マレーシア、カンボジア、バングラデシュなどから持ち込まれている。もっとも、衣類、靴などについて、ロゴマークなどを付さない状態の半製品を輸入し、マニラ首都圏マニラ市等においてロゴマークの取り付けなどの工程を経て完成させることも行われているとされる。

加えて、フィリピン国内で真正品の製造を委託された者が、過剰生産分や不合格品を不正規なルートで市場に流出させることも行われている。

#### (2) 配分・流通の状況

模倣品のうち、海外から持ち込まれるものについては、製造国からマニラ国際 コンテナ港等の港を通じてフィリピン国内に搬入され、消費市場において消費者 に販売されて消費されていると考えられる。

また、かばんやアクセサリーについては、二ノイアキノ国際空港を経由した空路でのフィリピン国内への持ち込みも行われている。これは、高級腕時計や高級バッグの精巧なコピーであって、真正品の価格の2割から3割の価格で販売される高額な模倣品などがフィリピン国内に持ち込まれる際に使われるルートであると考えられている。

#### (3) 流通の規模・水際等での検査、流通の状況

近時に、衣類その他の模倣品に関して実施された BOC その他の政府機関による検査等とその結果判明した流通の状況は次のとおりである。

▶ 2014 年 10 月、BOC がマニラ市の 8 か所の倉庫で行った強制捜査により、エルメス、プラダ、ルイ・ヴィトン、グッチ、バーバリーなど有名ブランドのかばんなど 2,200 万 US ドル相当が押収された。これらの商品は、「AAA クラス」と称される最も品質の高い模倣品に属し、真正品であると偽って販売されることもあるものである60。

#### 押収されたかばん



出典:https://www.complex.com/style/2014/10/22-million-worth-of-fake-des igner-bags-seized-in-philippines

- ➤ 2014 年 7 月、BOC がマニラ国際コンテナ港において行った 2 件の輸入 物件に対する強制捜査により 5 億 5,600 万ペソ相当の模倣品が押収され た。これらはいずれも中国から輸入されたものであり、「クラス A」と称 される比較的高品質のかばんや衣類の模倣品であった<sup>61</sup>。
- ➤ 2017年8月、NBI がパサイ市の商店において行った強制捜査により 2,000 万ペソ相当のブランド品かばんの模倣品が押収された。この処分は、「Northface」ブランドの権利者が調査会社を通じて実施した調査の結果に基づいて NBI に申告したことを契機に実施されたものであり、同ブラ

<sup>60</sup> Complex (ニュースサイト)、「\$22 Million Worth of Fake Designer Goods Were Seize d in One of the Biggest Fashion Raids Ever」 URL: https://www.complex.com/style/20 14/10/22-million-worth-of-fake-designer-bags-seized-in-philippines(最終アクセス日:2019年1月29日)

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> Rappler (ニュースサイト)、「Customs busts P556M fake designer bags and apparel」 URL: https://www.rappler.com/business/governance/62306-customs-busts-fake-goods(最終アクセス日:2019 年 1 月 29 日)

ンドのかばん 6,742 点が押収対象となった62。

➤ BOC によると、2018 年 1 月から 6 月上旬までの間に、二ノイアキノ国際空港において 4,000 万ペソ相当の模倣品が押収されている。これらの模倣品は、美容用品やスニーカー等であり、中国で製造され、中国本土、香港、台湾、マレーシア、アブダビ等からフィリピン国内に持ち込まれるというルートが用いられている63。

#### ニノイアキノ国際空港において押収された物品



出典: https://news.abs-cbn.com/news/06/19/18/p40-million-worth-of-fake-b eauty-products-shoes-seized-at-naia-since-january

<sup>62</sup> ABS CBN News (現地テレビ局系ニュースサイト)、「P40 million worth of fake beauty products, shoes seized at NAIA since January」 URL: https://news.abs-cbn.com/news /06/19/18/p40-million-worth-of-fake-beauty-products-shoes-seized-at-naia-since-january (最終アクセス日: 2019 年 1 月 31 日)

<sup>63</sup> Tempo (ニュースサイト)、「P20-M fake bags seized」 URL: http://tempo.com.ph/2017/08/04/p20-m-fake-bags-seized/(最終アクセス日:2019 年 1 月 31 日)

# 3.6 光ディスクメディア (CD 及び DVD)

#### (1) 製造・組立の状況

光ディスクメディアの模倣品については、中国で製造されてフィリピン国内に持ち込まれているものと、マニラ首都圏マニラ市などの国内で複製機を用いて製造されているものの両方が存在すると考えられている。数量としては国外から輸送されるものが多数を占めると想定されているが、後述(本章 6.6 (1))の例にもあるとおり、国内で製造されるものも相当数に上ると思われる。

国内で製造する場合には、複製機があれば倉庫状の建物内などで空白の DVD を用いて容易に製造することが可能である。

#### (2) 配分・流通の状況

模倣品のうち、海外から持ち込まれるものについては、製造国からマニラ国際 コンテナ港等の港を通じてフィリピン国内に搬入され、消費市場において消費者 に販売されて消費されていると考えられる。

また、国内で製造されたものについては、製造拠点から陸路で消費市場まで運 ばれているものと想定される。

# (3) 流通の規模・水際等での検査、流通の状況

2018 年 1 月から 6 月までに NCIPR が差し押さえた光ディスクメディアの模倣品は 1 億 300 万ペソ相当に上る $^{64}$ 。

また、近時に、光ディスクメディアの模倣品に関して実施された BOC その他の政府機関による検査等とその結果判明した流通の状況は次のとおりである。

▶ 2008 年 7 月、ダバオ市で行われたダバオ警察と OMB の協働捜査において、6.500 万ペソ相当の DVD 及び CD が押収された<sup>65</sup>。

<sup>64</sup> IPOPHL の公表数値から算出

<sup>65</sup> Philippine News Agency (国営フィリピン通信)、「Police, OMB seize P65-M worth pirated DVDs, CDs」URL: http://www.pna.gov.ph/articles/1047254(最終アクセス日:2019 年 1 月 29 日)

# 3.7 コンテンツ、キャラクターグッズ

#### (1) 製造・組立の状況

コンテンツ・キャラクターグッズの模倣品については、中国、台湾、ベトナムで製造されてフィリピン国内に持ち込まれているものが多くを占めるが、一部はマニラ市、パサイ市などの国内で生産されていると考えられている。また、模倣品の一部に関しては、フィリピン国内で組立等を行った後に消費市場に流入するものもあると目されている。

#### (2) 配分・流通の状況

模倣品のうち、海外から持ち込まれるものについては、製造国からマニラ国際 コンテナ港等の港を通じてフィリピン国内に搬入され、消費市場において消費者 に販売されて消費されていると考えられる。

# (3) 流通の規模・水際等での検査、流通の状況

2016年に NBI、PNP 及び BOC が差し押さえたキャラクターグッズの模倣品は 2.500 万ペソ相当に上る。

近時に、コンテンツ、キャラクターグッズ等の模倣品に関して実施された BOC その他の政府機関による検査等とその結果判明した流通の状況は次のとおりである。

- ▶ 2008年11月、マニラ市ビノンドで行われたNBIによる強制捜査により、 模倣品の漫画 422 点が押収された<sup>66</sup>。
- **2014** 年 11 月、マニラ市キアポ及びビノンドで実施された PNP と BOC の合同捜査において、「ハローキティ」ブランドの小型スピーカーを発見、 押収した $^{67}$ 。

<sup>66</sup> Orion Support Incorporated (調査会社)、「NBI on watch vs fake toys, seizes 422 pie ces of fake DC Comics」URL: https://www.osi.com.ph/nbi-watch-vs-fake-toys-seizes-422-pieces-fake-dc-comics/(最終アクセス日:2019年1月29日)

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> Manila Times (現地紙)、「Raids yield P250M fake products」URL: https://www.manil atimes.net/raids-yield-p250m-fake-products/141795/ (最終アクセス日:2019年1月29日)

# 3.8 携帯電話及び付属品

#### (1) 製造・組立の状況

携帯電話本体の模倣品については、中国で製造されてフィリピン国内に持ち 込まれていると考えられている。他方、マニラ市周辺において、正規品を取り扱 う事業者が真正品を不正規なルートで流出させることもあると指摘されている。

#### (2) 配分・流通の状況

模倣品のうち、海外から持ち込まれるものについては、後述(本章 6.8(2))の 摘発例から明らかになっているように、製造国の中国からマニラ国際コンテナ港 等の港を通じてフィリピン国内に搬入され、消費市場において消費者に販売され て消費されていると考えられる。

#### (3) 流通の規模・水際等での検査、流通の状況

近時に、携帯電話及びその付属品等の模倣品に関して実施された BOC その他の政府機関による検査等とその結果判明した流通の状況は次のとおりである。

2016年2月、マニラ市ビノンドの11/88ショッピングモールにおいて、
 NBI の強制捜査の結果、1,905台のOppoブランドのスマートフォンの模倣品が発見された68。



押収されたスマートフォン

出典:http://newsbytes.ph/2016/02/15/p10-m-worth-of-fake-oppo-phones -seized-in-binondo-mall-raid/

<sup>68</sup> Newsbyttes (ニュースサイト)、「P10-M worth of fake Oppo phones seized in Binondo mall raid」URL: http://newsbytes.ph/2016/02/15/p10-m-worth-of-fake-oppo-phones-seize d-in-binondo-mall-raid/ (最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

### 4 模倣品の消費

### 4.1 フィリピンにおける模倣品販売市場

#### (1) 模倣品販売市場の一般的情報

フィリピンにおいて知的財産権侵害に関する実務経験を有する専門家に照会したところ、模倣品が販売されている場所として認知されている主要な市場及び当該市場において販売されている模倣品の製品分類は次のとおりである<sup>69</sup>。

なお、セブ、ダバオ等のマニラ首都圏以外の大都市についても、ショッピング モールや露店など多くの場所で模倣品が日常的に販売されているとの情報があったが、本調査においてはマニラ首都圏における状況を主に取り上げるものと し、これらマニラ首都圏以外の場所に位置する模倣品販売市場については割愛 する。

# フィリピンの大都市圏の位置関係



出典: OpenStreetMap contributors

52

<sup>69</sup> 質問票を送付し、11 の法律事務所から回答を得た。これらのうち 5 つの法律事務所については、さらに面談を行い、模倣品流通全般に関する事情を聴取している。

# フィリピンにおける主要な模倣品販売市場

719	ことにおりるコ	E要な模倣品販売市場								
	市	名称	電気電子	化粧品等	車両等	食品等	衣類等	CD DVD	キャラ等	携带等
マニラ首都圏										
1	マカティ	マカティシネマスクエア/Makati Cinema Square, Makati City					•	•		
2	パシグ	聖フランシススクエア/St. Francis Square	•	•			•	•	•	
3	マニラ	カリエドマーケット/Carriedo market	•	•						
4	マニラ	タットゥバンモール/Tutuban Mall		•			•		•	•
5	マニラ	ディビソリア/Divisoria	•	•	•	•	•	•	•	•
6	マニラ	168ショッピングモール/168 Shopping Mall	•	•	•	•	•	•	•	•
7	マニラ	1 1/8 8 ショッピングモール /11/88 Mall, Binondo								•
8	マニラ	999ショッピングモール/999 Shopping Mall	•	•	•		•		•	•
9	マニラ	ビノンド・チャイナタウン /Binondo (Chinatown)	•	•	•	•	•	•	•	•
10	パサイ	カルティマール/Cartimar Mall					•			
11	マカティ	キャッシュアンドキャリーモール/Cash and Carry Mall		•						
12	マニラ	ラオンストリート/Electronic Store in Raon Street	•							
13	マニラ	イセタンモール/Isetann Mall		•						
14	マニラ	キアポ地区/Quiapo	•	•	•		•	•	•	•
15	マニラ	ロビンソンズプレイスモール /Robinson's Place Mall					•			
16	パラニャーケ	バクララン バゴンミレーニョショッピングプラザ/Bagong Milenyo Shopping Plaza					•			
17	マニラ	ハリソンプラザ/Harrison Plaza					•			•
18	マニラ	ユニバーシティモール /University Mall, Taft Avenue					•			

19	パシグ	メトロウォーク/Metrowalk						•		
20	パラニャー ケ	バクララン地区/Baclaran Area	•	•	•	•	•	•	•	•
21	ケソン	バナウェ通り/Banawe Street			•					
22	サンホアン	グリーンヒルズショッピングセンター /Greenhills Shopping Centre	•	•			•	•	•	•
その	その他地域									
23	セブ	セブ HDM マーケティング/Cebu HDM Marketing						•		
24	セブ	コロン通り/Colon Street						•		
25	セブ	ビジョンシアター/Vision Theatre								
26	バコロド	マハルリカビル/Maharlika Building						•		
27	バギオ	マハルリカビル/Maharlika Building						•		
28	カガヤンデ オロ	マハルリカビル/Maharlika Building						•		
29	ダバオ	マハルリカビル/Maharlika Building						•		
30	ザンボアン ガ	バータートレード/Barter Trade				•				

出典:質問票調査の結果を元に作成

また、これら模倣品販売市場のうち、マニラ首都圏に所在するものを地図に 表示すると、次のようになる。

大別すると、海運貨物が流入するマニラ北港に比較的近いマニラ市北部に 模倣品販売市場が集積しており、次いでマニラ市の南に位置するパサイ市周 辺にも模倣品が大規模に販売されているマーケット等が多く存在する。

今日の経済の中心地域であるマカティ北部からマンダルヨン市にかけての地域には、大規模なショッピングモールは数多く所在しているが、模倣品の販売が盛んな場所は比較的少ない。

# 主要な模倣品販売市場の所在地(マニラ首都圏)



出典:OpenStreetMap contributors

# (2) 模倣品販売市場の概要

上記の地図に示した主要な模倣品販売市場の概要は、次ページ以降に示すとおりである。

# ①マカティシネマスクエア(Makati Cinema Square)

場所:Chino Roces Ave, Legazpi Village, Makati, Metro Manila

概要:マニラ首都圏マカティ市中心部に位置するショッピングエリア。衣類、CD等が販売されている。



携帯電話等が販売されている様子



# ② 聖フランシススクウェア (St. Francis Square)

場所:Bank Dr, Ortigas Center, Pasig, Metro Manila

概要:マニラ首都圏オルティガスに位置するショッピングモール。家電類、化粧品、衣類、 CD、キャラクター物等多彩な商品を取り扱う。



家電製品及びキャラクターグッズが販売されている様子





# ③ カリエドマーケット (Carriedo market)

場所: 678 Carriedo St, Quiapo, Manila, 1001 Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏キアポに位置するショッピングエリア。電化製品及び化粧品等が販売 されている。

# 外観及び衣料が販売されている様子





衣類等が販売されている様子



### ④ タットゥバンモール(Tutuban Mall)

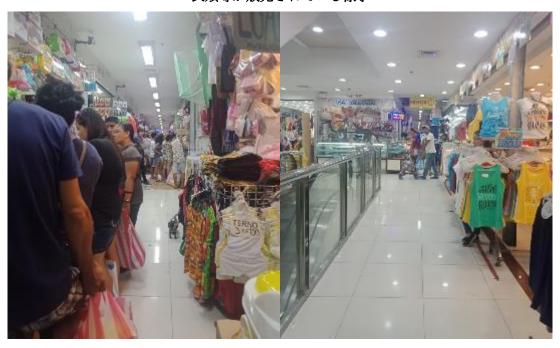
場所:Claro M. Recto Avenue Tutuban Mall, Manila, Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏トンド地区に位置するショピングモール。化粧品や衣類、キャラクターグッズ等が揃うエリア。

# 外観及びモール内の状況



衣類等が販売されている様子



# ⑤ ディビソリア地区(Divisoria)

場所: Claro M. Recto Avenue, Divisoria, Manila, Metro Manila

**概要:**マニラ市北部、チャイナタウンに隣接するエリア。路上にひしめき合う露店に加え、 多数の大型モール内にも無数の小売店が軒を連ねる。あらゆる品物がフィリピンで 最も安く揃う場所として、連日大いに賑わうショッピングエリア。



地区内のショッピングモールの状況



# ⑥ 1 6 8 ショッピングモール(168 Shopping Mall)

場所: 918 Soler St, Binondo, Manila, 1002 Metro Manila

概要:マニラ首都圏ビノンド地区に位置するショッピングモール。電化製品から化粧品、

食品まであらゆる品物を入手することができる。



キャラクターグッズが販売されている様子



### ⑦11/88 Hall)

場所:Reina Regente St, Binondo, Manila, 1000 Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏マニラ市ビノンド地区に位置するショッピングモール。携帯電話等を 販売している。



スニーカーが販売されている様子



# ⑧ 9 9 9 ショッピングモール(999 Shopping Mall)

場所:1018 Soler St, Binondo, Manila, 1006 Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏マニラ市ビノンド地区に位置するショッピングモール。電化製品、化 粧品といった小物から車まで幅広い商品が揃うエリア。



衣料が販売されている様子



### ⑨ビノンド・チャイナタウン周辺 (Binondo、China town)

場所: Located across the Pasig River from Intramuros, Third District of Metro Manila 概要:マニラ首都圏の著名な歴史的遺構であるイントラムロスとパシグ川を挟んで対岸 に位置するショッピングエリア。中華系の雑貨、食品が揃うのはもちろん、携帯や 電化製品まで多様な物品が販売されているエリア。



地区内の宝飾品販売店



### ⑩カルティマール(Cartimar Mall)

場所:Cartimar Administration Building, Cartimar Avenue, Pasay City, Metro Manila

**概要:**ローカルのウェットマーケットとして駐在員にも人気の市場だが、スニーカーやスポーツ用品等の模倣品販売の場所としても知られる。



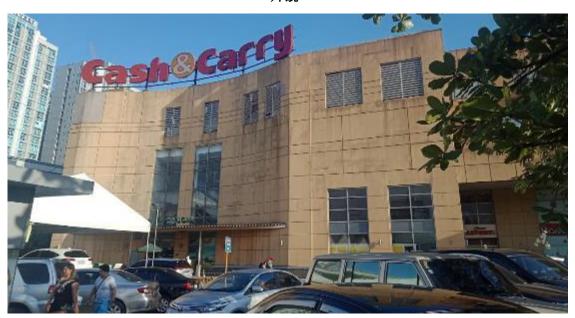
スニーカー、衣料等が販売されている様子



# ⑪キャッシュアンドキャリーモール (Cash and Carry Mall in Manila)

場所: Filmore St, Makati, 1235 Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏マカティ市西部に位置するショッピングモール。化粧品の品揃えが特に豊富な場所である。



化粧品、アクセサリー等が販売されている様子



#### ②ラオンストリート(Electronic Stores in Raon Street)

場所:601 Quezon Blvd, Quiapo, Manila, 1001 Metro Manila, Philippines

**概要:**マニラ首都圏マニラ市キアポに位置するショッピングエリア。電子機器、部品等機 械に関するあらゆる製品が集まる場所。



電子部品が販売されている様子



#### ③イセタンモール (Isetann Mall)

場所:600 Carriedo St, Santa Cruz, Manila, 1001 Metro Manila

**概要:**1980 年創業、サンタクルス及びケソン市に支店をもつ庶民向けのデパート。看板 はかつての伊勢丹のロゴを模していると思われる。化粧品の取扱いが豊富である。



# ⑭キアポ地区 (Quiapo)

場所:Plaza Miranda, R. Hidalgo Street, Quiapo, Manila, Metro Manila

概要: キアポ教会を取り巻くように市場、露天商が立ち並ぶ。古くはマニラの中心であった場所で、SM シューマート 1 号店が創業した場所でもある。治安の良い場所とは言えないが、様々なジャンルの品物が豊富に揃うため、常に賑わう場所である。

# 外観、各種の露店の状況



#### ⑮ロビンソンズプレイスモール(Robinson's Place Mall)

場所:Robinson's Place Manila, Pedro Gil St, Ermita, Manila, 1000 Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏マニラ市に位置するショッピングモール。衣類を中心に豊富な品揃え を誇る。



モール内部の状況



# ⑥バクララン バゴンミレーニョショッピングプラザ

# (Bagong Milenyo Shopping Plaza)

場所:Baclaran, Parañaque, Metro Manila

概要:マニラ首都圏パラニャーケ市のバクララン地区内に位置するショッピングモール。



モール内部の様子



# ⑪ハリソンプラザ (Harrison Plaza)

場所: Harrison Avenue Corner Pablo Ocampo Street, Manila, Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏西部に位置するショッピングモール。衣類や携帯電話等を多く取り扱う。



モール内部の様子



# ⑱ユニバーシティモール(University Mall)

場所:2507 Taft Ave, Malate, Manila, 1004 Metro Manila

概要:マニラ首都圏マニラ市マラテ地区に位置するショッピングモール。主に衣類を取り

扱う。



# ⑨メトロウォーク(Metrowalk, Pasig City)

場所: Meralco Ave, Pasig, Metro Manila

概要:マニラ首都圏パシグ市に位置するショッピングエリア。CD、DVD を数多く取り扱う。



内部の様子



#### ② バクララン地区(Baclaran Area)

場所: Roxas Blvd, Baclaran, Parañaque, Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏パラニャーケ市パサイに位置するショッピングエリア。キアポ地区同様、教会を中心として露店がひしめくように立ち並び、多くの製品分野の模倣品が販売されている。



キャラクターグッズ等が販売されている様子



#### ②バナウェ通り (Banawe Street)

場所: Banawe Street, Quezon City, Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏ケソン市に位置するショッピングエリア。車両用部品等の販売が盛んなエリア。



車両関連部品等が販売されている様子



# ②グリーンヒルズショッピングセンター(Greenhills Shopping Centre)

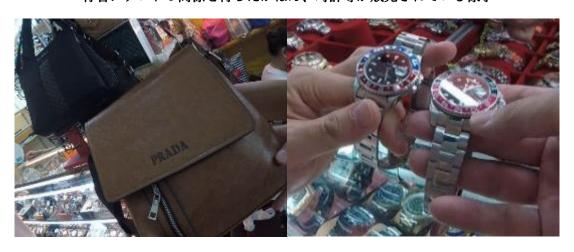
場所: Ortigas Ave, San Juan, 1502 Metro Manila

**概要:**マニラ首都圏サンホアン市に位置する一大ショッピングセンター。特に高級ブランド品の模造品販売で有名である。モール内では多数の店舗が営業を行っている。

# モール内部の様子



有名ブランドの商標を付したかばん、時計等が販売されている様子



#### 4.2 市場における模倣品の混入率

前項で概観したとおり、フィリピンにおいては、マニラ首都圏に限っても多数 の模倣品販売市場が存在している。

これらの市場において販売される著名なブランドの商標等を付したかばん、時計、衣料、キャラクターグッズなどについては、ほぼすべてが模倣品であると考えられる。

他方、自動車用品、携帯電話やタブレット等については、販売者が真正品と称して販売する商品、真正品の中古品、模倣品が混在して販売されている例が多い。このような場合の模倣品の混入率は、店舗によってまちまちである上、また模倣品であるか否かが外観からは明らかではないことから、一概に模倣品がどの程度混入しているかを推測することは困難である。

なお、販売者自身が真正品であると称して販売する商品の中には、不正規なルートで流出した真正品や盗難品が混入している可能性が高いといわれている(バナウェ通り(②)の自動車用品店の近隣には、中古車を解体して部品を販売する店舗が多く集積するが、その多くは盗難車のようである。)。

#### 4.3 模倣品の消費者層の区分—社会経済階層(Socio Economic Classes)

次項以下において製品分野別の模倣品の消費に関する現状(どのような消費者が模倣品を購入しているか)を分析するに当たり、消費者を社会経済的な観点から5段階に分類する指標である社会経済階層(Socio Economic Classes)を用いることがあるため、この概念について概説する。

社会経済階層は、ある市民が社会的・経済的にどの程度優位な地位を占めているかについて、市場調査において用いられる手法を用いて全人口を A から E までの 5 段階に分類するものである。A が社会経済的に最も成功している層であり、E が最も成功から遠い層となっている。

2015年に国家経済開発庁 (以下「NEDA」という。) が行った調査においては、 社会経済階層は、ある所帯を次の7つの要素を総合的に考慮して決定するとして いる70。

- ① 居住する家屋の堅牢度
- ② 居住する家屋内部の品質(塗装やメンテナンスの状態)
- ③ 居住する家屋の所在地(高級住宅地からスラムまで)

70 NEDA、「Technical Details of the National Survey FILIPINO 2040 Aspirations, Values, and Principles of Filipino Peopl」URL: http://2040.neda.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/AmBisyonNatin2040\_Technical-Details-of-the-National-Survey.pdf (最終アクセス日:2019 年 1 月 31 日)

- ④ 所帯の教育レベル (有名大学卒から小学校卒まで)
- ⑤ 所帯主の職業
- ⑥ 所帯が有する主要な財産(自家用車の有無等)
- ⑦ 所帯収入

NEDA の調査において 5 つの階層に区分するために用いられた上記 7 つの指標の具体的な内容と、各社会経済階層ごとの調査対象者中に占める割合は、下図にまとめたとおりである71~72。当該調査においては、社会経済階層 A 又は B に属する者は合計しても全体の 0.6%に留まっており、他方社会経済階層 D に属する者が全体の半数近くを占めるという結果が出ている。

なお、2015年の国家統計局(Philipine Statistics Authority)のデータによると、1 所帯が月当たりに最低限必要とする支出額は9,064ペソであり、これがいわゆる貧困ラインであるとされている73。したがって、社会経済階層 E は、いわゆる貧困層とほぼ重なりあっている。

<sup>71</sup> 人口に占める割合については、NEDA の当該調査の対象者 1 万名のうち何名が当該社会経済階層に所属するとされているかから算出している。当該調査に関する資料は次の URL から確認することができる。URL: http://2040.neda.gov.ph/ltv-files/ (最終アクセス日:2019 年1月31日)

<sup>72</sup> 所帯収入は前述の7つの要素の1つであるため、この収入があれば直ちに対応する社会経済 階層に所属することにはならないことに注意を要する。

<sup>73</sup> Philipine Statistics Authority、「Poverty incidence among Filipinos registered at 21.6% in 2015 – PSA」URL: https://psa.gov.ph/poverty-press-releases/nid/63819 (最終アクセス日:2019 年 1 月 31 日))

社会経済階層の判断要素と 2015 年調査時の人数分布

	正公配仍相信少时间安东已 2010 中间直时少人纵分中					
	A	В	$egin{array}{c} { m C} \ { m (Upper)} \end{array}$	C (Broad)	D	E
居住家屋の 堅牢度	高品質 使用し つ永続	堅牢か 的なも	良質な材料 を用いた永 続的なもの	軽量素材と 重量素材を 使った半永 続的なもの	軽量かつ安 価な材料、 建築の質の 低い半永続 的なもの	一時しの ぎ、低品 質、狭小な 小屋
居住家屋 内部の品質	良好な 修繕の し	必要な	良好な塗 装、多少の 要修繕個所 あり	塗装されて いるが塗り 替えや修繕 が必要	塗装なし、 修繕の必要 大	未塗装かつ 荒廃
居住する家 屋の所在地	特別居 級住宅 ンドミ	地、コニアム	大規模家屋が主な地域	大小の家屋 が混在する 地域	ほとんどを 小家屋が占 める地域	スラム又は 田舎
所帯の教育 レベル	国立フ ン大学 に優れ	等の特	州立大学	大学中退や 専門学校	高卒程度	初等教育 以下
所帯主の 職業	規模の事 経営層	、専門 X又は上	若手経営 層、若手専 門職、地方 の町の公務 員	初職、理模が、主あ労りのでは、大学では、関のでは、対しては、関のができません。	低ワー 働民 な労規事 のが が 規 事 のが が 規 事 者 と の ぎ か 規 事 者 か ま れ ま る か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま	農業・漁 業、非熟練 労働者、非 正規労働者
所帯が有す る家財道具* の数等	10 以上 車(5 年 を所	三以内)	8 - 10 かつ 自動車を所 有	5-7 又は 8 - 10 かつ自動 車なし	2 - 4	0 - 1
月当たり 所帯収入 (ペソ)	10万~	5~10 万	3万~5万	1万 5,000~ 3万	8,000 ~1万 5,000	8,000 未満
回答者数に 占める割合	0.6%		22	%	48%	29%

<sup>\*</sup>家財道具に含まれるもの:水道、電気、水洗トイレ、カラーテレビ、CD 付きステレオ、 自家エンターテインメントシステム、VCD/DVD プレイヤー、電気調理台、オーブン付き

調理台、電子レンジ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、扇機、温水器、掃除機、床磨き器、洗濯機、家庭用コンピュータ、パソコン、自動車、固定電話又は携帯電話、インターネット接続

出典: NEDA のデータから作成

#### 4.4 模倣品の消費状況(製品分野別)

#### (1) 電気・電子製品 (時計・電卓・カメラ含む)

#### 販売場所

電気製品・電子製品の模倣品は、マニラ首都圏では②聖フランシススクウェア (マンダルヨン市)、③カリエドマーケット、⑤ディビソリア地区、⑥168ショッピングモール、⑧999ショッピングモール、⑨ビノンド・チャイナタウン周辺、⑫ラオンストリート、⑭キアポ地区、トンド(以上マニラ市)、⑩バクララン地区(パサイ市)、⑫グリーンヒルズショッピングセンター(サンホアン市)などで販売されている。



電気製品・電子製品の模倣品の販売態様





バクララン地区(20)で販売されるヘッドフォン・イヤホン

また、Lazada、Shopee といったオンライン販売プラットフォームにおいても、 これらの製品の模倣品が販売されていることが確認されている。

#### 消費規模及び主な消費層

模倣品を購入する層は、A から E までの 5 段階に分類される社会経済階層(本章 4.3 参照)の C 又は D に属する者が主であると考えられている。

#### 価格の違い

模倣品の価格は、真正品の半額程度から真正品の1割程度までに分布している。 また、現地調査により確認された模倣品の価格の例は次のとおりである74。

販売場所	品目	ブランド	提示価格	真正品 推定価格75	真正品と の価格比
聖フランシスス クウェア (②)	ワイヤレススピーカー	BOSE	850 ペソ	10,000ペ	8.5%
グリーンヒルズシ	腕時計	G-Shock	800 ペソ	5,000 ペソ	16%
ョッピングセンタ - (2)	腕時計	Rolex	20,000 ペ ソ	300,000 ペ ソ	6.7%

#### 品質の比較

模倣品の品質は、真正品には及ばないが相当程度の機能を果たすものから、極めて不十分な機能しか有しないものまでが存在する。

#### 出所の混同の有無

購入者が模倣品を真正品と誤って購入することはほとんどないと考えられる。 市場等において模倣品を販売する者に真贋を尋ねると、「クラス A」(高品質の模倣品)、「クラス B」(低品質の模倣品) 76などと説明がなされ、真正品ではないことが明らかにされること、価格が真正品の半額程度以下であることから、消費者にとってこれらの商品が模倣品であることを認識することに困難はないと思われる。

#### 購買動機

模倣品の購入者は、真正品を購入する経済力がないが、真正品を所持しているように見せたいとの意向があり模倣品の購入に至っているものと考えられる。

<sup>74</sup> 模倣品の販売市場においては価格が表示されていないことが多く、購買者が値引き交渉をして購入することが通常であるが、本調査においてはそのような交渉を行わず、販売者の提示した価格(いわゆる言い値)を記録している。

<sup>75</sup> 同一又は類似モデルのオンライン販売サイトにおける価格を参考とした。

<sup>76</sup> 模倣品の販売市場において、模倣品をその品質によりクラス A (高品質)、クラス B (低品質) の 2 種類に区別することがしばしば行われる。

#### (2) 薬品・化粧品・トイレタリー

#### 販売場所

薬品、化粧品、トイレタリー等の模倣品は、マニラ首都圏においては、マンダルヨン市の聖フランシスコスクエア (②)、マニラ市のカリエドマーケット (③)、タットゥバンモール (④)、ディビソリア (⑤)、168ショッピングモール (⑥)、999ショッピングモール (⑧)、ビノンド・チャイナタウン (⑨)、キャッシュアンドキャリーモール (⑪)、イセタンモール (⑬)、キアポ地区 (⑭)、バクララン地区 (⑳)、グリーンヒルズショッピングセンター (㉑) などで販売されている。

#### 模倣品の販売態様



グリーンヒルズショッピングセンター(②)で販売されている有名ブランドの香水の模倣品

また、Lazada、Shopee といったオンライン販売プラットフォームにおいても、 これらの製品の模倣品が販売されていることが確認されている。

さらに、小分けにされたシャンプーや洗剤などの日用品に属する商品について は、各地の零細小売店(サリサリ・ストア)においても販売されている例がある。

#### 消費規模及び主な消費層

前述のとおり、薬品類に関しては特に模倣品が多く流通している状況にある。その背景には多くの国民が健康保険によりカバーされておらず、正規品の医薬品を購入することが経済的に困難であるとの事情がある。

また、主として社会経済階層(本章 4.3 参照)C 又は D に属する者が模倣品の薬品、化粧品等の消費者であると考えられる。

#### 価格の違い

価格については、商品の種類によるものの、正規品の半額から 1 割程度までに 分布しているとみられる。また、現地調査により確認された模倣品の価格の例は次 のとおりである。

販売場	易所	品目	ブランド	提示価格	真正品 推定価格	真正品と の価格比
グリー ルズシ ピング ター (2)	ョッセン	香水	Jo Malone	1,250 ペソ	3,500 ペソ	36%

#### 品質の比較

正規品には及ばないが一定程度の効能が認められる水準のものが多いと考えられる。もっとも、食品や薬品、化粧品等に関しては、模倣品に含有される人体に有害な成分や有効成分の過剰摂取などにより、模倣品を継続的に使用することが健康被害についながる恐れが高いことは、FDA をはじめ関係機関が強調しているとおりである。

#### 出所の混同の有無

真正品であると称して販売される例もあり、そのような場合には真正品との区別が困難な場合も少なくなく、消費者において出所の混同が生じがちである。これをふまえ、FDA等の機関は、ニュースリリース等で模倣品と真正品の見分け方を説明する等の啓もう活動を行っている。

#### 購買動機

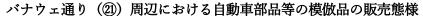
薬品については特に、真正品を購入することができないことが購買動機につながっていると考えられる。また、真正品が安価に購入できると誤解して購入する場合も存在する。

また、化粧品類の模倣品の購入者であって価格から明らかに模倣品であることが認識できるものについては、真正品を購入する経済力がないが、真正品を所持しているように見せたいとの考えから模倣品の購入に至っているものと考えられる。

# (3) 車両 (オートバイ含む)・車両のスペア部品 (ブレーキパッド等) 及び関連用品 (アクセサリ類、充填剤等)

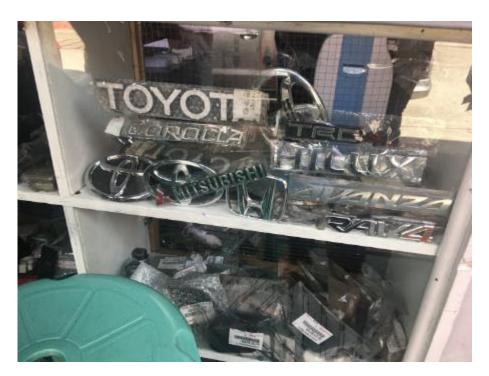
#### 販売場所

車両部品等の模倣品は、マニラ首都圏においてはマニラ市のディビソリア(⑤)、168ショッピングモール(⑥)、999ショッピングモール(⑧)、ビノンド・チャイナタウン(⑨)、キアポ地区(⑭)、パサイ市のバクララン地区(⑩)、バナウェ通り(⑪)などで販売されている。中でも、マニラ首都圏北部に位置するバナウェ通り近辺には様々な自動車用品を取り扱う店舗が立ち並んでおり、車両関連の模倣品を取り扱う一大販売市場をなしている。安価な自動車用品の購入のために訪れる者が多く、平日、週末を問わず多くの車両が往来し、自らの店舗へ顧客を呼び込もうとする者が多数客引きを行っているなど、活況を呈している。





自動車メーカーのロゴを関した店舗が多数軒を連ねる状況



車種ごとのエンブレム等が陳列されている状況



真正品と称する日本製の自動車部品の販売状況

また、Lazada、Shopee、Olx、Carousell、Facebook、Instgram といったオンライン販売プラットフォームにおいても、これらの製品の模倣品が販売されていることが確認されている。

#### 消費規模及び主な消費層

模倣品を購入する層は、社会経済階層(本章 4.3 参照)B 又は C に属する者が主であると考えられている。自動車や自動二輪車を所有できる者は一定以上の所

得を有する者に限られるため、他の製品分野に比して低所得者層による消費が少ないとみられている。

#### 価格の違い

模倣品の価格は、真正品より若干安いのみのものから、真正品の 1 割程度まで幅広く分布していると言われている。これら製品の種類及び品質に相当の幅があることに起因するものである。

#### 品質の比較

また、模倣品の品質も、ほぼ真正品と相違ない性能を有するもの、真正品には及ばないが相当程度の性能を有するものから、極めて不十分な性能しか有しないものまでが存在する。

#### 出所の混同の有無

購入者が模倣品を真正品と誤って購入することは、一定程度の可能性であり得ると考えられる。多くの製品について、その真贋を外観のみによって判断することは困難である上に、不正規なルートで流出した真正品や盗難車由来の部品などが混在する状況において、販売者が真正品であると称して販売する例が多く見られるためである。

#### 購買動機

模倣品の購入者の多くは、真正品を購入する経済力がないが、真正品を所持しているように見せたいとの意向があり模倣品の購入に至っているものと考えられる。

#### (4) 食料品 (調味料含む)、健康食品類 (滋養・栄養食品、サプリメント等)

#### 販売場所

食料品等の模倣品は、マニラ首都圏においてはディビソリア(⑤)、168 ショッピングモール(⑥)、ビノンド・チャイナタウン(⑨)、バクララン地区(⑳)などで販売されている。また、家庭で使用するために小分けにされた調味料などは、これらの市場のほかに、全国の零細小売店や露店などで販売されていると指摘されている。



食品等の模倣品が販売されているとされるバクララン地区(20)の露店

#### 消費規模及び主な消費層

模倣品を購入する層は、社会経済階層(本章 4.3 参照)C、D 又は E に属する者が主であると考えられている。

#### 価格の違い

化学調味料「Maggi Magic Sarap」の例(本章 3.4 参照)においては、模倣品の販売価格は真正品の約 40%(真正品の1包4ペソに対し、模倣品は3包5ペソ)から90%(真正品の1箱1,600ペソに対し、模倣品は1箱1,450ペソ)に分布している。

#### 品質の比較

また、品質としては、真正品には及ばないが類似の風味を有しているものが一般

であるが、法定の検査過程を経ておらず、健康に被害を及ぼしうる物質の混入が危惧される。

#### 出所の混同の有無

購入者が模倣品を真正品と誤って購入することは相当の確率であり得ると考えられる。特に、家庭用調味料のような商品は真正品の単価も比較的安く、かつ真正品と模倣品の価格差が小さいことから、ディスカウントされた商品であると認識して購入し、消費されるおそれが高い。この点、Maggi Magic Sarap については、ブランドの権利者が模倣品の存在を告知し、真正品との判別法を解説した広告を展開するなどして77、出所の混同による模倣品の購入の防止に努めている。

# MAY NAPANSIN KABANG KABANG KARAIBA SA NABILING MAGGI MAGGI MAGGI SARAP, agaid an ignation; we make on makeling numbers of the company of the

ブランドの権利者による模倣品との判別法の広告

出典:https://www.nestle.com.ph/media/pressreleases/how-to-spot-fake-products

#### 購買動機

模倣品の購入者は、真正品をできるだけ安く購入したいとの意向、あるいは真正 品に近い品質のものを安価で購入したいと考えて模倣品の購入に至っているもの と考えられる。

<sup>77</sup> Nestle (食品メーカー)、「How to Spot Fake Products」 URL: https://www.nestle.com. ph/media/pressreleases/how-to-spot-fake-products (最終アクセス日: 2019 年 1 月 31 日)

# (5) 衣類、かばん、履物、眼鏡、アクセサリー、スポーツ・レジャー用品等 販売場所

衣類等の模倣品は、マニラ首都圏においてはマニラ首都圏においてはマカティ市のマカティシネマスクエア(①)、マンダルヨン市の聖フランシススクエア(②)、マニラ市のタットゥバンモール(④)、ディビソリア(⑤)、168ショッピングモール(⑥)、999ショッピングモール(⑧)、ビノンド・チャイナタウン(⑨)、カルティマール(⑩)、キアポ(⑭)、ロビンソンズプレイスモール(⑮)、パシグ市のメトロウォーク(⑲)、パサイ市のバクララン地区(⑳)、サンホアン市のグリーンヒルズショッピングセンター(㉑)などで販売されている。

# FEND 1

衣類等の模倣品の販売態様

Fendi 等の商標を付した衣類の販売状況 (グリーンヒルズショッピングセンター(22))



Nike、Jordan 等のスニーカーの模倣品の販売状況(バクララン地区 (20))

#### 消費規模及び主な消費層

模倣品を購入する層は、社会経済階層(本章 4.3 参照)B から E までに属する者が主であると考えられている。

#### 価格の違い

模倣品の価格は、真正品の半額程度から真正品の1割程度までに分布している。 また、高級バッグの成功な模倣品で1点1万5,000ペソを超える高価なものも存 在する。現地調査により確認された模倣品の価格の例は次のとおりである。

販売場所	品目	ブランド	提示価格	真正品 推定価格	真正品と の価格比
グリーンヒ	ベルト	Hermès	2,500 ペソ	35,000 ペソ	7%
ルズショッ	バッグ	GIVENCY	15,000 ペソ	50,000 ペソ	30%
ピングセン ター <i>(</i> ②))	サングラス	Ray - Ban	1,250 ペソ	3,500 ペソ	36%

#### 品質の比較

また、品質としては、真正品に相当程度近い品質を有するものから極めて不十分な機能しか有しないものまで、価格と同様幅広い品質の模倣品が存在する。

#### 出所の混同の有無

購入者が模倣品を真正品と誤って購入することは多くないものと考えられる。 模倣品が販売されるのは、オンラインで販売がされる場合を除けば、多種多様な模 倣品が販売されているマーケットや露店などにおいてであり、価格も真正品と比 較して相当程度安価な場合がほとんどであるからである。

#### 購買動機

模倣品の購入者は、真正品を購入する経済力がないが、真正品を所持しているように見せたいとの意向があり模倣品の購入に至っている場合がほとんどであると考えられる。

# (6) 光ディスクメディア (CD 及び DVD)

#### 販売場所

光ディスクメディアの模倣品は、マニラ首都圏においてはマカティ市のマカティシネマスクエア(①)、マンダルヨン市の聖フランシススクエア(②)、マニラ市のディビソリア(⑤)、168ショッピングモール(⑥)、ビノンド・チャイナタウン(⑨)、キアポ(⑭)、パサイ市のメトロウォーク(⑩)、バクララン地区(②)、サンホアン市のグリーンヒルズショッピングセンター(②)、などで販売されている。

# バクララン地区(20)における光ディスクメディアの模倣品の販売態様



映画 DVD の模倣品の販売状況



日本のアニメ DVD、音楽 CD の模倣品の販売状況

#### 消費規模及び主な消費層

模倣品を購入する層は、社会経済階層(本章 4.3 参照)C、D 又は E に属する者が主であると考えられている。

#### 価格の違い

模倣品の価格は、CD や DVD 1 枚当たり 50 ペソから 100 ペソ程度(約 104 円から 208 円)と、真正品と比較して極めて安価である。

#### 品質の比較

また、品質としては、パッケージ等の外観は真正品に比べて劣るものがほとんど であるが、音楽や動画等の質については真正品と大差ないものが多い。

#### 出所の混同の有無

模倣品が極めて安価であること、主に露店のような商店でのみ販売されていること、模倣品の外観が真正品に比して相当見劣りすることから、購入者が模倣品を真正品と誤って購入することはほとんどないと考えられる。

#### 購買動機

模倣品の購入者は、真正品を購入する経済力がないか、模倣品には真正品でなくとも動画や音楽を鑑賞するには十分な品質があることから、真正品を購入する支出を避けるために、模倣品の購入に至っているものと考えられる。

#### (7) コンテンツ、キャラクターグッズ

#### 販売場所

コンテンツ・キャラクターグッズの模倣品は、マニラ首都圏においてはマンダル ヨン市の聖フランシススクエア(②)、マニラ市のタットゥバンモール(④)、ディ ビソリア(⑤)、168ショッピングモール(⑥)、999ショッピングモール(⑧)、 ビノンド・チャイナタウン(⑨)、キアポ(⑭)、パサイ市のバクララン地区(⑳)、 サンホアン市のグリーンヒルズショッピングセンター(㉑)などで販売されている。

#### キャラクターをあしらった模倣品の販売態様 (バクララン地区 (20))



ディズニー映画のキャラクターをプリントしたカバンの販売状況



日本のアニメ等をあしらった携帯電話アクセサリの販売状況

#### 消費規模及び主な消費層

模倣品を購入する層は、社会経済階層(本章 4.3 参照) C、D 及び E に属する者が主であると考えられている。

#### 価格の違い

模倣品の価格は、真正品の半額程度から真正品の 1 割程度までに分布しているが、多くは真正品の 1 割程度の非常に安価なものである。また、現地調査により確認された模倣品の価格の例は次のとおりである。

販う	志場所	品目	ブランド	提示価格	真正品 推定価格	真正品と の価格比
グリ ルズ	ー <i>ンヒ</i> ショッ	ぬいぐるみ	Hello Kitty	1,650 ペソ	7,000 ペソ	24%
ピン ター	グセン (2))	スマートフォンケース	Hello Kitty	350 ペソ	N/A	N/A

#### 品質の比較

また、品質としては、真正品には及ばないが相当程度の機能を果たすものから、極めて不十分な機能しか有しないものまでが存在する。

#### 出所の混同の有無

購入者が模倣品を真正品と誤って購入することはほとんどないと考えられる。

#### 購買動機

模倣品の購入者は、真正品を購入する経済力がないが、真正品を所持しているように見せたいとの意向があり模倣品の購入に至っているものと考えられる。

#### (8) 携帯電話及び付属品

#### 販売場所

携帯電話及び付属品の模倣品は、マニラ首都圏においてはマニラ市のディビソリア(⑤)、168ショッピングモール(⑥)、ビノンド・チャイナタウン(⑨)、キアポ(⑭)パサイ市のバクララン地区(⑳)、サンホアン市のグリーンヒルズショッピングセンター(㉑)などで販売されている。

#### 携帯電話などの模倣品の販売態様 (バクララン地区20)



iPhone X の模倣品の販売状況



タブレットと携帯電話の模倣品の販売状況

#### 消費規模及び主な消費層

模倣品を購入する層は、社会経済階層(本章 4.3 参照)B から D に属する者が 主であると考えられている。

#### 価格の違い

模倣品の価格は、真正品の半額程度から真正品の1割、2割程度までに分布している。また、現地調査により確認された模倣品の価格の例は次のとおりである。

販売場所	品目	ブランド	提示価格	真正品 推定価格	真正品と の価格比
バクララン 地区 ( <b>②</b> )	スマートフォン	Apple iPone X	6,000 ペソ	60,000 ペソ	10%
聖フランシ ススクウェ ア (②)	スマートフォンケース	Apple	250 ペソ	2,500 ペソ	10%

#### 品質の比較

また、品質としては、真正品には及ばないが相当程度の機能を果たすものから、 極めて不十分な機能しか有しないものまでが存在する。

#### 出所の混同の有無

購入者が模倣品を真正品と誤って購入することはほとんどないと考えられる。 模倣品の価格が真正品に比して格段に安く、販売者も模倣品を真正品であると偽って販売することはしていないためである。むしろ、市場においては、中古の真正品と新品の模倣品が並べて販売され、販売者に対して模倣品の性能について質問をするとどの程度の性能があるかについて説明が得られることが多い。

#### 購買動機

模倣品の購入者は、携帯電話本体については、真正品を購入する経済力がないが、 真正品を所持しているように見せたいとの意向があり模倣品の購入に至っている ものと考えられる。また、付属品については、真正品よりも安く、一定の性能が発 揮されるのであれば模倣品でも問題ないとの考えのもとに、費用の節減のために 模倣品が選ばれるのが一般であると考えられる。また、キャラクターをあしらった 付属品などについては、そもそも真正品が存在しない場合も多いため、模倣品独自 のデザインに魅力を感じ購入する者もいる。

#### 5 インターネット上における模倣品の消費

フィリピンにおいては、近時発展しつつある EC サイトや SNS を介した売買において、模倣品が販売される事例が多く存在することは指摘されているものの、その実態に関する定量的なデータはほとんど存在していない。

なお、EC サイトにおいて模倣品の販売が行われている場合の対応としては、販売者の特定が容易でないことが多いため、当該サイトごとに用意されている削除要請のプロセスを通じ、EC サイトに対して模倣品を販売している者のページの削除を求めることが想定される78(もっとも、このような削除までのプロセスには時間を要することも少なくないため、事案によっては EC サイト側と直接交渉をして早期に削除するよう要請することも検討に値する。)。

#### 5.1 フィリピンで利用可能な主要 EC サイト

フィリピンにおいては、消費市場としての発展が途上であること、物流網が整備されていないことに加え、クレジットカードや銀行口座の保有人口が少ないことなどが障害となり、ECサイトを通じた物品の販売の発展が遅れてきた。

もっとも、近年の経済成長による所得水準の向上とスマートフォンの普及などの要因が整ったことから、元来旺盛な消費需要を背景として、EC サイトは急速な発展を見せている。2018年のインターネット通販の利用額は2017年比約32%増の925億ペソに伸長したとみられており、2020年には1,851億ペソに達する見込みである79。

現在フィリピンにおいて取引額の多い EC サイトを挙げると、次のとおりである。中国のアリババ傘下のラザダ(Lazada)が他を圧して大きなシェアを占めていることが見て取れる。

<sup>79</sup> SankeiBiz(ニュースサイト)、 「フィリピン、ネット通販利用額が拡大 18年1989 億円、前年比32%増見通し」URL: https://www.sankeibiz.jp/macro/news/181122/mcb181 1220500009-n1.htm (最終アクセス日: 2019年1月29日)

<sup>78</sup> 日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部(2017)、「ASEAN 地域におけるインターネット上の模倣品対策に関する調査」URL: https://www.jetro.go.jp/ext\_images/world/asia/ase an/ip/pdf/report\_201703.pdf (最終アクセス日: 2019 年 1 月 31 日)

サイト名	月間取扱高	URL
① Lazada Philippines	6,780 万ペソ	https://www.lazada.com.ph/
② Shopee Philippines	985 万ペソ	https://shopee.ph/
3 Zalora Philippines	295 万ペソ	https://www.zalora.com.ph/
4 Metrodeal	289 万ペソ	http://www.metrodeal.com/
5 Globe Online Shop	215 万ペソ	https://shop.globe.com.ph/
6 eBay Philippines	190 万ペソ	https://www.ebay.ph/
7 Carousell	90 万ペソ	https://ph.carousell.com/
Philippines		
8 Galleon.ph	49 万ペソ	https://www.galleon.ph/
9 CDR King	39 万ペソ	http://www.cdrking.com/
<b>10</b> VillMan Computers	35 万ペソ	http://www.villman.com/

もっとも、模倣品のオンラインでの販売チャネルとしては、これらの EC サイトのみならず、フェイスブックやインスタグラムといったいわゆる SNS が用いられることがしばしばある。

#### 5.2 主要な模倣品販売の状況

EC サイト等による模倣品の販売については、入手できる統計等がほとんどないため、全体像については未だ不明確であると言わざるを得ない。

これまでに摘発があった例としては、後述(本章 6.2(1))の、中国又はインドからオンライン販売で卸売を行う目的で ED 治療薬の模倣品が持ち込まれていたケースがある80。

また、2014年12月には、PNPの犯罪捜査探知班、NBI、IPOPHL、BOCが協働して行った強制捜査において、中国で製造されたとみられる電子機器等の模倣品(Samusung 及び Hyundai ブランドのもの)が発見、押収されている81。

-

<sup>80</sup> Republic of the Philippines Philippines News Agency (ウェブページ)、「PH market 'flooded' with fake meds, beauty products: FDA」URL: http://www.pna.gov.ph/articles/1023649 (最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>81</sup> GMA NEWS ONLINE (地元テレビ局系ニュースサイト)、「Law enforcement team raid s online supplier for selling counterfeit goods」 URL: https://www.gmanetwork.com/ne ws/money/economy/392900/law-enforcement-team-raids-online-supplier-for-selling-counte rfeit-goods/story/ (最終アクセス日:2019年1月29日)

#### 5.3 模倣品の混入率

一般的にフィリピン国内からアクセス・利用することが可能なECサイトにお いてどの程度の模倣品が混入しているかについては、調査の限りでは定量的なデ ータが存在しないため、明らかではない。

この点、FDA は、2017年11月、オンラインで販売されている薬品類、化粧 品、食品類に関してはその 90%が必要な FDA の登録を経ていないことから、模 倣品である疑いがあるとの警告を発している82。

また、通常の EC サイトの他に、映画等の違法ダウンロードをさせるサイトの ような模倣品の供給に特化したウェブサイトも存在している。2017年には、 Motion Picture Association の申立により、このようなウェブサイトの運営者と 目される者2名が逮捕されるに至っている83。

#### 5.4 模倣品の消費規模

一般的にフィリピン国内からECサイトに経由してどの程度の量の模倣品が購 入され消費されているかについては、調査の限りでは定量的なデータが存在しな いため、明らかではない。

#### 5.5 模倣品の主な消費者層

オンラインで模倣品を購入する消費者は、社会経済階層(本章 4.3 参照)でB から E まで幅広く分布するとみられている。社会経済階層が低い消費者であっ ても、EC サイトではなくフェイスブックやインスタグラムといった SNS を通 じて模倣品を購入するに至るケースがある一方、EC サイトを利用する比較的社 会経済階層が高い消費者についても、真正品であると誤認して模倣品の購入を行 うことがあると考えられている。

#### 5.6 模倣品と本物との価格・品質等の比較

EC サイトにおいてフィリピン国内の消費者に向けて販売されている模倣品は、

<sup>82</sup> Philippine News Agency(国営フィリピン通信)、「FDA warns public vs fake drugs sold online」 URL: http://www.pna.gov.ph/articles/1017274 (最終アクセス日:2019年1月29

<sup>83</sup> World Trademark Review (商標情報サイト)、「Procedures and strategies for anti-cou nterfeiting: Philippines | URL: https://www.worldtrademarkreview.com/anti-counterfei ting/procedures-and-strategies-anti-counterfeiting-philippines-0 (最終アクセス日:2019 年1月29日)

真正品であると称して販売されている場合が多く、その場合における価格は真正品より若干安価である程度から真正品の半額程度までであると推測されている。他方、模倣品の品質については、模倣品の種類によるため、一概に論じることは困難である。摘発の例があり、また FDA が注意を喚起している薬品類、化粧品、食品類に関しては、一般的に、真正品に近い一定の効能や食味があるものの、真正品の品質には及ばないとされている、また、有害な成分の混入等により、服用や使用によって健康被害の恐れがあることは本章 3.2 において既に述べ、また第 V 章 3 において指摘するとおりである。

## 5.7 消費者の認識(本物と模倣品とを識別しているかどうか)

EC サイト等を介した模倣品の販売においては、消費者は購入対象の商品が模倣品であることについて認識を欠く場合が多いと考えられる。なぜなら、EC サイトや SNS を通じた模倣品の販売においては、真正品の写真や情報が用いられるため、買主が商品の真贋を購入前に確認することが極めて困難な状況となることが通常だからである。

## 5.8 消費者が模倣品を購入する動機

多くの場合、ECサイト等を介した模倣品の販売においては、消費者は購入対象の商品が真正品であるとの認識を有しており、したがって真正品を通常よりも安価に購入できるとの期待をもって購入に至っているものと考えられる。

# 6 実例(製品分野別)

上記のとおり、製品分野ごとに概要、製造・組立、流通・分配及び消費について述べてきたが、以下においては、それぞれの製品分野に関し、摘発等によって模倣品の流通の実態が明らかになった例を紹介する。

# 6.1 電気・電子製品(時計・電卓・カメラ含む)

(1) 20 億ペソ相当の模倣品の電子製品等が押収された事例(2017 年 10 月)84 概要

権利者であるユニリーバからの模倣品についての通報を受け、BOC が強制捜査を実施した結果、マニラ市ビノンドの貯蔵施設において、20 億ペソ相当の模倣品が発見され、留置された。

#### 模倣品の品目

電気・電子製品、携帯電話のアクセサリ、カメラ、ヘッドフォン、洗剤そ の他の物品

#### 模倣されたブランド

Apple、Beats、サムソン、アディダス、Bose、Oppo、Olay、Aveeno、GoPro 等

#### 報道情報及び一般論から想定される流通経路



## 写真

#### 2017年10月にマニラ市ビノンドで押収された電気製品等



出典: https://newsinfo.inquirer.net/937783/binondo-raid-yields-p2-b-fake-gadgets-home-it

<sup>84</sup> INQUIRER(現地紙)、「Binondo raid yields P2-B fake gadgets, home items」URL: https://newsinfo.inquirer.net/937783/binondo-raid-yields-p2-b-fake-gadgets-home-items (最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

(2) 7,000 万ペソ相当のガジェットが押収された事例(2017 年 12 月)85 概要

2017 年 12 月 15 日、NBI、IPOPHL、BOC のエンフォースメントチーム、PNP による合同捜査により、マニラ市ビノンド所在の、オンラインショッピングサイトに対する商品の供給を行っている業者の倉庫からスマートフォンその他の電子機器等約 7,000 万ペソ相当が発見され、差し押さえられた。

#### 模倣品の品目

携帯電話、タブレット、モバイルバッテリー、ミキサー、香水等

#### 模倣されたブランド

Apple (iPhone), Samsung (Galaxy)、Nokia、Kacoste 等 報道情報及び一般論から想定される流通経路

 製造場所
 中国
 流入経路
 際コンテナ港
 保管場所 ビノンド地区
 場所 地区
 本明

<sup>85</sup> NEWSBYTES (ニュースサイト)、「Online seller in hot water as fake gadgets are sei zed in Binondo raid」URL: http://newsbytes.ph/2014/12/17/online-seller-in-hot-water-a s-fake-gadgets-are-seized-in-binondo-raid/ (最終アクセス日:2019年1月19日)

# 押収の様子



出典:http://newsbytes.ph/2014/12/17/online-seller-in-hot-water-as-fake-gadgets-are-seized-in-binondo-raid/

## 6.2 化粧品・薬品・トイレタリー

(1) 中国又はパキスタンから持ち込まれ、オンライン販売されていた医薬品(シアリス等)の例86

#### 概要

2018 年 1 月 12 日、FDA が PNP と協働して行った強制捜査により、マニラ市サンパロクの建物の一室において、46 の大箱に入った 15 のブランドの薬品、2 つのブランドの ED 治療薬(合計 300 万ペソ相当)を発見し、押収した。

これらの薬品を保持していた被疑者はフィリピン人とそのパートナーのパキスタン人である。FDAは、トンド地区に薬品を配達した被疑者らのドライバーが運転する車両を追跡し、保管場所を突き止めるに至った。

FDA によれば、これらの薬品類は中国又はパキスタンから持ち込まれた ものであり、被疑者らは 1 万ペソを最低注文金額とするオンライン販売の 形で直接売りさばいていたものである。

#### 模倣品の品目

薬品、ED 治療薬

#### 模倣されたブランド

シアリス、タダラフィル等

報道情報及び一般論から想定される流通経路



<sup>86</sup> Philippines News Agency (国営フィリピン通信)、「PH market 'flooded' with fake meds, beauty products: FDA」URL: http://www.pna.gov.ph/articles/1023649 (最終アクセス日: 2019年1月19日)

## (2) マニラ市のイセタンモールで販売されていた有名ブランド化粧品の例87

#### 概要

2014年5月、NBIの強制捜査により、マニラ市サンタクルス所在のイセタンモール(③)において、複数種類の有名ブランドの模倣品の香水及び化粧品数百点が押収された。

これは、ブランドの権利者である Estee Lauder Philippines 社が模倣品が販売されている事実を察知し、3か所のショッピングモールにおいて試験購入を行った上で NBI に援助を求めたことで実現したものである。同社によれば、これらの模倣品は中国で製造されてフィリピン国内に持ち込まれたものであり、他にもディビソリア(⑤)の多くの露店においても販売されていることが確認されている。

本件は、ショッピングモールが捜索の対象となった点で珍しい事例である。ショッピングモールの責任者についてもフィリピン知的財産法違反の疑いがあるとして NBI による事情聴取が行われた。

#### 模倣品の品目

香水及び化粧品

## 模倣されたブランド

DKNY、Clinique Happy、MAC 等

報道情報及び一般論から想定される流通経路



<sup>87</sup> INQUIRER (現地紙)、「NBI seized fake perfumes, cosmetics from Manila mall」URL: https://newsinfo.inquirer.net/605779/nbi-seizes-fake-perfumes-cosmetics-from-manila-mall URL(最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

# 写真

# 押収の様子



出典: URL; https://newsinfo.inquirer.net/605779/nbi-seizes-fake-perfumes-cosmetics-from-manila-mall

- 6.3 車両(オートバイ含む)・車両のスペア部品(ブレーキパッド等)及び 関連用品(アクセサリ類、充填剤等)
  - (1) 1,500 万ペソ相当の模倣品の自動車部品等が押収された事例(2018 年 6 月) <sup>88</sup> 概要

NBI はマニラ市、パラニャーケ市及びラスピニャス市において模倣品スペア部品の大規模な差押を実施し、1,500万ペソ相当の製品が差し押さえられた。これは、正規の自動車部品販売者が主導し、事前の調査及び試験購入を行った結果を踏まえて実施されたものである(なお、同様の差押は 2017年以前にはセブその他の地域で行われている。)。差し押さえられた製品の大半は Hyundai 又は Kia ブランドのものであった。

# 模倣品の品目

自動車用スペアパーツ各種

#### 模倣されたブランド

Hyundai、Kia 等

報道情報及び一般論から想定される流通経路

製造 場所 中国 流入 経路 際コンテナ 港 機所 他 販売 パナウェ 場所 他 場所 通り等

<sup>88</sup> Inquirer (現地紙)、「P15M halaga ng pekeng car parts nasabat sa raid ng NBI」URL: https://radyo.inquirer.net/124216/p15m-halaga-ng-pekeng-car-parts-nasabat-sa-raid-ng-nbi (最終アクセス日: 2019年1月19日)

# 写真

# 押収の様子



出典:https://www.youtube.com/watch?v=DjGbX6jGSDI



出典:https://www.youtube.com/watch?v=DjGbX6jGSDI

(2) 3,000 万円(約 1,440 万ペソ)相当のベアリングが押収された事例(2017 年) 89

# 概要

株式会社ジェイテクトの発表によると、その保有する Koyo Bearing ブランドのベアリングについて、2017年に2回の強制捜査の実施により、フィリピンの7つの市に所在する計36か所から模倣品のベアリング7,000点以上、3,000万円(約1,440万ペソ)相当の押収に成功している。

#### 模倣品の品目

ベアリング

#### 模倣されたブランド

Koyo Bearing

## 報道情報及び一般論から想定される流通経路



#### 写真

# 押収の様子



出典: https://www.psr.ph/index.php/nbi-raids-fake-products/

<sup>89</sup> WBA(ベアリング業界団体)、「JTEKT's 2017 Anti-Counterfeiting Efforts Successful in Taiwan and The Philippines」URL: https://www.stopfakebearings.com/news/jtekts-2017-anti-counterfeiting-efforts-successful-in-taiwan-and-the-philippines-en (最終アクセス日: 2019年1月19日)

# 6.4 食料品 (調味料含む)、健康食品類 (滋養・栄養食品、サプリメント等)

(1) 食料品を含む 5 億ペソ相当の模倣品が押収された事例(2014 年 10 月)<sup>90</sup> 概要

2014年10月にマニラ市のトンド地区及びビノンド地区の8つの倉庫において実施されたNCIPRによる強制捜査において、衣類、電池、香水などとともに1,440箱の化学調味料「Maggi Magic Sarap」が発見・押収された。

#### 模倣品の品目

調味料

#### 模倣されたブランド

Maggi Magic Sarap

報道情報及び一般論から想定される流通経路



写真

押収された Maggi Magic Sarap



出典: https://www.rappler.com/business/governance/71022-manila-raids-counterfeits

<sup>90</sup> INQUIRER (現地紙)、「Binondo raid yields P2-B fake gadgets, home items」 URL: https://newsinfo.inquirer.net/937783/binondo-raid-yields-p2-b-fake-gadgets-home-items\_ (最終アクセス日: 2019年1月19日)

# (2) 900 ケースの模倣品ビールが押収された事例 (2017年6月) 91

#### 概要

2017 年 12 月 15 日、ケソン市警察による同市の 3 か所に対する強制捜査において、サンミゲル・ブリュワリーの保有するビールブランド「Red Horse」の模倣品 900 ケースが押収された。

#### 模倣品の品目

ビール

## 模倣されたブランド

Red Horse 等

### 報道情報及び一般論から想定される流通経路



#### 写真

#### Red Horse の真正品



出典: https://sanmiguelbrewery.com/index.php/red-horse-beer/

<sup>91</sup> The Philippine Star (現地紙)、「2 held over fake liquor」 URL: https://www.philstar.com/metro/2017/06/10/1708714/2-held-over-fake-liquor (最終アクセス日:2019年1月19日)

- 6.5 衣類、かばん、履物、眼鏡、アクセサリー、スポーツ・レジャー用品等
  - (1) 3 億ペソ相当の模倣品の靴、かばん等が押収された事例(2018 年 6 月)<sup>92</sup> 概要

2018年6月20日、BOC はパサイ市バクララン地区所在の複数の倉庫に対する強制捜査において、オンライン販売用の数千点の模倣品を押収した。 当該捜査は、「Vans」ブランドの権利者からの情報提供に基づいて実施されたものである。

#### 模倣品の品目

スニーカー

#### 模倣されたブランド

Vans 等

#### 報道情報及び一般論から想定される流通経路



写真

#### 押収の状況



出典:https://news.mb.com.ph/2018/06/23/p300-m-shoes-bags-uncovered-in-baclaran/

<sup>92</sup> Manila Bulletin (現地紙)、「P300-M shoes, bags uncovered in Baclaran」 URL: htt ps://news.mb.com.ph/2018/06/23/p300-m-shoes-bags-uncovered-in-baclaran/ (最終アクセス日: 2019年1月31日)

(2) 5 億 5,600 万ペソ相当の衣服、かばん等が水際措置により押収された事例(2014 年 7 月) 93

# 概要

2014 年 7 月、BOC がマニラ国際コンテナ港において行った輸入物に対する強制捜査により 5 億 5,600 万ペソ相当の模倣品が押収された。対象となった 2 件の輸入は、それぞれ 20 フィートコンテナと 40 フィートコンテナを用いて行われており、いずれも中国から持ち込まれていた。模倣品の肺葉は、「クラス A」と称される比較的高品質のかばんや衣類であった。

#### 模倣品の品目

衣服、かばん等

#### 模倣されたブランド

Nike、Adidas、Lee、Aeropostale、H&M 等

## 報道情報及び一般論から想定される流通経路



#### 写真

#### 押収の様子



出典: https://www.rappler.com/business/governance/62306-customs-busts-fake-goods

<sup>93</sup> Rappler (ニュースサイト)、「Customs busts P556M fake designer bags and apparel」 URL: https://www.rappler.com/business/governance/62306-customs-busts-fake-goods(最終アクセス日:2019年1月29日)

# 6.6 光ディスクメディア (CD 及び DVD)

(1) 模倣品 DVD の製作者が検挙された事例(2018年7月)94

## 概要

権利者からの模倣品についての通報を受け、BOC が強制捜査を実施した結果、マニラ市トンドの貯蔵施設において、5,500 万ペソ相当の模倣品(タバコ、電気製品等)が発見され、押収された。本件は、DVD についてフィリピン国内において製造行為が行われていたことを直接示す事例である。

#### 品目

DVD 複製機 3 台 (4,500 万ペソ相当)、空の DVD300 箱

# 報道情報及び一般論から想定される流通経路



<sup>94</sup> Business Mirror (現地紙)、「BOC seizes P55 million of fake products in Manila ra id」 URL https://businessmirror.com.ph/2018/07/25/boc-seizes-p55-million-of-fake-products-in-manila-raid/(最終アクセス日:2019年1月19日)

# (2) セブ市において模倣品の CD 及び DVD が押収された例(2016 年 10 月) 95概要

2016年10月、OMB はセブ島近隣で最大の模倣品取扱業者と目するものの倉庫を捜索し、輸入された海賊版(模倣品)CD 及び DVD 合計 259 袋、3,600万ペソ相当を押収した。

#### 品目

CD 及び DVD

# 報道情報及び一般論から想定される流通経路



# 写真

# 押収の状況



出典: https://cebudailynews.inquirer.net/107666/omb-seizes-p36m-fake-discs

<sup>95</sup> Cebu Daily New (現地紙)、「OMB seizes P36M fake discs」 URL: http://newsbytes. ph/2014/12/17/online-seller-in-hot-water-as-fake-gadgets-are-seized-in-binondo-raid/ (最終アクセス日: 2019年1月19日)

# 6.7 コンテンツ、キャラクターグッズ

(1) 720 万ペソ相当の Batman 等の模倣品グッズが押収された事例 (2007年1月) 96 概要

NBI がマニラ市ビノンドにおいて複数個所同時に行った強制捜査により、720万ペソ相当のBatman及びスーパーマンの模倣品が発見、押収された。

## 模倣品の品目

人形等の玩具

# 模倣されたブランド

Batman, Superman 等

報道情報及び一般論から想定される流通経路



#### 写真

押収されたスーパーマングッズ



出典:https://www.osi.com.ph/counterfeit-branded-toys-confiscated/

<sup>96</sup> OSI (調査会社)、「Counterfeit Branded Toys Confiscated」 URL: https://www.osi.c om.ph/counterfeit-branded-toys-confiscated/ (最終アクセス日: 2019年1月19日)

(2) キャラクターグッズを含む 7 億 7,500 万ペソ相当の模倣品が押収された事例 (2016 年 11 月) 97

# 概要

2016 年 11 月、BOC が、パサイ市所在の 9 つの倉庫を捜索したところ、1 億ペソ相当の高級靴、衣料、5 憶ペソ相当の模倣品のタバコ製品などと同時に、「Hello Kitty」や「熊のプーさん」グッズの模倣品を発見した。

#### 模倣品の品目

玩具等

#### 模倣されたブランド

Hello Kitty 等

報道情報及び一般論から想定される流通経路



<sup>97</sup> Business Mirror(現地紙)、「BOC raids yield P775 million worth of fake clothing and cigarettes」URL:https://businessmirror.com.ph/2016/11/23/boc-raids-yield-p775-million-worth-of-fake-clothing-and-cigarettes/ (最終アクセス日:2019年1月19日)

# 6.8 携帯電話及び付属品

(1) 7,500 万ペソ相当のスマートフォン、タブレット等が押収された事例(2018 年 6月)98

# 概要

2018年6月21日、BOCがマニラ市サンタクルスの倉庫強制捜査を実施した結果、7,500万ペソ相当のスマートフォン、タブレット等の模倣品が発見され、留置された。

#### 模倣品の品目

スマートフォン及びタブレット約25,000台

#### 模倣されたブランド

Apple、Nokia、ZH&K、Chico Mobile、CKK、Samsung 等 報道情報及び一般論から想定される流通経路



## 写真

#### 押収された電気製品等



出典:https://www.rappler.com/nation/205732-bureau-customs-seizure-fake-smartphones-tablets-sta-cruz-manila

<sup>98</sup> INQUIRER (現地紙)、「Binondo raid yields P2-B fake gadgets, home items」 URL: https://newsinfo.inquirer.net/937783/binondo-raid-yields-p2-b-fake-gadgets-home-items (最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日)

(2) 2,000 万ペソ相当の iPhone の模倣品がマニラ港で押収された事例(2017 年 2月)99

# 概要

2017 年 1 月に中国からマニラ国際コンテナ港に入港した貨物について 通報があり、BOC が捜査を行ったところ、約 400 台の iPhone などが発見 された。

# 模倣品の品目

携帯電話、イヤホン等

# 模倣されたブランド

Apple (iPhone)等

# 報道情報及び一般論から想定される流通経路



#### 写真

#### 押収の様子



出典:https://www.portcalls.com/p20m-worth-fake-iphones-intercepted-manila-port/#

<sup>99</sup> PortCalls (ニュースサイト)、「P20M worth of fake iPhone units intercepted at Manila port」URL https://www.portcalls.com/p20m-worth-fake-iphones-intercepted-manila-port/# (最終アクセス日:2019年1月19日)

# V 模倣品の流通に影響を与える要因

1 フィリピンの消費者の購買力及び消費傾向(GDP 推移、収入、社会階級、 年齢による傾向) ブランド及び模倣品に対する消費者の意識、認識

# 1.1 フィリピンの消費者の購買力

フィリピンの経済成長率は発展著しい ASEAN 主要国の中でもトップクラスであり、1 人当たり GDP の額は、およそ 3,000 US ドルに達している。また、OFW(Overseas Filipino Workers)と呼ばれる国外出稼ぎ労働者からの送金がGDP の約 1 割に相当し、国内での失業率、不完全就業率が高止まりする中でなお個人消費が好調を続けている要因となっている。

フィリピンの人口は 1 億 700 万人程度であり、その多くは大都市に集中している。マニラ首都圏の人口は 1,200 万人程度と推計されているが、この地域に限ってみれば、1 人当たり GDP の額は 8,000US ドルに達すると考えられている。マニラ首都圏やメトロセブなどの大都市圏には巨大なショッピングモールが林立し、平日も賑わいを見せており、フィリピン人の消費者の購買力は高いと言える。

#### 1.2 フィリピンの消費者の消費傾向

フィリピン人は消費家が多く、貯蓄意識は低い。欲しいものがあれば必要性が低くても、購入に走る傾向がある。GDPに占める個人消費の割合は約70%に上り、フィリピン人は世界で最も楽観的な消費者であると言える。

# 2 消費者の消費の決定に影響を与える要因

#### 2.1 フィリピンにおける消費者の模倣品に対する意識

フィリピンではブランド品に対する憧憬が強く、他方で知的財産権に対する意識は未だに低いと言わざるを得ない。そして、製品によっては国内に正規販売店が存在しないことや、正規品の価格の高さから、模倣品に対する需要は高く、これを購入することに対する抵抗感も少ないものと見受けられる。そのため、市場には模倣品が氾濫し、中には「レプリカ」と称して本物と区別して販売されているものもある。模倣品は、価格の安さ、あるいは商品の使用目的には十分耐える程度の真正品に比して大きく劣らない品質を有することなどから、消費者に広く受け入れられている。

# 2.2 OECD のレポートが指摘する要因に基づく分析

(1) OECD レポートの指摘する各要因

一般論としては、OECD が 2016 年に発表した模倣品に関するレポートに記載されているように、模倣品の普及に関連する要因として以下 3 点が挙げられる100。

- ① 製品の特徴(価格と品質)
- ② 個人消費者(収入額等、模倣品に対する価値観)
- ③ 制度環境(罰則、有効性、制度理解の容易性)

消費者の模倣品に対する認識が欠如している場合には、消費者が誤って模倣 品を購入する結果がもたされやすい。

またインターネットショッピングは、次の理由から、模倣品の販売を容易に している。

- ① 消費者が EC サイトにアクセスすることは容易である
- ② 模倣品の販売者は、国をまたいで販売行為を展開することにより摘発を免れやすい。また、サイトを閉鎖し新たなサイトを立ち上げることを繰り返したとしても、実店舗のように顧客基盤を失う心配は少ない
- ③ インターネット販売が発展するにつれて、郵便や小包で容易に送付可能な商品(下のグラフ参照)に関する模倣品の販売数が増大している

<sup>100</sup> OECD、「Trade in Counterfeit and Pirated Goods」URL: https://read.oecd-ilibrary.or g/governance/trade-in-counterfeit-and-pirated-goods\_9789264252653-en (最終アクセス 日:2019 年 1 月 29 日)

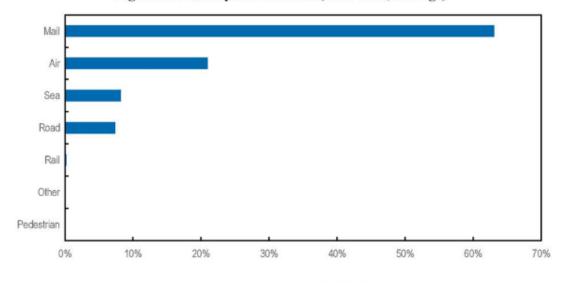


Figure 4.5. Conveyance methods (2011-2013, average)

(出典:OECD)

なお、模倣品問題は、最も成功しているインターネットショッピングサイトにおいても根強く存在している。例えば、2015年には韓国化粧品ブランドの販売業者が、彼らの商品の模倣品を販売したとして、インターネットサイト国内最大手のラザダに対して訴えを起こしている101。

#### (2) フィリピンの消費者の模倣品購入行動の要因

フィリピンの消費者は、模倣品の方が真正品より安く購入できることを十分に認識している。両者の価格差は大きく、例えば模倣品が多数販売されていることで有名なディビソリアマーケット(詳細について第 IV 章 4.1(2)参照)で販売されている化粧品の模倣品は、真正品の 9 割安となっている 102。他方、化粧品の模倣品の中には、商品によっては真正品と同じか、又は比較的同等の品質を保っているものもある。これは、このような模倣品は純正品と同様の工場で同じ原材料を元に製造されているからである 103。

<sup>101</sup> Adobomagazine (ニュースサイト)、「Etude House Philippines Files Case Against La zada Over Counterfeit Goods」 URL: https://adobomagazine.com/philippine-news/etude -house-philippines-files-case-against-lazada-over-counterfeit-goods (最終アクセス日:20 19 年 1 月 29 日)

<sup>102</sup>Cosmopolitan (ファッション情報サイト)、「Why You Should Be Scared Of Buying Fa ke Makeup」URL: https://www.cosmo.ph/beauty/makeup/cosmo-fake-makeup-report-phil ippines-a667-20161024-lfrm (最終アクセス日: 2019年1月29日)

<sup>103</sup> Rappler (ニュースサイト)、「Alibaba's Jack Ma: Fake goods often better than originals」 URL: https://www.rappler.com/business/industries/136554-alibaba-jack-ma-

また、模倣品の中には、「レプリカ」であるとして消費者に向けて売り込まれているものもある。真正品そのものではないことを認めながらも、真正品と同等の品質を保持する商品であることを消費者にアピールすることを意図したものである。

加えて、真正品の流通が未整備であることも、フィリピンにおいて模倣品が多く購入されている要因である。幾つかの極めて著名なブランドはフィリピンにまだ正式に店舗を構えていないため、フィリピン国内においてこれらのブランドの真正品を入手することが困難となっており、このことが消費者の模倣品の購入理由の一つとなっている。104

更に、消費者が商標侵害に対する意識の欠如、模倣品を使用することによりもたらされる可能性のある害悪についての無知、政府が推進する知的財産権保護に関する政策が周知されていないこと、模倣品を購入するエンドユーザーが購入について法的責任を問われないこと等も、模倣品の購入を助長する要因として挙げられる<sup>105</sup>。

## 3 模倣品使用に伴う損失、危害及びリスク

模倣品が消費されることによる悪影響は、大きく分けて、①模倣品により本来販売できたはずの商品の販売機会を失う等の、知的財産権者に対するもの、②真正品が販売された場合に得られたであろう税収を失う等の、模倣品が消費される国の政府に対するもの、③模倣品の消費による事故や健康被害等の、模倣品を購入した消費者に対するものが想定される。

この点、2017年時点で、衣服、繊維、靴、化粧品、ハンドバッグ及び時計の模倣品による損害は全世界で980億ドルに上ると推定されている106。ブランドを保有する事業者等の知的財産権者にとって、模倣品が跋扈(ばっこ)することによる機会損失は看過できないものといえる。

また、上記の損害は、本来であれば真正品が消費されることにより得られた知的 財産権者の利益に対する課税機会が失われていることをも意味する。この点、フィ

104 Cosmopolitan (ファッション情報サイト)、「Why You Should Be Scared Of Buying F ake Makeup」URL: https://www.cosmo.ph/beauty/makeup/cosmo-fake-makeup-report-philippines-a667-20161024-lfrm (最終アクセス日: 2019年1月29日)

fake-goods-originals (最終アクセス日:2019年1月29日)

<sup>105</sup> Sunstar (現地紙)、「Make buyers of fakes liable too」URL: https://www.sunstar.com. ph/article/417377 (最終アクセス日:2019年1月29日)

<sup>106</sup> Business Wire (調査会社)、「Global Brand Counterfeiting Report 2018: Value of Counterfeited Goods in 2017 Amounted to \$1.2 Trillion - Research and Market」URL: https://www.businesswire.com/news/home/20171222005383/en/Global-Brand-Counterfeiting-Report-2018-Counterfeited-Goods (最終アクセス日: 2019年1月29日)

リピン政府は、模倣品の販売により本来得られたはずの税収が失われていることを 認識しており、IPOPHLは、模倣品は経済に対して損害を与えるとともに、知的財 産権を所有する投資家を含む関連業界の発展を阻害するとコメントしている107。

また、フィリピン国内においては、急増する模倣品の流通による消費者に対する健康リスクも懸念されている。前述(第 IV 章 3.2 (3))のとおり、FDA は、2018 年 3 月に模倣品のパラセタモール・バイオジェシック(風邪薬として用いられる)の流通が問題となるに際し、健康被害の恐れがあるとして注意喚起を行っているが108、薬価が高く、かつ健康保険によりカバーされない人口が多く残る状況下においては、消費者の意識に訴えるのみでは模倣品の流通を根絶することは不可能であろう。

医薬品の模倣品は、特にフィリピンのように未だ多くの人が清潔で衛生的な清浄水にアクセスを有しない国においては、バクテリア症への感染リスクを増大させるものである109。さらに、化粧品の模倣品に対する検査により、人間やネズミの排泄物や発癌性物質を含む製品が存在することが明らかになっている110。化粧品の模倣品に含まれる毒性の物質は、皮膚疾患に加え、臓器障害、癌及び神経系の機能障害を引き起こす危険があり、継続的に使用することが消費者の安全に重大な危害を及ぼし得ることは、FDAの警告するとおりである。

six-months (最終アクセス日:2019年1月29日)

<sup>108</sup> INQUIRER (現地紙)、「FDA warns vs fake paracetamol tablets」URL: https://newsinfo.inquirer.net/978051/fda-warns-vs-fake-paracetamol-tablets (最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>109</sup> Cosmopolitan (ファッション情報サイト)、「Why You Should Be Scared Of Buying F ake Makeup」URL: https://www.cosmo.ph/beauty/makeup/cosmo-fake-makeup-report-philippines-a667-20161024-lfrm (最終アクセス日: 2019年1月29日)

<sup>110</sup> World Finance (ニュースサイト)、「Stopping counterfeit drugs in their tracks in the Philippines」 URL: https://www.worldfinance.com/markets/stopping-counterfeit-drugs-in-their-tracks-in-the-philippines (最終アクセス日:2019年1月29日)

# VI フィリピンにおける模倣品対策

## 1 政府の政策、誓約、行動計画及び実績

フィリピンは、模倣品に対する対策を含めた知的財産保護が不十分であるとして 1994 年以降 2013 年まで継続して米国通商代表部 (USTR) の公表する監視対象国とされてきた (はじめて監視対象国とされたのは 1989 年である。)。

もっとも、フィリピン政府は知的財産権保護に関する法令の整備と政府機関の設立等を進めるなど状況の改善を図っている。近年はその行動について一定の成果が挙がっていると評価されており、2014年には USTR の監視対象外となり、その後監視対象に再度加えられることなく現在に至っている。2014年の USTR のスーパー301条報告書は、フィリピンを監視対象国から外した理由として「一連の重要な立法による改革、より効果的な民事的・行政的執行に向けた動き、知財当局の米国政府及び民間部門との持続的かつ建設的な協力、今後も懸念材料をなくしていくことについてのコミットメント」が認められることを挙げている111。また、同報告書は、フィリピンにおける NCIPR の創設とその取り組みについて、政府機関を横断する組織による効果的な知的財産保護推進の一例として取り上げている112。

このような進展を可能とした要因として、知的財産権保護の促進に関する統合的な施策として IPOPHL が策定した 5 か年計画である「フィリピン知的財産権保護及び執行に関する行動計画 2012 - 2016」に基づき、複数の政府機関が知的財産権保護の拡充に努めたことが挙げられる。その内容は、年次の反模倣品・海賊版サミットの開催、IPOPHL による意識啓発キャンペーンの実施、NCIPR による積極的な執行、知的財産権侵害事件の処理の迅速化に向けて規則改定等の取り組み、裁判外紛争解決制度 (ADR) の導入、盗撮防止法やサイバー犯罪防止法などの新規立法措置などを含んでいる<sup>113</sup>。

また、IPOPHL は、上記 5 か年計画の終了後、新たな中期計画として「フィリピン知的財産権保護及び執行に関する行動計画 2017 - 2022」を策定し、さらなる知的財産権保護の取組みを進めている。

<sup>111 2014</sup>年スーパー301条報告書(11ページ)URL: https://www.ipophilL.gov.ph/images/IP Enforcement/Special301Review/2014USTRSpecial301Report.pdf (最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>112 2014</sup>年スーパー301条報告書(12ページ)URL: https://www.ipophil.gov.ph/images/IPE nforcement/Special301Review/2014USTRSpecial301Report.pdf (最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>113</sup> 一例として、IPOPHL が USTR に提出した 2012 年スーパー301 条レビューにかかる報告書 URL: https://www. ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/PhilippineSubmission/PHL\_Comments\_2013\_Special\_301\_Review.pdf (最終アクセス日: 2019 年 1 月 19 日)

以下に、これらの取組みの内容を紹介する。

#### NCIPR を通じた知的財産権の推進、保護及び執行の拡大

- NCIPR の創設
- 大統領令第 736 号による NCIPR の運営能力を向上させるための定期的な資金 及び適切な要員の割り当て
- 知的財産権執行に関する NCIPR の活動を管理し監視することを任務とする者 を新しく NCIPR 理事として任命する提案
- 移民局、BIR 及びマネーロンダリング防止協議会 (AMLC) との下記の内容の相 互協力及び制度的取り決めの強化
  - ▶ 知的財産権に違反する外国人の強制送還
  - ▶ 脱税犯の積極的な訴追
  - ▶ マネーロンダリングに対する積極的な訴追

#### 知的財産関連事件の迅速かつ質の高い処理

- IPOPHL 覚書通達第 16-007 号により下記の手続に関する規則が修正され、 IPOPHL 法務局の裁定責任者に決定を下す権限が与えられた(これ以前は、同 法務局の局長のみにこの権限が与えられていた)
  - ▶ 商標又はサービスマーク(役務商標)の登録出願に対する異議申立
  - ▶ 商標又はサービスマーク(役務商標)の登録取消申立
  - ▶ 発明の特許、実用新案登録、工業デザイン登録、及び集積回路のレイアウト 設計の取消申請
  - ▶ 強制的ライセンス付与の申立
- 上記変更により、事件解決が迅速化され、対象事件の 58%が最終判断を受け、 不服申立に対する判断は 10 日以内になされるようになった
- また、前述のとおり(第Ⅲ章4参照)、IPOPHLの2018年覚書回覧第8号により、知的財産権侵害に対する行政事件等について、IPOPHL法務局の裁判外紛争解決制度(ADR)としての調停に付されなければならないとして、行政罰を前提とした審理に先立って調停を行うことが必要的なものとされた。当事者の互譲による早期解決を促進することを意図したものである

#### 政府によるイニシアチブ、プログラム、プロジェクト

- 特別裁判所として知的財産裁判所を設ける提案(現在、知的財産事件は指定された特別な商業裁判所によって裁定されている)
- 商品が模倣品であるかどうかを判断するための訓練を受けた、特定の港湾担当 者及び空港職員を物品特定専門家として認定する提案
- 教育省による学校教育課程の一部として知的財産権教育を導入する提案
- IPOPHL による知財ユースキャンプ、LEAP IP(知的財産の学習、獲得、保護

(Lean, Earn and Protect IP))、Fun IP(Families United for Intellectual Property)等の全国における知的財産権に関する意識啓発のためのプログラムの実施

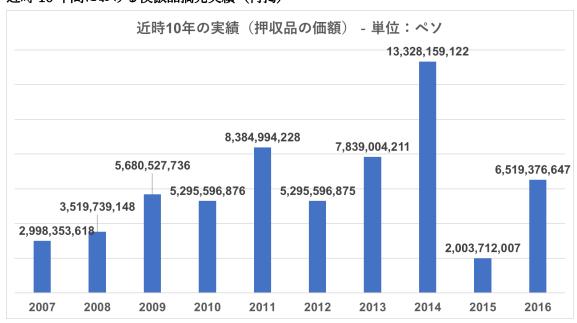
## 2 模倣品対策、処分に関する実績(フィリピン全国の最近の概況)

前述のとおり、フィリピン政府は IPOPHL、NCIPR といった機関を通じ、模倣品対策を強めている。前述のとおり、NCIPR の発表によると、近年の各政府機関による模倣品の押収等に関する実績は末尾に再掲するグラフのとおりである。

また、近時のハイライトとなる事実を取り上げると、次のようなものが挙げられる。

- 2014 年、NCIPR は 133 億ペソ相当の模倣品を押収した。
- 2016 年、NCIPR は 65 億ペソ相当の模倣品を押収した。
- 2016 年において、PNP 及び NBI は合計 508 件の捜査令状を執行し、知的財産権侵害に関連する逮捕人数は 71 人に上った。
- 2016 年、NCIPR は 82 億ペソ相当の模倣品を押収した。
- 2018年1月から9月までの間に、179億ペソ相当の模倣品の押収額が記録されており、フィリピン当局がこれまでに記録した中で最高記録となっている。その内訳は次のとおりであり、多額のタバコ製品の押収が寄与していることがわかる。
  - ▶ タバコ製品 15 億 5,000 万ペソ相当
  - ▶ 医薬品及びパーソナルケア製品 12 億ペソ相当
  - ▶ 光メディア 4億9,000万ペソ相当

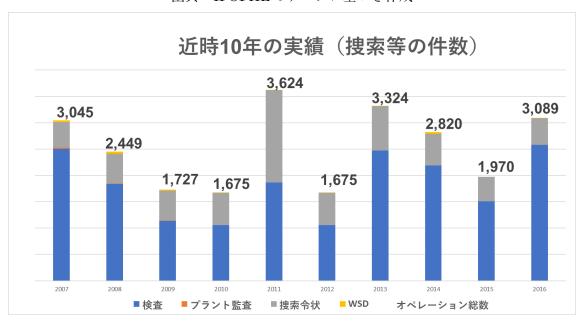
#### 近時 10 年間における模倣品摘発実績(再掲)



出典: IPOPHL のデータに基づき作成



出典: IPOPHL のデータに基づき作成



出典: IPOPHL のデータに基づき作成

## 3 模倣品に対する企業の対策

フィリピンにおける模倣品による知的財産権侵害への対応の参考となるものとして、実際に企業が行った対策とその帰結を紹介する。

## 3.1 日系、外資、地場企業別の事例紹介

# (1) 株式会社ジェイテクト (保有ブランド: Koyo Bearing)

日本企業である株式会社ジェイテクト(以下「ジェイテクト」という。)と そのグループ企業は、保有するベアリングのブランド「Koyo Bearing」の模 倣品に対して積極的に対策を行い、フィリピン国内において成果を上げてい る。

具体的には、前述(第 IV 章 2.3) のとおり、2014 年、NBI が「Koyo Bearing」製品 8,761 点 (150 万ペソ相当)を押収している<sup>114</sup>。また、前述 (第 IV 章 6.3 (2)) のとおり、2017 年には 2 回の強制捜査の実施により、フィリピンの 7 つの市に所在する計 36 か所において、「Koyo Bearing」製品の模倣品 7,000点以上 (3,000 万円 (約 1,440 万ペソ) 相当)の押収に成功している<sup>115</sup>。

ジェイテクトは、模倣品対策専用のウェブサイト<sup>116</sup>を設けての情報発信を 行い、複数の社外団体に所属して他社と連携して模倣品対策の実施を図る等、 模倣品に対して強い姿勢で臨むことを明確にしている。具体的には、①商標等 の権利の保全や啓蒙活動等の模倣品流通の未然防止のための活動、②模倣品 発生時における水際措置の発動要請、警告、レイド、訴訟等による被害の低減 とブランドの保護を中心とした模倣品対策に取り組んでいる。

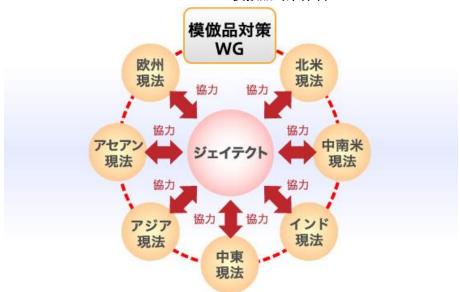
また、フィリピンをはじめとする海外の現地法人と日本の本社とが模倣品対策ワーキンググループを通じて密接に連携し、日本を本拠地とするグローバル企業として、効率的・効果的な模倣品対策を実施している。

<sup>114</sup> IPOPHL、「IP ENFORCEMENT DATA 01 January - 30 November 2014」URL:https://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/Statistics/CounterfeitGoodsandPiratedItems/2014/2014EnforcementData-NBI.pdf (最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>115</sup> WBA(ベアリング業界団体)、「JTEKT's 2017 Anti-Counterfeiting Efforts Successful in Taiwan and The Philippines」URL: https://www.stopfakebearings.com/news/jtekts-2017-anti-counterfeiting-efforts-successful-in-taiwan-and-the-philippines-en (最終アクセス日:2019年1月19日)

<sup>116</sup> https://www.jtekt.co.jp/products/sfb/fake.html

ジェイテクトの模倣品対策体制



出典:https://www.jtekt.co.jp/products/sfb/approach.html

上記の体制下で、ジェイテクトグループは、中国での税関差押、アジア、 ASEAN 諸国、中東、中南米等における積極的な商標権の行使を展開している。

## (2) PETRON Corporation (保有ブランド:GASUL)

PETRON GASUL 22 KILOS

フィリピンの地場企業である燃料販売大手の Petron Corporation (以下「Petron」という。)は、液化天然ガスのブランド「GASUL」をフィリピンにおいて独占的に取り扱う権利を有している。「GASUL」ブランドの液化天然ガスは、家庭用から業務用まで対応しており、数種類の容量・形状の容器に充填されて販売される。

「GASUL」ブランドの商品



出典: https://www.petron.com/product\_category/liquefied-petroleum-gas-lpg/

PETRON GASUL 50 KILOS

Petron は、かねてから、法令に違反して「GASUL」ブランドの空き容器に別の液化天然ガスを充てんし顧客に販売する事業者が存在することを認識していた。このような行為は、液化天然ガスの容器の充填については必要なライセンスを得ることを要求した上、登録商標を付した容器の充填を行うためには当該商標の権利者の許可を必要とするとの法律に違反するものであり、また、Petronの商標権侵害にも該当する行為である。加えて、違法に充填された容器を使用することでエンドユーザーの安全に危害が及ぶことも危惧された。

そこで、Petron は、同業他社である Pilipinas Shell Petroleum(以下「Shell」という。) や Total Gas と連携し、違法充填を行う事業者に対する対策や違

法充填についての消費者に対する啓もう活動を共同で行う団体を設立した。 また、Petron は、2004年、Shell 等と協働して、NBI に対し、違法充填 を実施していた事業者及びその経営者に対する強制捜査を申し立て、その後 当該経営者らに対して刑事告発を行った。この結果、2016年、地域裁判所 は当該経営者に有罪判決を下すともに、違法充填を行っていた事業者の事業 許可の取消しを命じた<sup>117</sup>。

\_

<sup>117</sup> Business Mirror (現地紙)、「Malabon MTC finds party-list solon guilty of illegal LP G tank refilling」URL: https://businessmirror.com.ph/2016/10/09/malabon-mtc-finds-party-list-solon-guilty-of-illegal-lpg-tank-refilling/ (最終アクセス日:2019年1月29日)

# (3) Nestle Philippines (保有ブランド:Maggi Magic Sarap)

スイスに本拠を置くネスレグループのフィリピン法人である Nesle Philippines (以下「ネスレフィリピン」という。) は、その保有する調味料ブランド「Maggi Magic Sarap」の模倣品に対して積極的な対応を行い、効果を収めている。

前述(第IV章 3.4(3)、6.4(1))のように、2014 年にはマニラ市において 1,440 箱の Maggi Magic Sarap が押収されている 118 ほか、2013 年 7 月、2017 年 3 月、同年 11 月と多くの強制捜査が行われている。これらは、ネスレフィリピンの模倣品に関する情報収集を踏まえて捜査機関等との協力がなされた ことにより実現したものである。

また、ネスレフィリピンは、Maggi Magic Sarap の模倣品の摘発とは別途、 消費者に対して真正品と模倣品との違いの識別方法を伝える小冊子を作成し、 市場や模倣品が販売されていると考えられる場所に設置したり、ウェブサイトを通じて周知する等の対応を行っている。



模倣品との識別方法を告知するネスレフィリピンのウェブサイト

出典: https://www.nestle.com.ph/media/pressreleases/how-to-spot-fake-products

139

<sup>118</sup> INQUIRER (現地紙)、「Binondo raid yields P2-B fake gadgets, home items」 URL: https://newsinfo.inquirer.net/937783/binondo-raid-yields-p2-b-fake-gadgets-home-items\_(最終アクセス日:2019年1月19日)

# 3.2 模倣品対策に対する時間、コスト、経験

模倣品対策に関して費やされるコストや時間、労力は、様々な要因、特に各企業が取る対策の内容によって異なるものであるため、一概にどの程度のものが適切であるということはできない(グローバル企業の中には、ルイ・ヴィトンが1,500 万ユーロ(約 18 億 7,549 万円)をブランド保護のための予算としていると言われるなど119、巨額の資金を用いて模倣品対策を行うものもある。)。

もっとも、上記の3例のいずれにおいても、各事業者が単に模倣品の流通に対して受動的に対応するのではなく、自らの知的財産権を守るために相当のリソースを用いて能動的に模倣品対策に取り組んでいることが見てとれる。

また、模倣品対策において、グローバル企業としての一体的な仕組みづくり、 同業他社との協力関係の構築、消費者に対する注意喚起など、事業者としての個 性や商品の特性に応じた対処を行うことが必要であると考えられる。

# 3.3 模倣品対策に成功した理由、失敗した理由

3.1 において紹介した 3 つの例においては、模倣品対策として、相当の労力とコストをかけた上で、長期にわたって戦略的な対応が取られており、これが模倣品対策が功を奏した理由であると考えられる。すなわち、模倣品の流通事例に対処するのみではなく、①模倣品の発生予防及び模倣品が流通した場合の対応についてあらかじめ社内体制を整え、自社製品の模倣品の流通に関連する情報を収集する体制が整っている、②模倣品の流通を了知した場合に、速やかに専門家の助力を得て事実関係を把握し、当局による適切な措置の発動を求めるとともに、必要に応じて消費者その他の第三者に対し情報の提供を行う、③現実に模倣品流通に対して講じた措置を踏まえ、①の体制を見直し、模倣品対策の強化を図る、といったサイクルが確立されていることが模倣品に対しての効果的な対策を講じるための条件となるものと考えられる。

一方で、模倣品対策においては、一般的に下記のような事情が存在しており、 これらが模倣品対策を困難とし、時に失敗に終わる要因となり得る。

① オンライン販売の成長 - E コマースのサイトにおいては、消費者にとって正規品と模倣品の違いは見分けるのが困難であるため、販売者はこの

<sup>119</sup> Forbes (オンラインマガジン)、「As Louis Vuitton Knows All Too Well, Counterfeitin g Is A Costly Bargain」URL: https://www.forbes.com/sites/realspin/2015/06/25/as-louis-vuitton-knows-all-too-well-counterfeiting-is-a-costly-bargain/#309977f960d3 (最終アクセス日:2019 年 1 月 31 日)

状況を利用して多くの模倣品を販売することに成功している120

- ② 高度な模倣品製造技術を有する者の存在 権利者が対策を行っても日々新たに高度な模倣品製造の技術を有する者が出現する状況にあり、いわゆるいたちごっこの状態となる121
- ③ 国際取引の増加 税関の模倣品の水際措置等のための人員や知識が十分でない場合、模倣品に対する有効な対策が困難となる122

120 Europian Comission、「Survey of techniques for the fight against counterfeit goods and Intellectual Property Rights (IPR) infringement」URL: https://core.ac.uk/download/pdf/38631802.pdf (最終アクセス日:2019年1月31日)

<sup>121</sup> The Japantimes (英字紙)、「Toymakers in Japan boost efforts to tackle counterfeit s」 URL: https://www.japantimes.co.jp/news/2018/07/02/business/corporate-business/toy makers-japan-boost-efforts-tackle-counterfeits/#.XFPJ7ar7RhF (最終アクセス日:2019年1月31日)

<sup>122</sup> OECD、「The Economic Impact of Counterfeiting, Organisation for Economic Co-ope ration and Development, 1998」 URL: https://www.oecd.org/sti/ind/2090589.pdf (最終アクセス日:2019 年 1 月 31 日)

# 4 模倣品対策に影響を与える要因・ 法律 ・ 法執行機関の公正な意識、スキル、キャパシティ、運用実態

# 4.1 関連法令等

る。

以下は、知的所有権の行使及び偽造防止に特に影響を与える関連法令であ

### フィリピン憲法

知的財産権を保護し促進することは憲法上も明示される国家の方針である。 1973年憲法では「発明、著作物、芸術作品に対する独占的権利は期間限定で発明者、作家、芸術家に保障される」とされていたところ、1987年憲法は、第14章13条において「国家は、法律によって規定される期間を通じ、科学者、発明者、芸術家その他の才能のある市民の知的財産及び創作物に対する排他的権利を保護しなければならない」として、国家が知的財産権を保障する旨が明示されている。

### 主要な関連法令

- ① フィリピン知的財産法(1997年)
- ② 改正刑法第 188 条及び第 189 条 (1930 年)
- ③ 偽造医薬品に関する特別法(1996年)
- ④ 2003年光メディア法 (2003年)
- ⑤ 安価で品質のある医薬品を提供するための法律(2008年)

# 条約

- ① 国際商標登録に関するマドリッド協定に関する議定書(2012年)
- ② 世界知的所有権機構 著作権条約 (2002)
- ③ 世界知的所有権機構 公演と表音文字条約(2002年)
- ④ 特許協力条約 (2001年)
- ⑤ 演奏者保護、蓄音機及び放送機関の保護のためのローマ条約(1984 年)
- ⑥ 特許手続きを目的とした微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条 約(1981 年)
- ⑦ 世界知的所有権機関を設立する条約(1980)
- ⑧ パリの工業所有権保護条約(1965)
- ⑨ 文学作品及び芸術作品の保護に関するベルン条約(1951年)

⑩ 知的財産権の貿易関連の諸側面に関する協定(知的所有権の貿易関連協定) (1994年)

# 4.2 法の執行機関の公平性、スキル、能力及び実践

フィリピンにおける法執行機関に関する現状としては、IPOPHLの活動については一定の評価を得ているものの、法執行全体においては未だに課題が多く残っていると言わざるを得ない。

#### 法執行機関に対する評価

IPOPHLは、知的財産権に関する法施行機関として、次のとおり体制整備を進めており、国際的にも認知されるものとなっている<sup>123</sup>。

- 2017年10月5日、IPOPHLは特許協力条約(PCT)に基づき、国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として世界22か国で正式に任命された
- IPOPHL は現在、東南アジアで2番目の国際調査機関として、国際特許制度等のPCT に基づく制度の有効活用の促進に貢献し、フィリピン及び他の発展途上国における特許制度の利用を促進するというその目標を達成するための体制を備えている
- IPOPHLの品質管理システムは、リスク管理とリーダーシップの強化に 重点を置いた新しい規格である 2015 年改訂版の ISO9001 にアップグレー ドされており、その任務について迅速かつ的確な対応に努めている

他方で、フィリピンにおける法執行の現状については依然として課題も多く 残されている。例えば、EU の知的財産権の執行に関する報告書においては、 次のとおり問題点が指摘されている<sup>124</sup>。

• 行政手続について、①国内の知的財産権関連法令の執行が不十分である、 ②知的財産権について知識・経験のある職員が不足している、③執行機関

<sup>123</sup> IPOPHL、「IPOPHL PERFORMANCE REPORT 2016-2017」URL: https://drive.google.com/file/d/169wNvhrmim4bHMeRfh4m8nGTDPaVr\_B6/view (最終アクセス日:2019 年 1 月 31 日)

<sup>124</sup> EU、「Evaluation of the Intellectual Property Rights Enforcement Strategy in Third Countries, Vol. 1 – Main Report, November 2010」 43ページ から 46ページまで UR L: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/october/tradoc\_148284.pdf(最終アクセス日:2019 年 1 月 29 日)

に十分な予算がない、④汚職が存在する。また、行政手続の利用は結果としてコストが非常に高くつくという問題がある125。

- 税関当局は模倣品対策に対して一定のコミットメントをしているものの、 実体としては BOC による法執行は脆弱なものといわざるを得ない。BOC は現実問題として大量の模倣品の流入を止めることができていない。また、BOC における手続について、法律で定められてはいるものの、現実には執行がなされていないものが存在する。
- 刑事訴訟において課される罰金の額が小さいため、刑事訴訟は不十分な手 段にとどまる。
- 司法手続は解決に至るまでに長期間を有するうえ、複雑であり、関係者が 十分な知的財産権に関する専門知識を有していないことも少なくない。こ の結果、有罪判決率が低くなっている。また、仮に有罪となったとしても 罰金が低額になるなど、抑止力の低い内容の判決しか下されない126。
- 上記の状況を踏まえると、フィリピンにおいては知的財産権の保護と執行 を確保するための法的メカニズムはすでに整っているが、効率的な執行と 実施がなされるに至っているとはいえない。

# 法執行機関間の情報共有等の連携

法執行機関相互の情報共有等については、既に検討した IPOPHL が中心となって行われる各種の取組みに加え、次のような仕組みが存在しあるいは計画されている。

- IPOPHLは、NCIPRの他のメンバーの協力を得て、実施された捜索令状及び押収及び拘留の令状、押収された模倣品の性質、量、価値及び出所に関するデータを収集、整理している127。
- IPOPHL は知的財産事件の捜査と起訴のためのマニュアルを作成、公表しており、当該マニュアルは捜査官、検察官、裁判官、さらには知的財産事件を扱う弁護士によって使用されている128。

\_

<sup>125</sup> 手数料等の法執行機関に支払う費用は低廉であるものの、権利者が自ら専門家に依頼して 調査をし、証拠収集を行わない限り当局による執行が期待できないため、結果として弁護士 や調査会社等の専門家への報酬が高額となり、手続を利用する際の費用がかさむことなる。

<sup>126</sup> 一例として、本章 3.3 で取り上げた Petron Corporation の事例において獲得された有罪判決は、被告人に罰金 5 万ペソ(約 10 万 6,200 円)を命じるものにとどまっている。

<sup>127</sup> WIPO、「Coordinating Intellectual Property Enforcement at the National Level (WIPO/ACE/12/5)」30ページ URL: https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo\_ace\_12/wipo\_ace\_12\_5\_rev\_2.pdf (最終アクセス日:2019年1月29日)

<sup>128</sup> 前同、31 ページ

● NEDAが作成したフィリピンの中期開発計画である「フィリピン開発計画(PDP)2017-2022」は、刑事司法情報交換システム(CJiX)の設置を計画として掲げている。 CJiX は、司法部門に属する政府機関すべてにおいて導入されることが予定されており、各機関はそのために必要な ICT システムを整備するものとされている。これは、犯罪関連、詐欺的商取引、不当競争、知的財産権の侵害、建築と土地紛争などの特別な手続きに関する政府機関交互間の情報共有体制を確立するためのものである。 CJiX の重要な特徴は、各機関が役割を担う刑事事件及びその手続を整合性の取れたものとすること及び情報の収集、保管を一元的に行うことである129。

# 法執行機関と権利者の情報共有等の連携

現在、法執行機関と知的財産権の権利者との間の情報共有等については、次のような対応がなされている。

- IPOPHLは、IPOPHLの手続に関する情報を公衆及び利害関係者に提供するために、2017年9月5日に「情報の自由マニュアル」を発表した。当該マニュアルは、IPOPHLが有する情報へのアクセス等の請求に関する手続を定めている<sup>130</sup>。
- IPOPHL はオンライン出願のシステムの整備を進めており、2016年、商標、実用新案、工業デザインの出願用システムとして eTMfile (商標出願)、eUMfile (実用新案)、eIDfile (工業デザイン)を導入し、2017年には特許出願用の eInventionFile 及び商標の出願に際しオンラインで提出可能な資料の範囲を拡張した eDocFile の運用を開始した<sup>131</sup>

129 NEDA、「PDP 2017-2022」88ページ URL: http://pdp.neda.gov.ph/wp-content/uploads /2017/01/PDP-2017-2022-07-20-2017.pdf. (最終アクセス日:2019年1月29日)

<sup>130</sup> IPOPHL、「Freedom of Information Manual」 URL: https://drive.google.com/file/d/1S-RAzisXDnps76rcjkAPvcPXuFODxU03/view (最終アクセス日:2019 年 1 月 31 日)

<sup>131</sup> IPOPHL、「Performance Report 2016-2017」 URL: https://www.ipophil.gov.ph/8-trans parency/4-transparency (最終アクセス日:2019年1月29日)

# 5 並行輸入の侵害当否に関する規定等

いわゆる並行輸入による知的財産権侵害の成否について、フィリピンの法令及び判例の状況は次のとおりである。

#### 5.1 特許に関する並行輸入

フィリピン知的財産法の第71条第1項は、特許権者が特許を含む製品の輸入を禁止することを認めている。また、同法の第76条第1項は権限のない輸入は特許権侵害を構成する旨を定めている。

もっとも、例外として、安価で品質のある医薬品を提供するための法律 (Universally Accessible Cheaper and Quality Medicines Act of 2008) (共和 国法第 9502 号)は、フィリピンに対する医薬品の並行輸入を明示的に認めている。 2008 年 6 月に制定された同法は、第 7 条において、製品が世界のいずれかの市場において流通した以上、特許権者が輸入を禁ずることはできない旨を定めている。

# 5.2 商標に関する並行輸入

フィリピンにおいて、商標権で保護された製品の並行輸入を禁止する法律は存在しない。この点、並行輸入者に対する独占的代理店による差止請求を認容した最高裁判所の判例がある(Philip S. Yu v. Court of Appeals (G.R. No. 86683, 21 January 1993))が、並行輸入に関する将来の事件において重視されるべきものではないと考えられる。なぜなら、この判例においては、知的財産権に基づいてではなく、民法上の不法行為的干渉(tortious interference)の概念(例えば、第三者が契約当事者の契約上の義務の履行を妨げた場合)に基づいて差止がなされたに過ぎないためである。また、この判例においては、イギリスのサプライヤーが、製品がナイジェリアに出荷されるものと信じていたにもかかわらず、実際には当該製品がフィリピンに配送された点について詐欺が認められているが、並行輸入を実施すること自体が違法であるとは判断されていない。

また、ある写真用紙のフィリピンにおける正規輸入代理店が、香港から当該写真用紙を並行輸入して販売した者に対し、当該販売行為が不正競争に当たると主張した事案(Triangle Sales Corporation and Robert Sitchon v. The Sheriff of RTC QC, et al. (G.R. No. 144309, 23 November 2001))において、最高裁判所は、並行輸入をして販売をする行為は不正競争行為に当たらないとの判決を下した。同裁判所は、当該輸入販売者が当該写真用紙の出所を偽ろうとしていない以上、不正競争行為は存在しないと判断したものであり、並行輸入及び販売をする

ことが正規輸入代理店であるかのように装う詐欺的なものであるとの正規輸入 代理店の主張を否定している。

# 5.3 著作権に関する並行輸入

フィリピン知的財産法は、2013年の改正により、私的目的で輸入される著作物の複製物の数についての制限を削除した。従前は、同法190条1項により、販売目的でない最大3部の複製物の輸入のみが認められていたが、改正法は同項を削除している。

IPOPHIL はこの改正について、当該改正は私的使用目的で輸入できる複製物の数に関する制限を取り除いたものであると公表している<sup>132</sup>。

<sup>132</sup> IPOPHL、「FACT SHEET ON IP CODE AMENDMENT」 URL: https://ipophil.gov.p h/ip-enforcement-menu/106-releases/archive-2013/172-fact-sheet-on-ip-code-amendments (最終アクセス日:2019年1月31日)

# VII 模倣品の流通によりその知的財産権を侵害された企業に対する アドバイス

# 1 模倣品の流通に対して企業がなすべき行動

第Ⅲ章において、模倣品が流通することでその知的財産権が侵害された企業が利用することができる手段(権利者自らによるエンフォースメント及び行政・民事・刑事それぞれの手続によるエンフォースメント)を概観したが、これを踏まえ、現実に模倣品が流通していることを認識した知的財産権の主体たる企業として、どのような行動を起こすべきか、以下のとおり解説する。

# 2 現実に生じている模倣品の流通に対する措置

#### 模倣品の存在及びその流通に関与する者の特定

まず、模倣品の流通による被害を止める前提として、模倣品が流通している事実及び 流通に関与している者を特定する必要がある。これができなければ、被害を止め、ある いは回復するための手段も取り得ないからである。

まず、模倣品そのものについては、販売者から購入する等の方法により流通している 商品を入手した上で、模倣品であることを確定することが一般的に行われている。

また、被害の拡大防止及び回復のためには、模倣品の販売者のみならず製造や流通に 関与する者を特定することが重要である。例えば、市場で模倣品を販売している者は無 数に存在するが、これらの者すべてを相手取って法的手続を行うことは非現実的であ る。模倣品が市場に出回る前の製造・流通といったいわば上流の段階に関与している者 を相手にしなければ、実効的な知的財産権の保護を図ることは困難である。

これらの特定作業に関し、企業側での対応が難しい場合には、知的財産権侵害への対応について経験を有する弁護士及び専門の調査会社の支援を得ることが可能である。 多くの場合、法律事務所は調査会社と協力関係にあるため、弁護士を介して調査会社に依頼することで模倣品の流通や保管について情報が得られる可能性がある。また、法律事務所の中には調査専門の人員を有しているものもある。

第Ⅲ章でも述べたとおり、権利者としては、これらの情報を基に、権利の侵害者に対する警告書の送付といった権利者自身によるエンフォースメント、さらには強制捜査の申立、刑事事件としての告発や民事・行政事件の提起といった手段を選択することとなる。

#### 差押手続の実施における政府機関との緊密な連携

また、レイド(強制捜査)による模倣品の差押は、証拠を収集し模倣品の市場への流入を未然に防ぐために極めて重要な手続となる。これを円滑かつ実のあるものとして

行うためには、知的財産権の権利者と強制捜査の実施主体となる政府機関との間の密な情報交換が必要となる。さらに、強制捜査の申立に対応する政府機関も複数存在するため、いずれの機関に対して申立を行うかの選択も重要な意味を有している。例えば、模倣品の販売行為が行われていることを了知した場合に、権利者としては NBI 又は PNP への告発の他、IPOPHL に対して申立を行うことも可能であるが、IPOPHL は模倣品にかかる捜索押収や侵害者の逮捕を実施する権限を有しておらず、侵害者に対する査察を実施し警告を発することができるにとどまるため133、侵害者に対する警告以上の結果を必要とする場合には、NBI 又は PNP を選択することが適当である。

更に、模倣品がフィリピンに輸入されることを了知した場合等は、そのフィリピン市場への流入を未然に防ぐべく、BOCに適切な情報を提供し、水際措置の発動を促すことも想定される。

これらの政府機関との連携についても、知的財産権侵害に対する対応の経験のある弁護士に相談をし、適切な助言を受けることが望ましい。

#### 模倣品の存在についての告知による流通・消費の抑制

上記のようなエンフォースメントの実施を前提とした対応の他に、模倣品による権利侵害に対しては、消費者に対して模倣品が出回っていることを告知することが考えられる。

これは、市場に模倣品が存在することを消費者に知らせ、その購入を行わないことを呼びかけることにより、模倣品の消費を最小限に抑制するとともに、食料品や化粧品等の模倣品を使用することによる消費者の健康や安全に対し危害が及ぶことを防ぐ意味合いがある<sup>134</sup>。

-

<sup>&</sup>lt;sup>133</sup> **IPOPHL** の権限については第Ⅱ章3参照

<sup>134</sup> 第 VI 章 3 (3)で紹介したネスレフィリピンの事例は、消費者に対して積極的に模倣品の存在の告知が行われたケースである。また、前出(第 IV 章 3.2 (3))のとおり、FDA は食品、薬品、化粧品等の模倣品の摘発に際し、模倣品を使用することの危険性について繰り返し警告している。

# 3 再発防止のための予防的措置

フィリピン国内において多種多様な模倣品が流通している現状に鑑みると、模倣品の流通を根絶することは困難であるが、将来において同様の模倣品流通による被害が生じる可能性を減少させるためには、下記のような予防的措置を講じることが考えられる。

#### 知的財産権の登録

最も基本的であるが効果的な模倣品の防止のための行動は、フィリピン国内において知的財産権を IPOPHL に登録することである。登録を実施することにより、企業の保有するブランドとこれに付随する評価の保護が期待できるとともに、権利者に対してその知的財産権保護のための諸権利が付与されるからである。第Ⅲ章で概観した法律上の手続についても、保護の対象となる知的財産権が登録されていない場合にはその利用が不可能あるいは困難となる可能性がある。

# 安全なサプライチェーン、製造、流通体制の構築

ライセンシーが無断でライセンス対象商品を生産して流通させるといった事態を未然に防止するため、フィリピンあるいはその周辺国における流通・生産工程を監査する ことが考えられる。

#### 消費者に対する啓もう活動の実施

真正品を購入することの価値、及び模倣品を購入して使用することによる悪影響を 周知するための消費者向けの教育及び意識向上キャンペーンを実施すること、業界に おける意識啓発を目指したキャンペーンを実施し、また同様の目的を有するプログラ ムへの支援を行うことにより、模倣品の消費を抑制する。

#### 法的、技術的、及び専門的なサポートサービスの利用

コピー商品を検査するための調査会社、信頼できる経験豊富な現地調査会社、知的財産法の実務経験のある弁護士などを利用することで、模倣品の流通について早期に適切な対応を行うことが可能となる。

#### 関係者との情報共有

知的財産権の権利者は、業界関係者、公的機関、執行機関、立法に関与する団体、消費者団体等との間で積極的な情報共有を行うことにより、模倣品の流通にかかる最新の状況を把握し、侵害行為に対して迅速かつ的確な対応をすることができる。

#### 偽造防止技術の研究及び実用化

光学及び電子セキュリティデバイス、マイクロ彫刻、透かし、ホログラム、スマート パッケージングなどの技術を利用することで、製品が複製されることを困難にすると ともに、税関職員、流通業者、小売業者及び消費者にとっては商品が真正品であること が容易に確認できるようになることが期待される。

# BOC における知的財産権登録

前述のとおり(第 III 章 5 参照)、権利者が BOC の知的財産権を記録するシステムにその商標等を登録することで、BOC が模倣品や違法に生産された真正品の出荷について察知し、その事実を知的財産権の所有者に連絡をすることが容易となる。BOC が模倣品であることを確認した場合には当該模倣品は警告・停止命令の対象となるため、模倣品が市場に出ることが未然に防がれる。

# 4 模倣品対策について協力・支援を提供する機関

第Ⅱ章において解説した政府関係機関、知的財産権行使について知見を有する法律 事務所や調査会社の他に、模倣品対策に関する協力・支援を提供している機関には次 のものがある。

# フィリピン知的財産協会(Intellectual Property Association of the Philippines<sup>135</sup>)

国会、IPOPHL、OBM その他の多くの政府機関に対し、フィリピン知的財産法をは じめとする知的財産権の保護に関する法律及びその施行規則の策定に関する支援を提 供している。

# 5 弁護士の役割・信頼できる弁護士の選定

模倣品による権利侵害又はそのおそれがある場合には、経験を有する弁護士の助力を得る必要性が高い(なお、フィリピンにおいては日本における弁理士に相当する専門職は存在しないため、知的財産権に関する業務は全面的に弁護士が取り扱っている)。フィリピンには多数の弁護士及び法律事務所が存在するが、知的財産権の保護のために適切なサポートを得るためには、必要とされる経験及び能力を有する弁護士を選定することが重要となる。弁護士の能力については属人的な要素が強いため一概にどのような基準をもって選定すべきかを決することは困難であるが、下記のような要素に注目して選定することには一定の合理性があるもの考えられる。

なお、模倣品による知的財産権侵害への対応は専門性の高い業務領域であることから、一般的には、知的財産保護にかかる業務を主として取り扱っている弁護士に依頼することが適当であるといえる。この点、フィリピンにおいては、知的財産にかかる業務を専門として取り扱っている法律事務所(比較的小規模なものが多い)や知的財産権に関する案件を取り扱う部門を有している法律事務所(規模の大きな法律事務所であることが多い)が複数存在するため、特定の弁護士個人へのアクセスを試みるほかに、このような法律事務所を選定の対象とすることも考えられる。

#### (弁護士の選定基準として想定される要素)

● 当該弁護士が、類似の事案について、裁判所、IPOPHL その他関連する政府機関、 さらには民間団体や非政府団体(消費者団体など)が主宰する手続において権利者

<sup>135</sup> IPAP Intellectual Property Association of the Philippines (ウェブページ) URL: ht tp://www.ipap.org.ph/ (最終アクセス日:2019 年 1 月 19 日)

を代理した経験があるかどうか

- 製薬業界での模倣品の取り扱いなど、当該弁護士が特定の分野又は業界に関連した経験を有しているかどうか
- 知的財産権の保護と執行に関する次のような事項について経験を有しているかど うか
  - ▶ 政府機関への知的財産の登録手続
  - ▶ 市場調査会社からの調査報告書をレビューし、模倣品が市場に存在すること を確定する業務
  - ▶ 調査報告書の作成及び強制捜査計画の立案に関する監督業務
  - > 知的財産権侵害行為の中止を求める通告書の作成・送付
  - ▶ BOCによる水際措置等の執行手続における被侵害者の代理
  - ▶ 裁判所に提出する宣誓供述書及び捜索令状の申請書の作成・レビュー
  - ▶ 捜査令状の発令にかかる裁判所における審理中における立証活動
  - ▶ 知的財産権侵害にかかる刑事訴訟の提起
  - ▶ 警察当局及び政府職員との協力による知的財産権侵害にかかる捜索差押の実施
- 知的財産法の実務について当該弁護士又は当該弁護士の所属する法律事務所が表 彰されたことがあるかどうか
- 知的財産権の保護又は執行に従事している国際的な、あるいは国内の協会及び組織のメンバーとなっているかどうか

#### 6 模倣品対策にまつわる留意点・リスク

第Ⅲ章において論じた救済手段、あるいは本章において説明してきた手法を実際に用いて模倣品の流通への対抗策をとるに際しては、①費用その他の労力が相当程度に上り、場合によっては費用に見合った効果が期待できない場合があること、②法執行にまつわる障害により、必ずしも権利の実現が容易とはいえないといった問題が存在する。

#### 費用その他の負担

模倣品により侵害されている知的財産権を保護するための民事、刑事及び行政措置をとるに際しては、権利者は、模倣品の流通にかかる証拠を確保するための調査を行った上で、政府機関に対して救済を求める必要がある。また、事件が裁判所に係属するようになった後も、被害者として訴訟に関与することが要請される。

民事・刑事・行政を問わず、フィリピンにおける事件処理に際しては、事実上、被害者が自ら証拠の収集や立証を行わなければならない事態が度々あることに注意が必要である。これは、政府機関が十分な物的・人的資源を有していないことと関係している。例えば、刑事事件において、検察官ではなく、被害者の代理人弁護士が公判における立証活動を事実上行わなければならないことは一般的である。

このような状況において、現実に法律上の救済を得るまでに、権利者が弁護士その他の専門家に支払う費用や自ら調査等を行うために費やす労力が相当程度に及ぶ可能性がある。したがって、模倣品の流通を防ぐための費用及び労力がこれにより得られる効果を上回ってしまう、本来の事業に割り当てるべき人的・物的資源を失ってしまうといった問題が生じ得ることに留意する必要がある。

#### 知的財産権の効率的な執行及び実施に対する障壁

また、フィリピンにおいては、政府機関における汚職の問題、司法手続において解決までに長期間を要すること、知的財産権保護について十分な訓練を受けた政府職員が不足していることなどの問題により、円滑な権利行使が阻害されるリスクが存在する。例えば、フィリピンにおいては一般的な訴訟事件であっても最高裁判所まで争われた場合には判決の確定までに8年程度を要するといわれている。知的財産権侵害にか

かる事件については、判断を下すにあたっては専門的知識が必要とされるため、さらに

審理が長期化することは珍しくない。

# VIII 管轄機関の連絡先

機関名	
国家知的財産権委員会(National	Intellectual Property Center, 28 Upper
Committee on Intellectual Property	McKinley Road, McKinley Town Center,
Rights (NCIPR))	Fort Bonifacio, Taguig City
	Tel: (02) 238-6300
貿易産業省(Department of Trade and	Trade & Industry Bldg., 361 Sen. Gil
Industry (DTI))	Puyat
	Ave, Makati City
	Tel: (02) 890-9333
フィリピン知的財産庁(Intellectual	Intellectual Property Center, 28 Upper
Property Office (IPOPHL))	McKinley Road, McKinley Town Center,
	Fort Bonifacio, Taguig City
	Tel: (02) 238-6300
フィリピン国家警察(Philippine National	Camp Crame, Quezon City
Police (PNP))	m 3. (a) = a
	Tel: (02) 726-4361
司法省国家捜査局(National Bureau of	NBI Building, Taft Avenue, Ermita,
Investigation (NBI))	Manila City
	Tel: (02) 523 8231
関税局(Bureau of Customs(BOC))	G/F OCOM Building, 16th Street,
	South Harbor, Port Area, Manila City
	Tel: (02) 527-4511
大統領官邸光メディア委員会(Office of the	No. 35 Scout Limbaga St. Quezon City
President Optical Media Board (OMB))	
	Tel: (02) 374-1393
国家通信委員会 (National	NTC Dide DID Dood Foot Wingel
国家通信委員会 (National Telecommunications Commission (NTC))	NTC Bldg., BIR Road, East Triangle, Diliman, Quezon City
Total Communications Commission (NTO)	Difficult, Quezon Only
	Tel: (02) 924-4042
司法省(Department of Justice (DOJ))	Padre Faura St., Ermita, Manila City
	<b></b> ()
	Tel: (02) 523-8482
国家書籍開発委員会(National Book	Unit 2401 Prestige Tower, F. Ortigas Jr.
Department Board (NBDB))	Road (formerly Emerald Avenue)
	Ortigas Center, Pasig City
	Tel: (02) 570-6198

食品薬事管理局(Food and Drug Administration (FDA·旧 Bureau of Food and Drugs))	
	Tel: (02) 857-1900
内務地方自治省(Department of the	DILG-NAPOLCOM CENTER, EDSA cor.
Interior and Local Government (DILG))	Quezon Avenue, Quezon City,
	Tel: (02) 876-3454
農業省 植物産業局植物品種保護室(Plant	2F NSQCS Bldg., Bureau of Plant
Variety Protection Office, Bureau of Plant	Industry, Visayas Ave., Diliman, Quezon
Industry Department of Agriculture)	City
massiy Department of right curve ()	City
	Tel: (02) 929-2543
家来的可考点文(G 2) 15 1	
証券取引委員会(Securities and Exchange	Secretariat Building, PICC Complex,
Commission (SEC))	Roxas Boulevard, Pasay City, 1307
	Tel: (02) 818-0921
国際犯罪対策室(Office of the Special	4th flr. PNP Computer Service Bldg.
Envoy for Transnational Crimes (OSETC))	Camp Crame, Quezon City
フィリピン知的財産協会(Intellectual	Unit 2304 A Tektite West Tower,
Property Association of the Philippines)	Philippine Stock Exchange Center,
	Exchange Road, Ortigas Center, Pasig
	City
	-
	Tel: (02) 687-6443

# IX 参考資料

#### 主要法令

フィリピン知的財産法

 $URL: \ https://drive.google.com/file/d/0B2or2OrWYpIfN3BnNVNILUFjUmM/view?ts=58057027$ 

知的財産権を含む法律違反に関する行政不服申立についての実施細則 URL: http://www.ipophil.gov.ph/images/2017Uploads/Comp\_IPV.pdf

# 関連法令

安価で品質のある医薬品を提供するための法律(Universally Accessible Cheaper and Quali ty Medicines Act)(2008年・共和国法第 9502 号) http://www.ipophil.gov.ph/images/Laws/RA9502.pdf

E コマース法 (e-Commerce Act) (2000 年・共和国法第 8792 号) http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\_id=225417

改正刑法(Revised Penal Code)(1930 年·共和国法第 3815 号) URL: https://www.officialgazette.gov.ph/1930/12/08/act-no-3815-s-1930/

偽造医薬品に関する特別法(Special Law on Counterfeit Drugs)(1996 年・共和国法第 820 3 号)

http://ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/ra8203-special\_law\_on\_counterfeit\_drugs.pdf

共和国法第 623 号にマーキングされた容器の利用に関する規定を追加する法律(An Act Ame nding Certain Sections of Republic Act Numbered Six Hundred Twenty-Three as to In clude the Containers of Compressed Gases within the Purview of the Said Act)(1969 年・共和国法第 5700 号)

http://www.ipophil.gov.ph/images/2017 Uploads/RA-623-Use-of-Duly-Marked-Containers-as-amended.pdf

サイバー犯罪防止法(Cybercrime Prevention Act) (2012 年・共和国法第 10175 号) http://www.gov.ph/2012/09/12/republic-act-no-10175/

消費者法(Consumer Act)(1992 年·共和国法第 7394 号) http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\_id=224741 食品医薬品局法(Food and Drug Administration Act)(2009 年・共和国法第 9711 号) http://fda.gov.ph/attachments/article/29032/RA%203720.pdf

食品医薬品装置化粧品法(Foods, Drugs & Devices, and Cosmetics Act)(1963年・共和国 法第 3720号)

 $http://www.fda.gov.ph/attachments/article/29052/RA\%209711-BFAD\%20Strengthening\%20\ Law.pdf$ 

盗撮防止法(Anti-Camcording Act) (2010 年・共和国法第 10088 号) http://ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/ra10088-anti\_camcording\_act.pdf

2003 年光メディア法 (Optical Media Act) (2003 年・共和国法第 9239 号) http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\_id=224873

フィリピン技術移転法(Philippine Technology Transfer Act (2009 年・共和国法第 10055号)

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\_id=224966

フィリピン競争法(Philippine Competition Act)(2015 年・共和国法第 10667 号) http://www.gov.ph/2015/07/21/republic-act-no-10667/

フィリピン植物種保護法(Philippine Plant Variety Protection Act)(2002 年・共和国法第 9168)

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\_id=225014

反マネーロンダリング法(Anti-Money Laundering Act) (2001 年・共和国法第 9160 号) http://www.amlc.gov.ph/images/PDFs/Laws/RA09160.pdf

#### 報告書

日本技術貿易株式会社(2017)、「主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究」

 $URL: \ https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2017/12/13d6a87b4dd82052e601023fbfe6c4d5.pdf$ 

日本貿易振興機構(2010)、「模倣対策マニュアルフィリピン編」

URL: http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2014/12/48708170fcf 638b8f956f7d9ac28fac3.pdf

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部 (2017)、「ASEAN 地域におけるインターネ

ット上の模倣品対策に関する調査 |

URL: https://www.jetro.go.jp/ext\_images/world/asia/asean/ip/pdf/report\_201703.pdf

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部(2014)、「ASEAN における知的財産にかか わる諸団体等の活動調査報告」

URL: http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2014/11/0508a8766d 25 dcac64 ecc 2d011b6924f.pdf

URL: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/october/tradoc\_148284.pdf

IPOPHL、2012 年スーパー301 条レビューにかかる報告書

URL: https://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/PhilippineSubmission/PHL\_C omments\_2013\_Special\_301\_Review.pdf

IPOPHL, \[ \text{Freedom of Information Manual (IPOPHL People's FOL Manual)} \] URL: \[ \text{https://drive.google.com/file/d/1S-RAzisXDnps76rcjkAPvcPXuFODxU03/view} \]

IPOPHL, [Performance Report 2016-2017]

URL: https://www.ipophil.gov.ph/8-transparency/4-transparency

NEDA, \[GammaTechnical Details of the National Survey FILIPINO 2040 Aspirations, Values, and Principles of Filipino Peopl\]

 $\label{lem:url:lem:u$ 

USTR、2014年スーパー301条報告書

 $\label{lem:url:lem:u$ 

WIPO,  $\lceil$  Coordinating Intellectual Property Enforcement at the National Level  $\rfloor$  URL: https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo\_ace\_12/wipo\_ace\_12\_5\_rev\_2.pdf

# 新聞・ニュース等

ABC CBN News (= 2 - 2 + 1) 1 of 10 medicines in RP is fake URL: https://news.abs-cbn.com/-depth/11/17/10/1-10-medicines-rp-fake

CNN Philippines (ニュースサイト) 「Billions worth of fake products seized in Bulaca n |

URL: http://cnnphilippines.com/news/2017/06/17/billions-fake-products-seized-bulacan.html

GMA News (ニュースサイト)「FDA to Intensity campaign against fake medicine」 URL: https://www.gmanetwork.com/news/news/nation/648452/fda-to-intensify-campaign-against-fake-medicine/story/

INQUIRER (現地紙) 「Binondo raid yields P2-B fake gadgets, home items」 URL: https://newsinfo.inquirer.net/937783/binondo-raid-yields-p2-b-fake-gadgets-home-items

INQUIRER(現地紙) 「Gov't seizes P8.2B worth of sake, pirated goods」 URL: https://business.inquirer.net/247131/govt-seizes-p8-2b-worth-fake-pirated-goods

INQUIRER(現地紙) 「NBI seized fake perfumes, cosmetics from Manila mall」 URL: https://newsinfo.inquirer.net/605779/nbi-seizes-fake-perfumes-cosmetics-from-manila-mall

IPOPHL  $\;\;\lceil$  NCIPR, IPOPHL NET P17.9 B IN PIRATED, COUNTERFEIT GOODS - HIGHEST IN A DECADE  $|\;\;$ 

URL: https://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/856-ncipr-ipophl-net-p1 7-9-b-in-pirated-counterfeit-goods-highest-in-a-decade

INQUIRER (現地紙) 「FDA warns vs fake paracetamol tablets」 URL: https://newsinfo.inquirer.net/978051/fda-warns-vs-fake-paracetamol-tablets

Manila Bulletin(現地紙) 「Almost P3-M worth of fake medicines seized in Manil a」

URL: https://news.mb.com.ph/2018/01/27/almost-p3-m-worth-of-fake-medicines-seized-in-manila/

NEWSBYTES (ニュースサイト) 「Online seller in hot water as fake gadgets are seized in Binondo raid」

 $URL: \ http://newsbytes.ph/2014/12/17/online-seller-in-hot-water-as-fake-gadgets-are-seized-in-binondo-raid/$ 

NEWABYTES (ニュースサイト) 「P20-M worth of counterfeit mobile phones, e-cig arette seized |

 $URL:\ http://newsbytes.ph/2017/02/07/p20-m-worth-of-counterfeit-mobile-phones-e-ciga\ rettes-seized/$ 

Philippines News Agency (国営フィリピン通信) 「PH market 'flooded' with fake meds, beauty products: FDA」

URL: http://www.pna.gov.ph/articles/1023649

The Manila Times (現地紙) 「P4.5-M in fake cosmetics seized in Qioapo, Malabo n」URL https://www.manilatimes.net/p4-5-m-fake-cosmetics-seized-quiapo-malabon/301102/

Sunstar (現地紙) 「BOC seizes P60-M fake beauty products」

URL: https://www.sunstar.com.ph/article/1655657

# ウェブサイトその他

APAA Asian Patent Attorneys Association  $( \dot{\mathcal{D}} \times \mathcal{T} \sim - \dot{\mathcal{D}} )$ 

URL: http://apaaonline.org/about-us/

PAP Intellectual Property Association of the Philippines (ウェブページ)

URL: http://www.ipap.org.ph/

# [経済産業省委託事業] フィリピンにおける模倣品流通実態調査

2019年3月 禁無断転載

[調査受託]
PUYAT JACINTO & SANTOS

独立行政法人 日本貿易振興機構 知的財産課

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で 提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご 留意の上、ご活用ください。